

ひたす意なり「攷證」といふが如きものなり。されど「ヒヂ」が延びて「ひづち」となれりとは語法上いひうべき説にあらすして、學問上理なきことなり。古義には「ヒヂ」を活したるものといひて、「タギツ」「モミヅ」の例をあけたるがその説も無理なる故に全くは従ひかぬるが、假に「ヒヂ」即「溼土」の活用せる語として見れば「溼」によれたる由にこそいへ、水にぬれたる由にのみいふは不條理なりとす。われ思ふに「ヒヅ」と「ヒヅチ」とは同じ源の語にあらすして意義もまた別なるべし。今この語の假名書なるものの外の例を見るに、上にあげたる「溼打」「土打」の外には、この卷「二三〇」に「玉梓之道來人乃泣淚霏霏爾落者白妙之衣溼漬而」又卷七「一〇九〇」に「吾妹子之赤裳裾之將染溼今日之霰霏爾吾共所沾名」とありて他の書きざまなるものはなし。されば、これはいづれにしても泥土に關する義をもてる語なりと考へらる。さて、略解には、上の卷七の歌の條に「染溼は義を以書き。此字の書きまをとて、ひづちひぢの語釋べし。」といへり。古義は之を駁して、「染溼は物に濕つ中の一方に就る書きまなり。此字に依てすべてヒヅツは溼に染ことぞと思は偏なり。略解の説など大誤なり。」といひたり。されど、上にあげたる如く、義をもてかけるには「泥」「土」の字必ずありて他の書きざまのものの一もなし。そのうち「溼打」「土打」は「ヒヂウチ」の音をかりたりといふことをうべけむ。されど、「溼漬」「染溼」の二つは疑ひもなく、その意義によりてかけりと見られ、又然見ずしてはこれを「ヒヅチ」とよまむ由もあらざるべし。されば、これは「溼に染み漬る意なるべきを思ふと同時に」「溼打」「土打」も本義によりてかけるものなりと思はる。かくて考ふれば、「ひづち」と「ひづ」とは別の語にして別の義なるべければ、略解の卷七の釋もすぎた

るものといふべし。余は「ひづ」と「ひづち」とは別の語なりと思ふ。然るに古義にはこの歌の條に曰はく「溼字につきて溼に漬てぬる」とことと思ふことなかれ。比豆都は雨露涙などをはじめ何にもぬるることに云りといへり。この義は果して従ひうべきか。今上の諸例につきてひづちたるものと、そのひづちたる因縁と事情とを對照して見れば、

- アサ露に 玉裳は ひづち (この歌)
- 同 赤裳の裾 ひづち (卷十五)
- 春雨に 赤裳の裾 にほひひづち (卷十七)
- 涙(二) 白妙之衣 ひづち (卷二、二三〇)
- こさめ(二) 赤裳裾 ひづち (卷七)
- ? ? こいまろびひづち (卷三、卷十三)

の如くなるが、その卷三卷十三なるは何事とも明かに示されねば、論は如何様にも立てうべきが故に別として、その他の例を見るに、卷二は「衣」といひたるにて稍異なれど、他はすべて裳にいへるを注意せよ。しかもその裳も多數が裾なるに注意せよ。ここに吾人はその「ひづち」といふ事を起す原因が、雨にせよ露にせよ。(涙は雨露に准じたるものなれば、論の外なり。)そのひづちといふ事實を生ずるものは裳の裾なることを注意すべきを思ふ。裳といへるはその全體をさし、衣といへるは更に衣服の全體をいへるにてその實にひづちする物は衣服のうちにも下部の外面なる裳にあり、裳にてもその下部の裾にありと見るべきにあらずや。而して、屋内

のことにあらずして野外の道路の上の事にいへるは諸例に通じたる現象なり。かくてその原因として雨露をいへり。さればそれらを綜合して考ふるに道路の上にてある事にして、雨露によりておこることにして泥土の作用にして、裳の裾にあらはるることにして、しかも「漬」字にて示さるる事實といはざるべからず。かく考ふるときは、これは吾人が雨天にぬかみを行くときに、衣の裾が泥土に汚れ、染みつかる事にあらずや。この事以外に上述の諸の條件にあてはまる事はあらずべし。かくて之は衣にて泥を打つといふ事をさすとみる時にはその「墮打」土打の文字はまさしく實事を適切にあらはしたる語にして、これこそ本義にして、他は義により書きたるものと考ふ。即ち泥の點々を裳の裾をばぬかみたる泥土に打ちつくるさまにして染み汚すことをば「ヒヂウチ」といひ、それをつづめて「ひづち」といひたるものと考ふるなり。ここに於いて、卷三卷十三なる「こいまろびひづちなけく」といへるも、道路にふしまろびて、今の所謂泥まみれになるをいへるものと考ふるなり。かくの如く解してはじめて「ひづち」と「ひづち」とは同義同語にあらざるを知るべし。而して、契沖が禮記の曲禮にいへる「送葬不避塗潦」といふ語を引けるも由ありといふべし。塗潦は道路のぬかみなり。この精神にて、人の葬を送るには道路のぬかみにて裳の裾の泥まみれになるをも知らず、悲しみの爲に又少々は知りても、直路に行きて避けず、謹慎と禮儀との爲にぬかみを見るをばさくふみてゆくさまを想像しうべきにあらずや。

○夕霧爾「ユフギリニ」になり。「アサツユニ」「ユフギリ」と對していへる例は、卷十五「三六九一」の例にて知るべし。これは下にいへる旅宿の夕のさまをいふなり。

○衣者沾而「コロモハヌレテ」なり。衣の濡るるは霧のみにあらず、涙もあるべし。以上四句對句をなせり。

○草枕「クサマクラ」旅の枕詞なること、卷一にいへり。

○旅宿鴨爲留 舊訓「タビネカモスル」とよみて異論なかりしが、古義には「留は元須とありしを誤れるならむといひて「タビネカモセス」とよみ、「は皇女の御事を申し、ことにその皇女に獻れる歌なれば爲留」と云むはいと不敬ならずや」といひたれど、上にもいへる如く、歌には必ずしも敬語を用ゐぬものなり。古義が既に引ける如く、卷三「皇者神二四座者天雲之雷之上爾盧爲流鴨」(三三五)とあるにも「セル」とよむべしといふ説あれど、必ずしも然らざるなり。この故に古來の訓のままにてよしとすべし。「カモ」は疑の助詞にして之に對して「スル」と結べり。藤原都より越智野まではさほど隔れる所にあらねば、ここは遠き旅に出でたまふ由にていふべきにあらず。さらばこの旅ねとは何をさすかといふに、考に「古へは新喪に墓屋を作りて一周の間人しても守らせ、あるじもをりく、行て或はそこに住人も有しなり」といへるが、その頭注に記せる如く、日本紀舒明卷に「蘇我氏諸族等悉集爲島大臣造墓而次于墓所。爰摩理勢臣墳墓所之廬退蘇我田家而不仕」などあるによりて、墓所に廬を作りて住みしことを察すべし。

○不相君故「アヌハキミユエ」とよむ。童蒙抄に「アヌハキミカラ」とよみたれど、従ふべからず。幽明境を異にして再びあはぬ故によりての意なり。これは上に「けだしくもあふや」と思ひて

云々せさせ給ひしかど、やはり逢ひ給はざりきといふ結果を呈せるをさせるが、この故は世にいふ如くなるにの意にはあらざるなり。

○一首の意 この歌二段落なり。第一段落はあすか川の瀬に生ふる藻が、水流に従ひ、上流より下流に向ひて靡きゆられて、左右にゆれ揺ぐが如くに、彼方此方により靡ひ従ひし夫の命の神去りまして、共に寝ね給ふ事もなくなれば、夜床も次第に荒れ行くならむといひて、人麿が、その歌の主人公と立てたる人の御境遇を想像したるなり。これ最後をらむとしたる所以なり。第二段落は以上の如き境遇にあらせらるるが故に、自ら何とかして、その淋しさを慰めむと思ひたまへども、その悲しさ淋しさを慰むる方法もおはしまさねば、堪へかねて、若し、或は、その夫の命にあひたまふことありやと思ひ給ひて、かく藤原都より、この墓所たる越智野にわざ／＼いでまして、且露をふみて、衣の裾をぬらし、夕霧に衣をぬらしては泣きつつこの越智野の御墓所の側なる廬に旅宿したまふにかあらむ。かく旅宿したまふ所以は、その夫の君に若しやあひたまはむかと思ひたまふ故にこそありけれど、しかしながら、遂に相ひたまはぬ君なり。されど、その君故にかくは旅宿をばしたまひつるは御志の至りといふべしとなり。

反歌一首

○上の詞書には短歌とありて、ここに反歌とあり。これ短歌はその體よりいひ、反歌はその用よりいひたるが爲にしてここにてはさす所は同じものなり。

(一九五)

敷妙乃袖易之君玉垂之越野過去亦毛將相八方

野爾過奴。

○敷妙乃「シキタヘノ」とよむ。その意は卷一七二にいへり。

○袖易之君「ソデカヘシキミ」とよむ。卷三四一に「白細之袖指可倍互靡寢」卷四五四六に「敷細乃衣手易而自妻跡憑有今夜」卷十一二四一〇に「敷白之袖易子忘而念哉」卷九一六二九に「白細乃袖指代而佐寢之夜也常有家類」などその例なるが、衣の袖をかはして寝ぬるを「ソデカヘシ」といへるなり。

○越野過去 舊本「コスノラスキテ」とよみたれど、越野は「チチヌ」なることは論なし。「過去」を「チスギテ」とよまむは聊か無理なり。代匠記には「チスギヌ」又「スギユキ」「スギユク」などよみて一定せず。童蒙抄には「スギニシ」とよみたれど、いづれも穩かならず。考には「チチノニスギヌ」とよみたり。これは「一本云」と同じ語となるものにして、かくては「一本云」と注せる證なきに似たれど、こはその字面の異なるによりてあけしなるべし。越野をすぎるとよむ時はそこをすぎて何處に行けることになりて意通せず。ここは「過ぎ」とよみ「去」を「ヌ」の複語尾にあてしものとすべし。「スギヌ」とは死去をいへることは卷一四七の「過去君之の下にいへり。即ちその夫の君の薨せられて、越野に葬られてましますをいへるなり。以上一段落なり。終の「云」はこの第三句をば異なる字面にてかけるものありといふ事を示せるにてよみ方も意も同じ。

入し得ず、而かも理定、執氣、
執著からば、行はてゐる所、
も生けよん、唐の命に面、
まて、とせしめ、歌、
唐、作、中、七、傳、を、す、その、
ら、う、と、

○亦毛將相八方 舊訓「マタモアハヌヤモ」とある、ヌは誤なること著し。西本願寺本、大矢本、京都大學本などは「マタモアハメヤモ」とあり。考には「マタモアハムヤモ」といひ、玉小琴に「マタモアハメヤモ」とよめり。將相は「アハム」なるが、これより「ヤモ」につく時は、古語已然形の「メ」よりするを常とす。この事は卷一「二」「三」等にいへり。而してこれは反語をなす。

○一首の意 この歌二段落なり。君の契りをはし賜ひし夫の君は越野にかかりましぬ。また再びあひたまふ事あらむや。恐らくはあひ賜ふことあらじとなり。

右或本曰、葬河島皇子越智野之時、獻泊瀨部皇女歌也。日本紀曰、朱鳥五年辛卯秋九月己巳朔丁丑、淨大參皇子川島薨。

○ これ上の歌につきての或本の傳を注したるなり。

○河島皇子 この皇子は天智天皇の御子にして、御母は忍海造小龍が女、色夫古娘なる由、日本紀に見えたり。この皇子の日本紀天武天皇十四年正月の條に、淨大參位を授けられたる由見え、持統天皇五年正月の條に、封百戸を増し前に通じて封五百戸となれる由見え、同年九月に「丁丑淨大參皇子川島薨」と見ゆ。〔致證にこの次に「辛卯以直大貳贈佐伯宿禰大目並贈賜賻物云々と見えたり」といへるは、佐伯宿禰大目に位と賻物とを贈られしにてこの皇子には關係なきを思ひ違ひせしなり。〕

○越智野 上にいへる「ヲチヌ」なり。

○泊瀨部皇女 通行本泊瀨皇女に作る。誤りて、部字を脱せるなり。古寫本部を加へたるものあり。〔古葉略類聚抄、神田本、西本願寺本 按ずるにこの左注の趣にてはこの皇女川島皇子の御妃たりしなるべし。從兄弟の間にまします。〕

○朱鳥五年云々 これは今の日本紀には持統天皇の五年にして、朱鳥元年よりは六年にあたれば、一致せず。これは既にいへる如く、古本の日本紀と今本と一年の差ある爲なり。

明日香皇女木庭殯宮之時、柿本朝臣人麿作歌一首并短歌。

○明日香皇女 天智天皇の皇女なり。日本紀天智卷に曰はく「遂納四嬪……次有阿陪倉梯麿大臣女曰「橘娘」生、橘鳥皇女與新田部皇女」とあり。續紀文武天皇四年の條に「夏四月癸未、四日、淨廣肆、明日香皇女薨、遣使吊賻之。天智天皇女也」とあり。これによりて、この歌はその文武天皇四年四月の頃の詠なることを見るべし。

○木庭殯宮之時 「庭」字代匠記の初稿には「庭」に當るべしといひ、清撰本には「庭」字なるを「庭」に作るを誤れるかといへり。按ずるに「庭」字は普通の字書に見ゆる所なき字なるが、美夫君志に曰はく「庭」の字は字書に見えず。集韻に「庭」或從瓦とあり。此「庭」の扁傍を左右せるなり。文字の扁傍を左右し、又は上下するを「隸行」といふ。漢議郎元賓碑に「翻馨色斯」とありて「隸釋」云「以馨爲翥、隸辨云、碑蓋移羽於上、所謂隸行也。又郭忠恕佩觿に「馨」之作「詞」、則是謂隸行とあり。もと篆文を變じて隸書とするをいふなり」といへり。さてこの「木庭」を如何によむべきかといふに、

この字面、本歌中にも存して之を古來「コカメ」とよみ來れり。それをば、考に「キノベ」とよみ改めてより諸家之に従へり。按ずるにこれは殯宮の所在の地名なること著しければ、「コカメ」とよまむも「キノベ」とよまむも、さる地名なくては空言に墮すべし。考にはこの「木甕殯宮」と次の歌の「城上殯宮」と同じといへるなるが二者を全く同じとすることは賛成しかぬる所なれど、「木甕」即ち「城上」にして同じ地名なりとする説は従ふべきに似たり。この「城上」は和名抄に大和國廣瀨郡の郷名に「城戸」とある、その地なるべし。然るときは、これは「キノヘ」とよむべく、「ベ」と濁るは誤なるべし。今之を「キノヘ」とよむこととすべきが、「木甕」にて「キノヘ」とよみうべきかといへに、これは「甕」に「ヘ」の語を充つることを得るを證すれば、足りぬべきなり。さて「甕」は「甕」と同字にして結局は「缶」字の別體たるべきものたること明かなるが、その「缶」は「瓦器」即ち今いふ土器の總名なるが、古語にはこれを「ヘ」といひたるなり。新撰字鏡を見るに、「甕」に「可多倍」の訓あり、「甕」に「加万戸」の訓あり、「甕」に「加太倍」の訓あり、「甕」に「隨」に「ヨコヘ」の訓あり、「甕」に「奈戸」の訓あり、「甕」に「も」に「奈戸」の訓あり、これらの「ヘ」即ちその熟語中であらはれたるなり。又古語に「いはひへ」あり、「齋戸」とかき(卷三三七九、四二〇)卷九一七九〇(卷十三、三二八四)齋忌戸(卷三、四四三)伊波比倍(卷十七、三九二七)卷二十四三三一「以波比弊」(卷二十、四三九三)又日本紀神武卷の自注に「嚴倉此云怡途背」とあるも、「盆」を「ヘ」と訓せるものなり。かくて「木甕」即ち「キノヘ」とよむべきことは明かなりといふべし。その「キノヘ」は上にいへる如く、大和國廣瀨郡城上郷の地なるべきこと亦明かなるが、その地は今の如何なる處にあたるかといふに、廣瀨郡は今北葛城郡の一部に入りて

あるが、右の「キノヘ」の岡に當る處は同郡馬見村大字大塚にありといひ(大和志料)又大塚村の南方につゞける六道山の地なりともいへり(北葛城郡史)なほ弘福寺文書によれば、廣瀨郡廿一條五里卅一坪、卅二坪、卅三坪に當りて木戸池あり。この地點は今北葛城郡王寺驛の東南より舊の廣瀨郡と葛下郡との間を遠く南に延び高田驛の西北に達する一帯の丘陵汽車にて行けば、この丘陵の西麓の地を通るなり(の東麓に當るものなるべきが、六道山はその南端に近き邊にあり。その山の附近に池あり。これ或は古の木戸池か。「殯宮之時」は「一六七」の條にいへる如く、なほ「アラキノトキ」とよむべし。即ち明日香皇女の薨ぜられて、城上の地に殯宮を設けて喪葬の御儀ありし時といふ事なるべし。さてこの皇女薨去の時は文武天皇の御宇なれば、同じく「藤原宮御宇天皇御代」といへるうちにも世は既にうつりて文武天皇の御代をさせりと知るべし。

○柿本朝臣人麿作歌　これは上にもいへれば、今略す。さてこの文句をば、考には「人麿」忍坂部皇子歌の誤として改め、檜婦手なども之に従へり。考がかくせる理由は如何といふに、先づ「忍坂部皇子」をいひて「上の泊瀨部皇女の御兄弟にて明日香皇女の御夫君におはしける」といひ、次に「此長歌に夫君のなけき慕ひつつ木のべの御墓へ往來し給ふさまをいへるも、上の泊瀨部皇女の乎知野へ詣給ふと同じ様也」然れば、此端にそのかよはせる皇子の御名を學ぶべきに、今はここには落て、上の歌の端に入し也。他の端詞の例をも思ふに疑なければ、彼所を除てここに入れたりといへるなり。然れども、いづれの古寫本にもかくの如きことなければ、従ふべき

にあらす。加之明日香皇女の御夫君が忍坂部皇子なりといふ事は如何なる根據ありていへる事にか。歌の詞によれば明日香皇女に夫のましませる如くは見ゆれど、その夫君の誰人にもましますかの證を一も見ざるものなるが、こは恐らくは眞淵の臆測に止まるものなるべく、前の歌の端詞を漫然とり來りてここに加ふるが如きは妄斷といふべし。然るに眞淵の改竄説に従ふを肯んぜざる攷證をはじめ略解、以下一切の萬葉集研究家、かかる臆斷を既定の史實として盲從せるは如何。かくの如き態度を以て萬葉集を説き、それを基として時勢を論じ、文化を談ぜむとするは大膽とやいはむ。妄斷とやいはむ。驚くべき事なりとす。

○并短歌 攷證にはこの下に二首の二字脱せりとせり。必ずしも然いふに及ばざること屢いへる所なり。又美夫君志は短歌を小字とせり。これ多くの古寫本に従へるなるが、從來の例によれば必ずしも従ふを要せず。

(一九六)

飛鳥明日香乃河之上瀨石橋渡下瀨打橋渡石橋生靡留玉藻毛叙
絶者生流打橋生乎爲禮流川藻毛叙干者波由流何然毛吾王乃立者玉藻
之如許呂臥者川藻之如久靡相之宜君之朝宮乎忘賜哉夕宮乎背賜哉宇
都曾臣跡念之時春部者花折挿頭秋立者黃葉挿頭敷妙之袖携鏡成雖見
不猷三五月之益日頰染所念之君與時時幸而遊賜之御食向木礎之宮乎

常宮跡定賜味澤相日辭毛絶奴然有鴨綾爾憐宿兄鳥之片戀婦一云朝露
朝鳥朝露往來爲君之夏草乃念之萎而夕星之彼往此去大船猶預不定見者
遣悶流情毛不在其故爲便知之也音耳母名耳毛不絶天地之彌遠長久思
將往御名爾懸世流明日香河及萬代早布屋師吾王乃形見何此焉

○飛鳥 トブトリノとよむこと及びその意上一九四におなじ

○明日香乃河之 アスカノカハノとよむこと及びその意上一九四におなじ

○上瀨 舊訓ノボリセニとよみたるが上一九四におなじくカミツセニとよむべし。ニといふ語は文字の上にはあらはれねど、下の渡といふ動詞に打合せては必ずなかるべからず。かかる場合にニを加へてよむ例は卷一「二七」「四八」「六〇」以下に多し。意は上一一九四におなじ。

○石橋渡 舊訓イハハシワタシとよめり。古寫本中神田本、細井本にはイシハシともよみたるもあり。石はイハともイシとよむべきが萬葉集中にはこれを假名書にせるものなければ、必ずいづれをよしと定めよむべき理由を知らず。和名抄には石橋に以之波之の訓あれば、之に従ふべきが如くなれど、それは石造の橋といふによりて別なりとの説あり。これは一概の説にして、ここにいへる橋をも石造の橋もいづれもいはしといはしといひうる道理のものなり。然れど古語は今人の考へたる道理のみにて解決すべきにもあらざるべく、萬葉集には古

來いははし」とよみ、その後の歌にも、いしはし」とよめるもの稀なれば、古來の訓も故ある事なるべく、今之を否定すべき有力の根據も無ければ、姑く之に従ふべし。さてその「イハハシ」とは如何なるものかといふに、これは今の岩石にて造れる橋をさすにあらすして、多くの石を川の淺瀬に並べおきて人の歩渡する便に供したるものをいふ。この石橋は支那にも古代より行ひし事にして爾雅の釋宮に「石杠謂之笱」に注して郭璞曰はく「聚石水中以爲步渡約也」。孟子曰歲十一月徒杠成。或曰今之石橋」と。而石橋の文字がまさしく上にいへるものを示せるを見るべし。さてかく水中に石を置けるものなる故に下に藻の生ふるといへる所以も知らるべし。今の如く、水面を離れ、中空に架したるものにては藻の生ふる事あるべからざるを思へ。

○一云石浪　これは一説に「石浪渡シ」とあるをあけたるなり。「石浪は、イシナミ」とよむべく、浪は借字にて石並即ち、上にいへる石橋と同じものにして語を異にせるなり。「イシナミ」といふ語の例は卷二十四三一〇に「安麻能河波伊之奈彌於可婆都藝豆見牟可母」とあり。

○下瀬　これも舊訓「クタリセニ」とよみたれど、上瀬におなじく「シモツセニ」とよむべし。その意上一九四にいへるにおなじ。

○打橋渡　舊訓「ウチハシワタシ」とよみたるが、萬葉集措解、古義、美夫君志は「ワタス」とよむべしといへり。「ワタシ」と連用形によめば、下につづくる勢となるが、ここは一旦きりたる方、意引きしまるが故に「ワタス」とよむをよしとす。「打橋」とは如何なるものかといふに、日本紀神代卷下書に「又爲汝往來遊海之具、高橋浮橋及天鳥船亦將供造於天安河、亦造打橋」又天智卷の童謠に「于

知波志能都梅能阿素弭爾伊提麻栖古」又本集卷四、五二八に「千鳥鳴佐保乃河門乃瀬乎廣彌打橋渡須奈我來跡念者」卷七、一九三に「勢能山爾直向妹之山事聽屋毛打橋渡」卷十、二〇六二に「機囀木持往而天河打橋度公之來爲」二〇五六に「天河打橋度妹之家道不止通時不待友」卷十七、三九〇七に「泉河乃可美都瀬爾宇知橋和多之余登瀬爾波宇根橋和多之云々」とあり。これらにて「ウチハシ」といふ語又打橋といふもの、のさまを考ふべし。これにつきて本居宣長は玉の小琴に「うちはしを打渡す橋と心得るはいかゞ。打渡さぬ橋やあるべき。故に思ふに、打は借字にてうつしの約りたる也。こゝへもかしこへもうつしもてゆきて時に臨て、かりそめにわたす橋なり」といへり。これは源氏物語、枕草子などにいへるうちはしを思ひての事ならむが、それらは宮中の馬道などの上に臨時に打ち渡すものなれば、かくいへる一わたり聞えたるが如し。然れども、うつし橋といふもの古今にその名も聞えず、又しかいへる事の如く、實際に橋をば彼所此所に持ちあるくといふことは古今に未だ聞かざる所なり。宮中の打橋は蓋し、用あるに臨みて打渡し、用すめばはづして旁に取置きたりと見ゆ。それとても彼方此方に持ち行くものにはあらざるなり。ことに、天智紀の童謠なるは常設の橋たることは明かなりとす。されば、本居説は従ふべからず。按ずるに、これはなほ打橋の義なるべく、その橋は、高橋、浮橋、石橋などに對していへる語にして、板なり、材なりをば、彼方の岸と此方の岸とに打渡してかけたる橋をいふなるべし。これに對して、水中に石を置くを石橋といひ、水面に材木又は船を浮かべてつくれるを浮橋といひしなるべく、その打橋の岸の極めて高きにかけたるが高橋なるべきな

り。この次の飛鳥川には上瀬に石橋、下瀬に打橋といひ、卷二十の泉河には上瀬に打橋、淀瀬に浮橋といへるにて、歩渡りすべくもあらねど、あまりに河幅の廣からぬ處にかくるものなるを見るべし。

○石橋 舊板本の訓「イシ、シノ」とあるは、「イシハシノ」の誤なること著しきが、代匠記には「イハハシニ」とよめり。下の「生」といふ語に對すれば、「ニ」とよむべきなり。

○一云石浪 上の場合と同じ。「イシナミニ」とよむべし。

○生靡留 舊訓「オヒナヒカセル」とよめり。代匠記には「オヒテナビケル」ともよむべしといひ、考には「オヒナヒケル」とよめり。按ずるに舊訓は七音によまむためにせるならむが、靡留にて「ナビカセル」とよむも少しく無理なるのみならず、「ナビカセル」といふ語にてはここに適せず。代匠記の説も七音にせむ爲なるべきが、「テ」を加ふることも少しく無理なり。さるはこの歌の音數には種々の變態あれば、恐らくはここも考の説の如くはじめより六音によむべく構へしものなるべし。その意は上にいへる如く、水中に石橋としておける石に藻の生じて、長く水に從ひ靡けるをいへるなり。

○玉藻毛叙 「タマモモゾ」とよむ。玉藻は藻をたたへていへること上の「一九四」の場合におなじ。「毛叙」は「もとぞ」との係助詞を重ねていへるものなるが、かかる場合には平安時代にては「もとぞ」個々の意にあらずして相合して新に將來をかねて推測する意をあらはすものとなれり。本集にある「もぞ」にはさる特別の意をあらはさずして、ただ「もとぞ」の本然の意を以て重ね用る

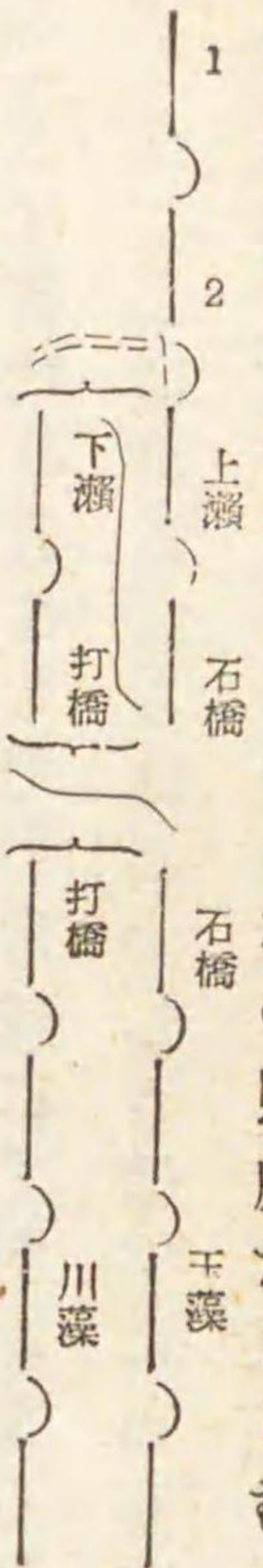
られたるものなるが、その意は「も」に主點を置き「ぞ」は其れに強勢を加へたるものと見ゆ。本卷「二一〇」に「吉雲曾無寸」卷十一「二五五〇」に「立念居毛會念」などあるこれなり。ここは「玉藻」といふものも絶ゆれば生ふるといふ事のありと「ぞ」といふ如き語意なりとす。

○絶者生流 「タユレバオフル」とよむ。意は藻といふものも、切れ絶えて一時なくなりたりとも再び生ふるといふ事ありといふ程の意なり。「オフル」と連體形にせるは上の「ゾ」に對しての結なり。

○打橋 これは舊訓この下の「生」までを一句として「ウチハシオフル」とよみたれど、義をなさず。代匠記はその下の「乎爲禮流」までをつけて「ウチハシオヒテセル」とよみたれど、これも義を爲さず。考にはこれを「ウチハシニ」とよみたるが、上の「石橋」をも「イハハシニ」とよみたれば、それに照してこの訓をよしとす。「ニ」は下の「生」に對して加へよむこと上の場合におなじ。

○生乎爲禮流 「乎爲禮流」は古來「ラスレル」とよみ、代匠記に「テセル」とよみたれど、いづれも古今にさる語のなきが故に従ふべからず。童蒙抄には「生」は「靡」の誤、爲は「鳥」の誤として「ナビキヲ、レル」とよみ、考は「爲」のみ「鳥」の誤して「オヒヲ、レル」とよみたり。この所いづれの古寫本にも誤字更になければ、誤字説には容易に従ひ難し。されば「生」の字を「靡」の誤とする説はもとより従ふべきにあらぬが、爲を「ス」又は「セ」とよみても、并「とよみても語をなさねば、姑く考の説の如く「オヒヲ、レル」とよみおき、さて後その當否を決せむとす。先づかく「ヲチレル」といふ語當時ありしか如何といふに、卷六「九二三」に「春部者花咲乎遠里」一〇一一に「春去者乎呼理爾乎呼里鷺之鳴

○ 以上十四句、その地の實景を借り來りて、一旦なくなりても、再び生じ來ることあるものをあけて以て、下にはむとする事の照應たらしむ。而して、最初二句を除く外は次の如き



形式にて對句をなし、以て、次下の句を導き出さむとせり。

○ 何然毛 「ナニシカモ」とよむ。「然」と「毛」とは借字にして、語は「何」と「シ」といふ強意の助詞と「カモ」といふ疑の助詞とによりなれる語なり。この語の例は卷七「二五一」に「佐保河爾鳴成智鳥何師鴨川原乎思努比益河上」卷十五「三五八一」に「奈爾之可母奇里爾多倍久奈氣伎之麻左牟」など多し。何故にかと疑ひいひて、下の「忘賜哉」「背賜哉」にかゝれるなり。

○ 吾王乃 「ワガオホキミノ」とよむ。意は、明日香皇女をさし奉れり。

○ 立者 舊訓「タチタレバ」とよみ、代匠記には「タタセレバ」とよみ、考に「タタスレバ」とよみ、略解に「タタセバ」とよめり。これは攷證にいへる如く、舊訓の「タチタレバ」といふはしかよみうべき字面にあらねば従ひがたし。又考の「たたすれば」とよみたるも、たたする「たたすれ」といふ語なきが故に従ひがたし。又「タタセレバ」は破格にあらねど、立者の二字をよむべき語にあらず。これはその字のままによむべきが、略解の如くに「タタセバ」とよむも不可なるべきが、直ちに「タテバ」とよめてもよかるべし。歌には必ずしも敬語を用るざればなり。

○ 玉藻之如許呂 舊訓は「玉藻之如」にて「タマモノゴトク」とよみ、許呂を下句につけて「コロブセバ」とよみたり。されど、「コロブス」といふ語は古來なき語なれば従ふこと能はず、下「二二〇」に「自伏をコロブス」といへるはこの語に本づけるものにて従ふべからず。この「如」字金澤本に「母」に作れり。これによれば「モコロ」とよむべし。さてかく「モコロ」といふことと考ふれば、「如」二字にてはその義を示し、許呂はその下部の音を示したりと見て、「モコロ」とよまれざるにあらず。この故に「タマモノモコロ」といふべし。この「モコロ」といふ語は既にいひたる如く、卷十四「三五二七」に「於吉爾須毛乎加母乃母己呂也左可杼利伊伎豆久伊毛乎於伎氏伎努可母」又卷二十「四三七五」に「麻都能氣乃奈美多流美禮婆伊波比等乃和例乎美於久流等多多理之母己呂」などにその例ありて、意は「ごとし」に近きものなり。

○ 臥者 舊訓「許呂臥者」とよみたる事既にいひしが如し。されど、そは従ふべからず。この「臥者」にて一字として「立者」に對したるとして「フセバ」とよむべし。若し「立者」を「タタセバ」といふこととせば、それに對してここを新考の如く「コヤセバ」と四音によむべし。されど、敬語を必ず要すべしとあらねば「フセバ」と三音にてありぬべし。

○ 川藻之如久 「カハモノゴトク」なり。

以上、四句は上の句を受けて、いへるにて立ちても居ても夫君に影の如く従ひたまひし事をいはむ形容とせるなり。

○ 靡相之 舊訓「ナヒキアヒシ」とよめり。童蒙抄には「ナミアヒシ」又は「ナキアヒシ」とし、考「ナビカヒシ」とよめり。「靡」は普通「ナビク」とよむ文字なるが、ここは「一九四」の場合とおなじく「ナビカヒ

シ」とよむべし。その意は契沖は「たちるおきふし、みなしなやかなる御ありさまをほめ奉るなり」といひ、攷證には「皇子皇女御夫婦のなからひ、御むつまじく、立たまふにも、ふし給ふにも、藻などの水になびくがごとくはなれたまはず、なびき居給ひしと也」といへり。攷證の説をよしとす。

○宜君之「ヨロシキキミガ」とよむ。「ヨロシキ」といふ語の例は日本紀雄略卷の歌に「舉暮利矩能播都制能野磨播伊底拖智能與盧斯企夜磨舌事記上卷に」波多多藝母許斯與呂志又日本紀應神卷の歌「豫呂辭根辭摩之魔本集卷二十四三一五に」宮人乃蘇泥都氣其呂母安伎波疑爾仁保比與呂之伎多加麻刀能美夜などあり。この語は今殆ど「ヨシ」と同じ意に用ゐるが、本意は少しく異にして、「よろは、よろふ、よろづ」の「よろ」にして、物の足りそなはれるをいふ語なりといへり。この「君は蓋し、明日香皇女の背の君をさし奉れるならむ」。

○朝宮乎「アサミヤヲ」なり。卷十三「三三〇」に「朝宮仕奉而」とありて、それは朝に宮仕するをいへるなるが、これは夕宮に對して對句となり、さて夫君に朝夕に仕へたまふことをいへるなるべし。攷證にただ「朝夕常にまします宮なり」といへるは非なり。

○忘賜哉 舊訓「ワスレタマフヤ」とよめり。攷證は「ワスレタマヘヤ」とよめり。その説に「たまへやのやは、ばやの意にてばを略ける也」といへり。今かくする時は、その「や」が係となりて條件として下につづき行くべき事となるが、この下に果してその結びとなる語の存するか如何も問題なれど、それよりも以前に問ふべきは、かくよむ時に、上の「ナニシカモ」の「カモ」に對しての結

は如何になれるか。若し、上の「カモ」に對しての結全くなしとせば、語法は第二としても、その意如何になるべきか。全然語をなさぬ事となるべし。されば、こは、上の「カモ」に對しての結として見るべきものなれば、攷證の説は從ふべからずして舊訓をよしとす。さてこの「ヤ」につきて古義に曰はく「さて上に何然毛」とあるに、又ここに至りて賜哉とあるはたちまち「何し可もの可」と賜哉の哉と疑の詞重りたるはいかにぞといふにこは一ツの哉の言は軽く見る例にて云々」といへり。そのあけたる例には一々當れりといひ難きもあれど、略さる事なり。なほこの事は新考の説をよしとす。曰はく「案ずるにこのヤは常のヤよりも軽くて、一種の助辭なり。雅澄の擧げたる例の中、今昔物語なる何ノ益カアラムヤといふのみ今と同じき格なり。後世常用ふる辭の中にも何トカヤといふことあり。此ヤ今の歌のヤに近し。玉の緒七卷八十にこれはナニシカモにて切れたり。さる故に下に何の結びなし。タマフヤのヤへかけて見べからず

といへるは非なり」といへり。この言の如し。この「ヤ」は余が所謂間投助詞の「ヤ」なるべし。即ち「カモ」の結は「タマフ」にてあらはれたる下に「ヤ」を加へて力を添へたるなり。

○夕宮乎 舊訓「ユフミヤヲ」とよめり。諸家皆之に従へり。「朝宮乎」の對語にして朝夕に夫君に宮仕へたまふことをいへるなり。

○背賜哉 「ソムキタマフヤ」とよむ。攷證にこれも「ソムキタマヘヤ」とよみたれど、非なること既にいへる如し。以上四句にて語の表面は何故に朝夕の夫君への宮仕を忘れ背き賜ふぞやと

いひたるにて、實は薨去ありて世にましまさずなりたるを婉曲にいひ且つはその御名残をし
たひ奉る意をあらはせり。

以上第一段落にて皇女のおはしまさぬをいぶかりたるさまにいへるなり。

○宇都曾臣跡 「ウツソミト」とよむ。「臣」は「オミ」なるを、その假名に用ゐたり。この語の意は現し
身にて現の世に生れてある身をいふこと、一六五に既にいへり。本卷二一三に「宇都曾臣等念
之時携手吾二見之」云々とあり。

○念之時 舊訓「オモヒシトキノ」とよみ、考には「オモヒシトキノ」とよみ萬葉摺解には熊谷直好の
説として「オモヒシトキノ」とよめり。そのうち「時ノ」とよむは道理なけれど「トキノ」とよまむは無
理にあらず。熊谷の説もすて難し。今は考に従ふ。考に曰はく「顯の身にておはせし時とい
ふのみ。念の言は添ていふ例上に見ゆ」といへり。これは卷一三二の一云の「將會跡母戸八」が、
「亦母相目八毛」といへるに對せるをさせるものなるが、意は大體さる事なるべきが、語釋として
はなほ思ふの意あるべし。即ち皇女が現身としておはししをば、傍人よりは事實上現身なり
と思ふ事當然にして、うつそみにおはししといへば客觀的事實をいひ、うつそみと念ひしと
いへば、傍人の主觀的の語となる。

○春部者 舊訓「ハルベニハ」とよめり。考には「ハルベハ」とよめり。その例卷一三八にあり。そ
こと同じく「ハルベハ」とよむべし。春の頃はの義なり。

○花折挿頭 「ハナナリカザシ」とよむ。卷一三八に「春部者花挿頭持」といへる例によりよむべし。

春になれば、花を折りて頭にさすをいふなり。

○秋立者 「アキタテバ」とよむ。秋になることを「秋立つ」といふ。「立秋」といふ漢語の譯語なるべ
し。これも卷一三八に「秋立者黄葉頭刺理」とあり。

○黄葉挿頭 「モミヂバカザシ」とよむ。意明かなり。以上四句、皇女の春秋の御遊のさまをいへ
るなり。

○敷妙之 「シキタヘノ」とよむ。意は卷一七二にいへり。

○袖携 「ソデタツサハリ」なり。「タツサハリ」といふ語の例は卷十七三九九三に「於毛布度知宇麻
宇知牟禮底多豆佐波理伊泥多知美禮婆」卷二十四四〇八に「之路多倍之蘇壆奈岐奴良之多豆佐
波里和可禮加豆爾等」卷十八四一二五に「多豆佐波利宇奈我既利爲底」とあり。「たづさはり」は携
へに對する語にして、一般に下二段活用の語に對してその語幹より起りて「アハル」といふ形
の良行四段活用の語をなすことたとへば「たたぬに」たたなはる「きよむに」きよまはるなどの如
し。ここもそれなるが、意は、その語に對してその状態にある意を示すなれば携ふといふ狀に
ある、即ち袖を連ね睦まじきさまにある意を示せり。

○鏡成 「カガミナス」とよむ。ここは「みる」の枕詞なり。

○雖見不厭 「ミレドモアカズ」なり。古義には「ミレドモアカニ」といへり。このよみ方悪しとに
はあらねど、「ニ」と必ずよむべき所は、「ニ」の音をあらはす字を用ゐるを例とすれば、舊訓にてよき
筈なり。「厭」は説文に「飽也玉篇に「是也」とあり。「厭」字の原の體なり。

由^ユ又卷二十四三〇一の詞書に「天皇太上天皇皇太后於^ト東常宮南大殿肆宴^シ」と見ゆ。按ずるに常宮といふ語の文字面の意は常^トしへにかはる事なき宮といふ事にして、それにはいづれもかはりなかるべけれど、事實よりいへば、本卷のは御陵墓として鎮^トにしづまりますことをいひたるものなるべく、六卷二十卷は、常の宮殿を祝して名づけしなるべし。本居宣長はこれを「トツ宮」とよみ、離宮の意とせれど、「トコミヤ」と「トツミヤ」とはもとより別なれば従ひがたし。即ちこゝは永久に鎮ります宮處即ち御陵墓と定めたまひてなり。

○味澤相 舊訓「アチサハフ」とよみたるが、冠辭考には之を釋して、味はアチ鴨にして、サハは「多」にしてアチは群れゆくものなれば、そのむれの約言^メにかけて枕詞とすといひ、古義は「ウマサハフ」にして、味之粟生なるべきかといへり。されど、その説詳かならず。「メ」の枕詞に用ゐたることは著しけれど、そのよみ方もその意も明かならず。本集中にも「味澤相」とかけるのみにして、他の文字を用ゐたるを見ず。姑く舊訓によりて後人の研究をまつ。

○目辭毛絶奴 舊訓「マコトモタエヌ」とよみたり。考には「メゴトモタエヌ」とし、古義には「メコト」と清音によめり。按ずるに目言といふ語は卷四六八九に「海山毛隔^ヘ莫國奈何鴨^ノ日言乎^ダ谷裳^コ幾許^ダ乏寸^ト」卷十一二六四七に「東細布^ヒ從空^ソ延越^ヒ遠見^ト社目^シ言^ハ疎良^ラ米^メ絶跡^ト間也^ト」などあるが、こゝを「マコト」とよまば、これらも「マコト」とよむべき筈なり。然るに一方、味澤相の下にある語は卷六九四二に「味澤相^ミ妹目^イ不數^フ見^ミ而^テ」卷十一二五五五に「味澤相^ミ目之^メ乏流^フ君^{キミ}今夜^{コノ}來^キ座^ザ有^ル」卷十二一九三四に「味澤相^ミ目^メ非^ヒ不飽^フ」などいづれも「目」にかけたれば、「メコト」とよむべきこと明かなり。「め」とは

何の意かといふに、「め」は目に見ることなり。こゝは口にいふ事なり。されば「メコト」とよむべし。「め」ともたえぬとは皇女の薨じ給ひしが故に、目に見奉る事もたえもの申し上ぐる事も出來ずなりぬといふなり。

以上第二段落にて、第一段落を受けこれに應へ、かねて、一步を進めて皇女の今や現身にましまさず、木上の御墓に永久にしづまります由をいへるなり。

○然有鴨 舊板本の訓「シカアルカモ」とよみ、神田本に「シカルカモ」とよめり。略解は「シカレカモ」とよみたるが、しかも、その詞落居ずとして一本の「ソコヲシモ」をよしとせり。今この文字のままならば略解の如くよむべきなり。これは「シカアレバカモ」といふと同じ格にして後世には「アレの下に必ず「バ」のある所なり。攷證には卷十七に之^シ比爾^ヒ底^チ安禮^レ可母^{カモ}」(四〇一四)とあると「格也」といへり。さてこの句意十分に通らずとして、略解には「此かもの詞こゝに在らず。一本のそこをしもの方かなへり」といひ、攷證「美夫君志等多くの學者これと同じ態度をとりたるが、萬葉考は「所己乎之毛^{シコヒハノモ}」を本文とたて、檜^ヒ婦^メ手^テ古^コ義^ギも亦しかせり。さてこの所、いかにも「所己乎之毛」とせば、意一見明瞭になれば、その如くあらば、もとよりよかりなむかとも思はるれど、「シカレカモ」とありても意不通なるにあらざるのみならず、古來かくあるものなれば、これを更むるは武斷といふべし。今は舊のままによみ、舊本のままに解釋して進むべし。即ち、前段に述べたる如き次第にてあれば、云々と下數句を導き出せるものなるが、その「カモ」の係に對する結辭は如何にもあらはれてあらず。然らばそれは如何になれるかといふに、かかる場合には、その結に

相當すべき句が、接續助詞「と」「ども」などによりて下に接續する場合又はその句が獨立性を失ふ場合に、その結がその接續助詞に吸收せられ又はその獨立性を失ふと同時に失はれて、それより下の句にはあらはれざること古今に通じたる現象なりとす。この事を顧みずして「カモ」の落居する所なしとするは未だしき論といふべし。この「カモ」の吸收せらるる所は下に至りていふべし。

○一云所己乎之毛 一本に「ソコヲシモ」とあること既にいひし所なり。

○綾爾憐 舊本「アヤニカシコミ」とよみたれど「憐」を「カシコミ」とよむべき理由なければ従ひかねたり。神田本細井本には「アハレフ」の訓をつけ、西本願寺本には「カナシミ」と訓ぜり。又代匠記には「アヤニカナシミ」と訓し、美夫君志は「アヤニカナシモ」とよみたり。さて考ふるに「憐」の字は説文に「哀也廣韻に「哀衿也」と注し、類聚名義抄「カナシブ」と注せり。而して古來の訓はこれを動詞にあてて形容詞にあてたることなし。これによれば、美夫君志に「カナシ」といふ形容詞にあてたるは當らずして代匠記の訓を當れりとすべし。而してその活用は「マ行四段」にても濁音のハ行四段にても通用せられしものなるが、萬葉集時代には二様に用ゐられしが、いづれにてもあるべし。今は代匠記によれり。

○宿兄鳥之 「ヌエトリノ」とよむ。「宿」は「ヌ」といふ動詞の終止形にあてて「ヌ」といふを借り、兄は「エ」なるを借りて「ヌエドリ」といふ語をあらはせり。さてこれは「片戀」の枕詞とせるものなるがこれは、卷三「三七二」に「容鳥能間無數鳴雲居奈須心射左欲比其鳥乃片戀耳爾」卷八「一四七三」に「霍

公鳥片戀爲乍」といへる如く、必ずしも「ヌエ鳥」に限らずしていへるなるが、これらの鳥をば、妻戀しつづなくものならむと考へて片戀の枕詞とせるものならむこと大體冠辭考の説の如し。

○片戀嬌 舊訓「カタコヒツマ」とよめり。然るに、攷證は「カタコフツマ」と訓すべしとせり。なほ又考はこの「嬌」を否とし、「一云」の「爲乍」を本文として「カタコヒシツ」と改めたり。かくて「檜嬌手」古義もかく改めたり。なほかく改めぬ本も大かた「爲乍」を正しとしてそれによれり。先づ、この文字は如何によむべきかといふに「嬌」の「ツマ」とよむべきは上に屢いへるが、「カタコフツマ」とよむときは「コフ」は用言として活動し、「カタコヒツマ」とよむ時は「一」の體言となる。而して、本集の例を見るに「カタコヒニ」(卷十二「二九三三」)「カタコヒノミニ」(卷三「三七二」)「カタコヒラスト」(卷十一「三一」)とある如くいづれも「カタコヒ」といふ體言のみありて「カタコフ」といふ用言の存することを知らず。この故にこゝを「カタコフ」とよむべき根據は無しと知られたり。されば古來の訓にてよき筈なりとす。さてこの語の意は契沖が「ヌエ鳥の片戀」つまりは夫君の咽びて歎給を喩る意といへる、その咽びては入ほがなれど、夫君の歎給を喩ふる意なることは明かなり。然るに「爲乍」を正しとする説はこゝを「次へのつゞきよろしからねば」といふにあれど、つゞきよろしからずといふ程のこともあらざれば、改むるには及ばざるべし。而してこれは「ヌエトリノカタコヒツマ」と「アサトリノカヨハスキミ」と相對して一の意をなせるなれば、かへりてこの方よき筈なりとす。

○一云爲乍 一本に「カタコヒシツ」とあるを注せるなり。

○朝鳥 「アサトリノ」とよむ。「ノ」を加ふること、飛鳥の場合におなじ。これは次の「カヨハス」の枕詞なるが、その意は鳥は早朝にねぐらを出て彼方に往くものなるべし。卷一の「四五」に「坂鳥乃朝越座面」の下にいへるも参考に供すべく又卷九「一七八五」に「朝鳥之朝立爲管」とあるもその趣同じ。

○一云朝露 これは一本に「アサツユノ」とありと注せるなり。されど、朝露のにて「往來爲」の枕詞とするは如何なり。

○往來爲君之 舊訓「カヨヒシキミガ」とあり。神田本には「ユキカヒシ」と訓し、考には「カヨハスキガ」とよめり。これより後諸家主として考によれるが、檜婦手は舊訓によれり。按ずるに「往來」二字を「カヨフ」といふは所謂義訓にして、これには異説あるべくもあらぬが、爲は「シ」とも「ス」ともよみうべきが故に、上の二説いづれにても不可なりといふ理窟は立ち難し。然れども「シ」とせば、回想の複語尾にあてたる例となりて、その往來したまふ事は過去となるべきが、ここは目前のさまをいへりと思はるれば「カヨハス」とよむ方よからむか。然らばその「カヨハス」の敬語の連體形と見るべきものなり。この「君」はその夫君をさし奉ることといふまでもなし。これは上の「ヌエトリノカタコヒツマ」と相對して夫君の片戀に妹の君をしたひてここにかよひますことをいへるなり。

○夏草乃 「ナツクサノ」なり。その意は、本卷上の「一三一」の「夏草之念之奈要而志努布良武妹之門將見」とあるにおなじ。

○念之萎而 「オモヒシナエテ」なり。上にいへる「一三一」の「念之萎而」又「一三八」に「夏草乃思志萎而」とかけると同じ語にして「シナエテ」は夏草の炎天にしをるる如く、思ひ「シナレテ」といふなり。

○夕星之 舊訓「ユフツツノ」とよめり。然るに神田本温故堂本には「ユフホシノ」とよみたり。按ずるに「夕星」は「ユフホシ」とよみうべくして、その「ユフホシ」といふ語は古に無かりきとはいふを得ざらむかなれども、ここは下の「カユキカクユキ」の枕詞なるものなれば、それに適したるよみ方をせざるべからず。和名抄に「兼名苑云大白星一名長庚此間云由暮見於西方爲長庚耳」とあり。この星は今いふ金星なるが、毛詩に「東有啓明西有長庚」とある啓明は俗にいふ曙の明星にして、長庚は俗にいふ宵の明星なるが、その時刻によりて、東に見え、西に見ゆるによりて下の「カユキカクユキ」といふ語を導き出すものなれば、この夕星といふ文字は長庚即ち宵の明星をばかけること著し。ここに於いて「夕星即ちユフツツ」といふ特種の名詞にして一般に夕空に出づる星の義にあらざるを考ふべし。

○彼往此去 舊訓「カユキカクユキ」とよめり。然れど、神田本には「アチキコチクル」とよみ、童蒙抄に「カナタコナタニ」とよめり。按ずるにこれは「彼」と「此」との對、「往」と「去」との對を以てかくかけるものにして、彼方此方に往き去く義なるは明かなるが、よみ方は、その意の古語の例によるべきなり。今童蒙抄の訓によれば「往去」の文字を用ゐたる詮なし。神田本の「アチコチ」は訓として不可なるにあらざるべけれども、萬葉集の頃に「アチ」といふ語の存せし證を知らず。さて「カユキカクユキ」の語の例は卷十七「三九九一」に「可由吉加久遊岐見都禮騰母」といふあり。今「彼」に

「カ」此は「カク」とよむこと萬葉集にては例多く、往も去も、ユキとよむことまた集中に例少からず。この故にこのよみ方をよしとすべし。「夕星の曉に東に、夕に西に見ゆる如く、彼方に往き、此方に往き」といひて、下の「猶預不定」を導く料とせり。

○大船之 此は「一二二」の「大船之舶流登麻里能絶多日二」とある如く、たゆたふの枕詞とせり。○猶預不定見者 流布本「不定」の如き文字に作れどかくの如き字は正しき字とも見え、古寫本及び寛永本以前の版本みな「定」と書きたれば、之に従ふべきなり。さてこの「猶預不定」の四字は蓋し「タユタフ」といふ語にあつべく義を以てかけるものなるが、「猶預」は「猶豫」とも「猶與」ともかける雙聲の熟字にして、史記高帝紀に「諸呂老人猶預未有所決」とある、その用例なり。本集の用例を見るに「猶預」二字にて「タユタフ」とよませたるあり。卷十一「二六九〇」に「妹者不相猶預四手」これなり。然るにこれは「猶預」の外に「不定」の二字を加へてその意を明確にしたるならむ。「タユタフ」といふ語の例は卷四「五四二」に「今者不相跡絶多比奴良思」卷十一「二七三八」に「大船乃絶多經海爾」同卷「二八一六」に「天雲之絶多不心」卷十二「三〇三一」に「天雲乃絶多比安心有者」卷十五「三七一六」に「安麻久毛能多由多比久禮婆」卷十七「三八九六」に「家爾底母多由多數命」これらによりて、その意を知るべし。即ちその夫君の中空なる心にてましますことをいへるなるが、その「たゆたひたまふ」を見ればといへるなり。さて上の「しかれかも」の結は元來はこの「たゆたふ」といふ語の處に存すべき筈なるなり。然るに、この「たゆたふ」は準體句となりて、下の「みれば」の補格となりてあれば、ここに上の「かも」の結としての終止は形の上にはあらはるべき事にはあらぬなり。この

の事よく心をつけて見るべきなり。

○遣悶流 舊訓「オモヒヤル」とよめり。略解には本居の説によりて「なぐさも」とよみ古義はそれに基づきて「なぐさむ」とよみたり。「遣悶」は支那に用るたる字面なるが、その義をとれば「ナグサムル」といふ語に當らずとはいふを得ずといへども、「オモヒヤル」といふ語がこの「遣悶」の字義に當る事の由は卷一「五」の歌に「思遣の條にて既に説ける處にして、卷十七「四〇〇八」には明かに「於毛比夜流許等母安利之乎」とあり。蓋し本居の説は上に「オモヒ」とありて直下に「コ、ロ」とあるが面白からずとてのよみ方なるべけれど、かゝる事は古歌には屢々あるなり。現に卷一の「五」にも「思ヒヤル」の下に「念ヒゾモユル吾が下情」とあるにあらざるや。さればなほ古來の訓をよしとす。意は悶々の情を遣りて心をはるくる義なることいふまでもなし。

○情毛不在 「コ、ロモアラズ」とよむ。意明かなり。

○其故 舊訓「ソノユエヲ」とよみ、童蒙抄には「ソノユエノ」とよみ、考に「ソコユエニ」とよめり。この語は上の「一六七」に出で、そこにて説けるにおなじ。

○爲便知之也 舊訓「スヘモシラシヤ」とよみ、神田本に「スヘシルヤ」とよみたり。代匠記には「シラジ」と濁音にせり。考には「スヘシラマシヤ」といひ、玉の小琴には此一句誤ありとして「セムスベヲナミ」又は「セムスベシラニ」ならむとし、檜孺手は「之也」は「良爾」の誤にして訓を「セムスベシラニ」とせり。如何にも誤字あるにあらずやと思はるる處なれど、古寫本を按ずるにここに誤字ある本は一もなし。されば文字はここそのままにして、その訓を考ふべきが舊訓の「スヘモシラシ

ヤといふは語をなさず。代匠記の説も一往聞えたる如くなれど、シラジヤのヤを如何に説くべきか。語法にあはねば従ひかねたり。然るときはただ考の「スベシラマシヤ」といふ訓のみ残る事となるが、これにても十分に落居せりとは見えねど、意味は通ぜざるにあらず。たゞ「しまし」を「知之」とかくか如何といふ點に疑あるなり。されど、今他によりき説を知らねば、姑く之に従ふ。さてかくよみての意義は美夫君志に「ヤはうらへ意のかへるヤにて、すべしらんや、すべしらすとなり」といへる如くなるべし。

○音耳母名耳毛不絶 「オトノミモ、ナノミモ、タエズ」とよむ。ここに似たる語遣の例は卷十七、四〇〇に「於登能未毛名能未母伎吉底」あり。又卷十八、四〇三九に「於等能未爾伎吉底目爾見奴布勢能宇良乎」といへる例あり。この音とは如何といふに、軍記物などに「日頃はおともにも聞きつらん、今は目にも見よ」などいへる場合の「おと」と同じ語にして、その名の世に聞ゆることをいふ。この「おと」は結局は「名」といふにおなじことに落つべきが、おのづから區別あり。「おと」はその名によりて傳へらるるもの即ち今いふ噂とか評判とかいふ方面をいふ。「おとも」も「漢語の名聲」といふに相當することある場合もあるが、その聲の方面は即ち「おと」なり。さればこの「おと」は「音響」「音聲」の「おと」といふ義より一轉したるものにして「聲名」「聲望」「聲譽」などの漢語の場合の「聲」字に該當するものなり。聲字のこの義なるは本卷、二〇七に「梓弓聲爾聞而……聲耳乎聞而不得者」などこれなり。これは御事蹟のいひ傳へなどを主とすと思はる。さてこの「おとのみも」「なのみも」とは如何なる意かと考ふるに、これは下の「思將往」にかゝれるものなれば、おとをしぬび、名をしぬのぶといふ意なることは明かなり。然らば「おのみも」は如何なる意にて加へられしかといふに、「のみ」は余の所謂副助詞にして、すべてある意義を以て上下の關係を修飾するのみにして、上下の語の資格に變動を與ふる力なく、も亦その陳述の上に力を及ぼすのみにして、上下の語の關係に變動を與ふるものにあらず。されば「おと」「な」は下の「思ふ」といふ語に對して有する一定の關係の上には特別の變化を與ふることなきなり。さて君の御噂君の御名のみをも「絶えず」といへるなるが、その「絶えず」は又下の「思ひゆかむ」と相合して一意をなすものにして、かくて上の「おと」と「名」とをうくるなり。

○天地之彌遠長久 「アメツチノイヤトホナガク」とよむ。普通にはこの「天地之」をば「天地のごとく」と解すべしといへり。されど、ここは然にはあらず。この「之」は蓋し主格にして「天地の彌遠く長く」なるべく、その「天地の彌遠長く」といふ全體を以て、修飾格に立てたるものなるべく思はる。これは卷一「紫草」の「妹」の歌にいへると略同じだが、かれは體言を修飾せるもの、これは用言を修飾せるものにて、稍趣異なれど、句の用ゐらるる心ざまは一なり。何故にかく説くべしとならば、「天地の如く」といひてもなほ實地の解釋には必ず「天地のあらん限り永遠に」とか又は「天地の遠く長きが如くに遠く長く」といはでは解釋にならぬにあらずや。さてこの句は皇女の御事蹟上の噂又御名をば「天地の永遠無窮なる如く、いや遠く長く年久しくわすれ奉る事なく思ひ奉りゆかむ」となり。

○思將往 舊本「オモヒユカム」とよめり。代匠記には「思は偲にてしのびゆかむなるべし」といへ

り。「思」は、通常「オモフ」と訓するものなれど、これには「思慕」と熟して用ゐらるる意義あり。而して「慕」の字は「シノブ」といふ訓を類聚名義抄に加へたり。その「シノブ」は萬葉集にては「シヌブ」なること卷一より屢見えたり。されば「思慕」の意にて「シヌブ」とよみて不可なかるべきが、ここはその意義よりして「シヌブ」とよむ方あたれり。「思」を「シヌブ」とよませたる例は卷三「四六四」に「秋去者見乍思跡妹之殖之屋前之石竹開家流香聞」などあり。されば「シヌビユカム」とよむべし。その意義は將來永く御噂をも御名をも、天地の長久なるごとく慕ひつつ行かむと思ふその御名といふ事なり。さればここは連體格にして「御名」につづくるものなり。

○御名爾懸世流 舊訓「ミナニカケセル」とよみたり。されど「カケセル」といふ語はあるべくもあらず。考には「カカセル」とよめり。之に従ふべし。これは「カク」を敬語として「カカス」といひたる、それより「アリ」に熟せしめて「カカセル」といへるなり。「名に懸く」とは「名に負ふ」といふに略同じく、その名としてもちてあることなり。卷三「一八五」に「妹名乎此勢能山爾懸者奈何將有」卷十「八一八」に「子等名丹關之宜朝妻之」などの例なり。「カカス」の例は卷十七「四〇〇」に「安麻射可流比奈爾奈可加須古思能奈可久奴知許登其等……須賣加未能字之波伎伊麻須云々」といへるあり。「カカセル」といふ假名書の例はなれど、卷十六「三七八七」に「妹之名繫有櫻花開者」の「繫有」は舊訓「カケタル」とよみたれど、或は「カカセル」とよむべきものにてあらむ。

○明日香河 「アスカガハ」なり。飛鳥皇女の御名と同じ名なる河なればいへるなるが、この皇女の御名は川より生じたるにあらずとしても少くとも飛鳥といふ地名に基づくものなるべし。

○及萬代 「ヨロヅヨマデニ」とよむ。「及」を「マデニ」とよむはその字義より起れるなるべし。卷九「一七四七」に「草枕客去君之及還來」とあるもここに「おなじ」。この「下」に「いへる」カタミとして永久にかたみにせむとなり。

○早布屋師 「ハシキヤシ」なり。「早」は「ハヤ」なるを「ハ」の音に借り用ゐたり。その例は卷十一「二四二九」に「早敷哉相不子故」卷十二「三三六九」早敷八四」卷十三「三二四五」に「公奉而越得之早母」にあり。

「ハシキヤシ」といふ語の例は卷十二「三一四〇」に「波之寸八師志賀在戀爾毛有之鴨」卷十六「三七九〇」に「端寸八爲今日八方子等丹」又「三七九四」に「端寸八爲老夫之歌丹」などいと多し。この語の構造は「はしき」に「ヤシ」の添へるにてその「ヤシ」は「よしゑやし」の「ヤシ」に同じく、深き意なく、調を添ふるに止まれり。さて「はしき」といふを本體とするが、これは「はし」といふ語即ち「愛すべき由」の意の形容詞のその連體形にして連體格に立てるものなり。即ち「愛しきわが王」といふなり。

○吾王乃 「ワガオホキミノ」とよむ。意は上のに同じ。

○形見何此焉 舊訓「カタミカココモ」とよめり。代匠記には「カタミカコ、ヲ」とよみ、略解には本居宣長の説として「何は荷の訓として、カタミニコ、ヲ」とよめり。美夫君志には「荷」何の二字漢土にて古通用の文字なりとし、何をそのまゝ、ニの假名に借りたるなりとやうにいへり。「カタミ」といふ語は、卷十六「三八〇九」の歌の左注の文中に「寵薄之後還賜寄物」とある「寄物」をその自注に「俗云可多美」とかけり。遊仙窟に「記念信をカタミ」とよませたり。この語の事は卷一「四七」に既にあけたり。「焉」を「ヲ」とよむ事は如何なる意ぞといふに代匠記に曰はく「焉」の字助語ながら、

をとよめる傍例はあり。」といへり。その傍例といふは、卷九二八〇四に「蜻蛉火之心所燎管悲
 懷別焉」といへるなどをさせるなるべし。「焉をモ」とよむべき理由なければ、姑く契沖説に従ふ
 べし。さて此句の問題は一に「何」といふ字のよみ方にかゝりて存するが、「何を音にてよまば、か
 といひてよかるべく思はるべけれど、この字は元來「ガ」といふ濁音の字にして集中にその他の
 異例見えざるやうなれば、「カ」とよまむことは容易に首肯せられず。加之「カタミカコ、ヲ」とよ
 まば、上の「萬代まで」とあるに打合ふべき語なければ、これは本居説の如く、「カタミニコ、ヲ」と
 よみて、その意は「こゝをわが王のかたみにせむのせむ」といふ語の略せられてあるものとする
 ときは上の「萬代まで」といふに打合ふべし。されど、ここを「荷」とかける本は一もなし。若し
 「何」荷相通すといふといふ説によれば、正しき事となるべきが、「何を」に用ゐたりとすべきは、こ
 の一にして他の「何」にはこの用法なければ、果して美夫君志の説の如くなりやも疑はし。され
 ど、他によき考も出でねば、姑く上の如くによみおく。なほ後の考をまつ。

○一首の意 第一段は先づ皇女の御名に負へる飛鳥川を出してその上瀬に渡せる石橋、下つ瀬
 に渡せる打橋に生ふる玉藻川藻をあげて、それらは一旦絶えても生ひ、一旦枯れて生ゆるもの
 なることをいひて、之に對して、その玉藻川藻の如くに夫君に靡きそひたまひし皇女の今はそ
 の結構申し分なき夫君の朝夕の御宮仕を忘れ背き賜ふにかといひて、藻の如きものは一旦絶
 え枯れても再び生ずることあるに人の身にはかかる事はあらぬ事を言外にいひて皇女の薨
 去を嘆く意をあらはし、なほ皇女の薨去をあらはしはすして昨今見受け奉らぬは如何なる

由ぞといふかりたる體にいへり。第二段は先づその皇女の御在世の時のことを思ひ出でて、
 その御在世の時には春秋の花や紅葉をば、互に御手を携へて、いつ見ても飽くことなしと思ひ
 たまひ、又望月の如く見れば、みるほど愛すべく思ひ賜ひし夫君と共に時時いでまして遊覽し
 賜ひし城上の宮をば、今は常しへに鎖ります宮所と定めてここに鎖りたまひしかば幽冥境を
 異にして今は見奉る事も、言をかはし奉る事も絶えぬとなり。第三段は以上の如くなれば、に
 や夫君はその御事を言語道斷と申し上ぐべきほどに哀しみ給ひ、まことにぬえ鳥の片戀嬌と
 申し上ぐべき態にて、その木上の殯宮にかよひたまふその夫君が、夏の炎天にしをれたる草の
 如く思ひしをれて、彼方此方に往きつつ中空にたゆたふ思ひをばしたまふなり。その御有様
 を見れば、如何にも御いたはしく見えて、我々までもその悶々の情にたへず又その思をはるく
 るすべもありとは思はれずとなり。さればせめての事に皇女の御評判なり、御名だけなりと
 も天地の遠く長きが如くに絶えずしのび行かむと思ふが、その名に懸けたまへる飛鳥川をば、
 萬代までもかはらぬ吾皇女の形見にしてしたひ奉らむとなり。

短歌二首

○考には「短歌を」反歌の誤とし、攷證之に賛成せり。されど改むるに及ばぬこと上に屢いへり。

明日香川、四我良美渡之、塞益者、進留水母、能杼爾賀有萬思。

一云水乃與杼爾加有益。

○一首の意 皇女の御名に懸けられたる明日香川にしがらみを構へわたして塞かば流る水もここにとまりのどかにあるならむ。その如くその川と同じ名をもたせたまへる皇女の御命をせきとどめ奉る方法もあらばそれを構へてとどめ奉らましものをさる手段も由もなかりしものかとなり。攷證に曰はく「古今集哀傷に壬生忠峯瀬をせけば淵となりてもよどみけり、わかれをとむるしがらみぞなき云々とよめるも似たり」と。如何にも然り。されど守部はこれを今とくらぶればよわくちひさきわざにこそといへり。

明日香川、明日谷、將見等、念八方、吾王、御名忘世奴。一云御名不所忘。

○明日香川 これは一面語を重ねて次の「アス」といふ語を導く料とせるなれど、一面はなほ明日香皇女の御名を懸けたる川の名なるを以ていへるなり。

○明日谷、左倍將見等 本行のよみ方は「アスダニミムト」なり。この「あすは明日一日に限りていへるにあらずして今より後の意なること美夫君志の説の如し。だにといふ助詞はそのあけたる點を主として他を顧みざる意をあらはせるものなるが、俗言には「せめて……なり」といふ如くに釋するを常とせり。

○一云佐倍 これは一本に「アスサヘミムト」とある由を注せるなり。これにつきて考は「サヘ」を否とせるに、古義は「サヘ」を可として、之を本文とたてたり。されど「サヘ」はあるが上に物の加はることをいふ助詞にして俗語の「マデ」に相當するものなれば、ここにかなはず。ここは必ず「ダ

ニならざるべからず。○念八方 「オモヘヤモ」とよむ。拾穂抄には「オモフヤモ」とよみたれど、語格違へり。考には「八方」を否として一云の「香毛」ととりて本文とせり。按ずるにこの「オモヘ」は已然形の條件を示す形にして「ヤモ」は之をうけたる係詞なるが、「モ」は意軽くして「ヤ」の疑の意が主となれるなり。されば、これは後世の語ならば「オモヘバヤ」といふに同じ關係にあるものなり。古義に「ヤ」は後世の也波に同じといひ守部も同じ趣にいへるは共に非にして、かく反語とする時は意反對になる

而して「ヤモ」カモ畢竟同意なれば、考の如く「カモ」を否定するも不條理なり。さてこの「ヤ」の係に對して下に「セヌ」と結べるなり。語の前後に「ヤ」が接するは、必ずしも「ヤ」の係に對して下に「セヌ」と結べるなり。語の前後に「ヤ」が接するは、必ずしも「ヤ」の係に對して下に「セヌ」と結べるなり。語の前後に「ヤ」が接するは、必ずしも「ヤ」の係に對して下に「セヌ」と結べるなり。

○一云念香毛 上の句を「オモヘカモ」とせる一本ありとの注なり。いづれにても意はかはらざること上に述べし所なり。

○吾王 「ワガオホキミノ」とよむ。「ノ」の字なけれど加へてよむこと上に例を多くいへり。明日香皇女をさすこと勿論なり。

○御名忘世奴 「ミナワスレセヌ」とよむ。御名を忘るることをせずとなり。「せぬ」と連體形にいへるは「ヤモ」の結なればなり。

○一云御名不所忘 これは「ミナワスラエヌ」とよむべきが意は同じ。不所働的の「ヤ、初、毛」も見奉ることあらむとわが心の奥に思へばにやわれはわが明日香皇女の御名を忘れ参ら

萬葉集講義卷第二(一九八)

四二九

○念八方 「オモヘヤモ」とよむ。拾穂抄には「オモフヤモ」とよみたれど、語格違へり。考には「八方」を否として一云の「香毛」ととりて本文とせり。按ずるにこの「オモヘ」は已然形の條件を示す形にして「ヤモ」は之をうけたる係詞なるが、「モ」は意軽くして「ヤ」の疑の意が主となれるなり。されば、これは後世の語ならば「オモヘバヤ」といふに同じ關係にあるものなり。古義に「ヤ」は後世の也波に同じといひ守部も同じ趣にいへるは共に非にして、かく反語とする時は意反對になる

而して「ヤモ」カモ畢竟同意なれば、考の如く「カモ」を否定するも不條理なり。さてこの「ヤ」の係に對して下に「セヌ」と結べるなり。語の前後に「ヤ」が接するは、必ずしも「ヤ」の係に對して下に「セヌ」と結べるなり。語の前後に「ヤ」が接するは、必ずしも「ヤ」の係に對して下に「セヌ」と結べるなり。

高市皇子尊城上殯宮之時柿本朝臣人麿作歌一首并短歌
高市皇子尊城上殯宮之時柿本朝臣人麿作歌一首并短歌
高市皇子尊城上殯宮之時柿本朝臣人麿作歌一首并短歌

することのなきよとなり。即ち今日は見え奉らずとしてもこの御名の如く或は明日になり
たらば見え奉ることもあらむと思はれてその御名を忘れられぬとなり。

○ 以上の長歌及短歌二首をば古義は「弓削皇子薨時置始東人作歌一首并短歌」と柿本朝臣人麿
妻死之後泣血哀慟作歌二首并短歌との間に移せり。この理由は「此皇女は弓削皇子より後に
薨賜ひたれば必ずここに收べきことなり」といふにあり。年次のみだれたることはさる事な
がらこれにつきては攷證にみだりに古書を改むるを非なりとせる論あり。古のままにおく
を穩かなりとす。

高市皇子尊城上殯宮之時柿本朝臣人麿作歌一首并短歌

○ 高市皇子尊 此の皇子の事は既にいへり。ここに「皇子尊」とあるは皇太子にましまししが故
なり。この皇子の皇太子に立ちたまひし年月は既にいへる如く日本紀に明記なけれど、持統
天皇三年四月草壁皇太子薨去の後なることは明かなり。この皇子は同四年七月に太政大臣
に任ぜられたり。同月の詔勅中に「皇太子」といふ語あり。これ即ちこの皇子をさし奉れるな
らむ。持統天皇十年七月の紀に「庚戌十日後皇子尊薨」とあるはこの皇太子の薨せられし事の
記事なり。さればこの歌はその折の事なることと知られたり。

○ 城上殯宮之時 これも「キノヘノオホアラキノトキ」とよむべきが、その「キノヘ」は上の飛鳥皇女
の殯宮と全く同じ地とは考へられず、ただ「木ノヘ」の地域中にありし點のみ同じなるべし。而

してこの皇子の御墓は延喜式に「三立岡墓 高市皇子在大和國廣瀬郡兆」とあり。この三立岡は
上の城上岡の北方約十八町許の地にありて、今の馬見村三吉字大垣内の一部に三立山とてあ
り。弘福寺文書に「廣瀬郡瓦山一處東從御立踏坂至坂合部岡」とあり。この御立踏坂は三立岡
の坂なるべし。大和町村誌集廣瀬郡馬見村の下に三吉「これは齊音寺、赤部大垣内の合併せる
もの」の内に「三立岡墓」と見ゆるものこれなり。

○ 柿本朝臣人麿作歌一首并短歌 攷證はこの下に「二首の二字あるべきなり」とて之を補ひ、美夫
君志は「短歌」の二字を古寫本に小字にかけけるによりて小字にすべしといひて然せり。

挂文、忌之伎鴨、一云由遊志 言久母綾爾畏伎明日香乃真神之原爾久堅能天

津御門乎懼母定賜而神佐扶跡磐隱座八隅知之吾大王乃所聞見爲背友

乃國之眞木立不破山越而狛劍和射見我原乃行宮爾安母理座而天下治

賜一云拂食國乎定賜等鳥之鳴吾妻乃國之御軍士乎喚賜而千磐破人乎和

爲跡不奉仕國乎治跡一云掃皇子隨任賜者大御身爾大刀取帶之大御手爾
弓取持之御軍士乎安騰毛比賜齊流鼓之音者雷之聲登聞麻低吹響流小

角之音母一云笛敵見有虎可吼登諸人之協流麻低爾一云聞指舉有幡之靡者冬木成春去來者野每著而有火之一云冬木成風之共靡如久取持流弓波受乃驟三雪落冬乃林爾一云山飄可毛伊卷渡等念麻低聞之恐久一云諸人見引放箭繁計久大雪乃亂而來禮一云禮成會知不奉仕立向之毛露霜之消者消倍久去鳥之相競端爾一云朝霜之消者消言爾渡會乃齊宮從神風爾伊吹惑之天雲乎日之日毛不令見常闇爾覆賜而定之水穗之國乎神隨太敷座而八隅知之吾大王之天下申賜者萬代然之毛將有登一云如是毛木綿花乃榮時爾吾大王皇子之御門乎一云刺竹皇神宮爾裝束奉而遣使御門之人毛白妙乃麻衣著埴安乃御門之原爾赤根刺日之盡鹿自物伊波比伏管鳥玉乃暮爾至者大殿乎振放見乍鶉成伊波比廻雖侍候佐母良比不得者春鳥之佐麻欲比奴禮者嘆毛未過爾憶毛未盡者言左敵久百濟之原從神葬伊座而朝毛吉木上宮乎常宮等高之奉而神隨安定座奴雖然吾大王之萬代跡所念食而作良志之香來山之宮萬代爾過牟登念哉天之如振放見乍玉手次懸而將偲恐有騰文。

○挂文「カケマクモ」とよむ。「挂は説文に「畫也」とあれど玉篇に「懸也」とありて「掛」と通用せり。さてここに卷三四七五に「掛卷母綾爾恐之言卷毛齋忌志伎可物」卷六一〇二に「繫卷裳湯々石恐石」卷十八四一一に「可氣麻久母安夜爾加之古思」等の例にてよむべきが古語に例多きなり。語の意は言にかけて白さむもといふ義にて下の言はくも」と相對して同じ意なるを語をかへていへるなり。「心にかけて思奉らんもの意なり」といふは不可なり。語の成立をいはば「カケマク」の「ク」は「こと」の義にて「かけむこと」の意なり。

○忌之伎「イミシキカモ」とよめり。代匠記に「イミシキカモ」とも訓じたれど萬葉集時代「イミジ」といふ語のありし例を知らず。古訓のまゝにてあるべし。「ユキシ」といふ語の例は上にひける卷六の湯々石恐石卷十九四二四五の懸麻久乃由志恐伎墨音乃吾大御神又古事記下卷雄略天皇の歌にも由々斯伎加母加志波良袁登賣などにしてしるべし。さて上の「忌之伎」をその「ユキシ」にあつるは上にいへる卷三四七五の「齋忌志伎可物」の場合におなじきがかく

「忌之齋忌之」を「ゆゆし」といふ形容詞にあて、よむ故は「忌も齋忌も共に忌み清まはる意にして、古語の動詞にては「ユム」といひしならむ。その由はその命令形として考へらるる語に「ユメ」といふあり、又「ユマハル」といふ語ありて、それに對して「ユム」といふの動詞ありしことを考へ得べきが、その語幹の「ユ」を重ね用ゐて形容詞とせしなること、「アダアダシキ」「チサチサシキ」「クネクネシキ」「ノロノロシキ」「ヤツヤツシキ」などの例にて推しうべく、又一音の語を重ねて形容詞の語幹としたるは、「チヲシキ」「メメシキ」「美々シキ」「見々シキ」などあり。これらに準じて知るべし。即ち忌み憚るべき状態なるをいへるにて、今の語にては恐れ多しといふに似たり。「鴨はカモ」の助詞の假名にかりたるにて歎息の意を寓せり。この二句は先づ全篇の冒頭なるが、語の上にても下の二句と不完對をなせり。

○一云由遊志計禮杼母 上の句を一本に「ゆゆしけれども」とありとなり。されど、これは語のつづきよからず。

○言久母 「イハマクモ」とよむ。この語の例は上にいへる卷三四七五に「言卷毛齋忌志伎可物」又卷六九四八に「決卷毛綾爾恐言卷毛湯湯敷有跡」などあり。その意は「かけまくも」といふに同じきを語をかへたるまでなり。即ち語にかけていはむこともといふ義なり。

○綾爾畏伎 「アヤニカシコキ」なり。この語の例は卷十三三三三四に「挂卷毛文爾恐山邊乃五十師乃原爾内日刺大宮都可倍」又卷三四七五に「掛卷母綾爾恐之」四七八に「掛卷毛文爾恐之」など例多し。その「アヤニ」は上の「一五九」「二九六」の「あや」にかなしみの例と同じく歎聲の「アヤ」より起り

て情態副詞となれるにて、今言語道斷といふほどの事なること既にいへり。何とも申し上げやうもなく恐れ多きといふ意なり。かくて、この二句は上の二句と形の上にては對をなせるが、しかもその下部は對を破りて下につづくる連體格とせり。さてこの連體格はいづこにつづく義なるかといふに、古義に「綾爾畏伎は云々凡て天皇の御うへを申さむとしては必上の件の言を先づ初に冠らしめたるは古語の常なり。」といひ、これにて異論もなかりしやうなれど、ことばのつづきは、下の「明日香乃真神原につづくこと明かにして、古義にいへるが如き條理にはあらず。されば新考には「アヤニ畏伎といふ辭語格の上にてはアスカノ真神ノ原にかゝれり」といはれたるが、こはさすがに慧眼なりといはざるべからず。然れども新考に「されば地名をいふにイハマクモアヤニカシコキとはいふべからず。案ずるに伎は之の誤にてアヤニカシコシと切りたるにこそ。さらでは第二句をユキシカモと切りたるも不審なり。現に三卷安積皇子薨之時家持作歌にも

かけまくもあやに恐之いはまくもゆゆしきかも、わがおほきみ御子の命の云々とあり」といへるは如何なり。この説一わたりさる事と聞ゆる如くなれど、よく考ふるに従ふべからず。先づ第一に、いづれの本にもここに異なるかきざまなるものなければ、誤字説は首肯せられず。又卷三の歌を例にひかれたれど、それは二句づつの一對を以てその歌の冒頭とせるものにして、これは上の「かけまくもゆゆしきかも」二句だけにてこの歌の冒頭とせるものにして、この下の二句は形は上の二句と對をなせるが如くに見ゆれど、語の意にては上の二句

とは別に、下の「眞神」にかゝりてそれを修飾せるものなれば、一列に説くべからず。又これをば「地名をいふにイハマクモアヤニカシコシ」といふべからず」といはれたれど、余按するにこれは「眞神の原の眞神」といふ語にかけて、イハマクモアヤニカシコキ」といへるなるべくして、地名全體につきていへるものにあらざるべし。即ちこれは、語の上にてはいつも天皇皇太子などの御上を申しあぐる語を用る來りて、その氣分をあらはしつゝ、語格の上にては「眞神」の連體格として用るたるものなれば、神韻縹渺として捕促しがたく見ゆるさまなるが、この歌の巧妙なる點なりとす。

○明日香乃眞神之原爾 「アスカノマカミノハラニ」とよむ。「アスカ」はその地の大名にして「マカミノハラ」は「アスカ」の地域内の一の地名なり。この眞神原は日本紀崇峻卷に「元年……壇飛鳥衣縫造祖樹葉之家始作法興寺此地名飛鳥眞神原亦名飛鳥苦田」とある邊なることは著しきが、その法興寺は又飛鳥寺ともいひ、かの中大兄皇子がその庭にて蹴鞠を催したまひしを以て史上に名高きが、その舊地は今飛鳥大佛といふ佛像のある安居院これなり。この寺は今高市郡高市村飛鳥にあり。この地名はなほ卷八一六三六に「大口能眞神之原爾零雪者甚莫零家母不有國」又卷十三三二六八に「三諸之神奈備山從登能陰雨者落來奴雨霧相風左倍吹奴大口乃眞神」之原從思管還爾之人家爾到伎也」とあり。これによれば、三諸山附近の原野たりしことは明かなるが、ここをば、何の爲にあけ來れるかは次の句に至りて説くべし。

○久堅能「ヒサカタノ」とよむ。意は卷一八二にいへり。

○天津御門乎「アマツミカドナ」とよむ。「御門」は御宮の門をいふなれど、うつして御宮殿をいふこと、卷一より屢いへり。この「御門」といふ語を以て御陵墓の義とすることも、この卷一六七「一七四」にもあり、又下の「二〇四」の弓削皇子薨時置始東人歌のうちにも「久堅乃天宮爾神隨神等座者」とあるにて知られたり。而して從來の説は、これを御陵墓とする説なれど、喜田貞吉氏は之を實際の宮城なりといへり。なほ下の句に至りて説くべし。

○懼母定賜而「カシコクモサダメタマヒテ」なり。「カシコシ」はいふまでもなし。この句の意は、上の飛鳥の眞神原に恐多くも大宮を定賜ひてといふなるが、下の「カムサブトイハガクリマス」につづけて、これを天武天皇の御陵をいふといふが普通の説なり。日本紀によれば天武天皇崩御の時朱鳥元年九月飛鳥淨御原宮の南庭にして殯宮を起され翌持統天皇元年十月に大内陵を築きはじめられ、二年十一月に大内陵に葬られしなり。その大内陵は延喜式に檜隈大内陵と稱し、後持統天皇を合葬し奉れる所にして、今の高市村野口にあるなり。而してその邊一帶の地は所謂檜隈の地にして、飛鳥の地にあらず、又この陵地を上之歌にいへる眞神原にあたるかと考ふるに、三諸丘とはかけはなれてあれば、飛鳥の眞神原に御大御門を定め賜ふといふことはこの御陵をさしたりとする説は事實に一致せざるなり。されば、これはなほ實際の宮城をさしたるものと考へざるべからず。然るときは淨御原の宮の所在はこの眞神原となるべくして、從來唱へられし、上居の地はその南の地に當る。これは喜田貞吉氏の説なるが、或は眞神原といふは、喜田氏が考へられてあるよりは、廣き區域にして、今の上居の邊をも包含せし

か。いづれにしても大内陵をさせりといふは當らざるべし。

○神佐扶跡 舊訓「カミサプト」とよめるを美夫君志は「カムサプト」とよむべしといへり。この語は卷一にもありて、そこには「神佐備世須」三三八、四五「神佐備立有」五二二などあるが、三八の下にいへる如く、本集の假名書なるには「カムサビ云々」といふも、「カミサブル」といへる例もあれば、いづれも證あることなるが、多きに從ひて「カムサプト」とよむべし。その意は神としての御行動をせらるることをいへるなるが、ここは事實上崩御せられしことをいひたり。崩御あらせられては神としてあがめ奉るが普通なる故に「神さぶ」といふ語は當らざるにあらず。然るときはこの句と上の句との間に「さて後」といふ程の意を含めてありと考ふべし。「跡は」トの助詞にあてたるものなるが、この場合の「ト」は今の「トテ」といへるに近き意に用ゐられたり。

○磐隱座 舊訓「イハカクレマス」とよみたるが、攷證は「イハカクリマス」とよめり。この「カクル」といふ語は古四段活用なりしこと上の「一六九」の歌の「隱良久惜毛」の下にいへる如し。されば攷證のよみ方をよしとすべし。「イハガクリマス」とは陵墓のうちにかくりますといふ義にして、陵墓は土を掘り、石棺石廓を築きて構ふるものなればかくいへるなり。卷九「一八〇」に「磐構作冢矣」などあるその例なり。この「マス」は下の「八隅知之吾大王」につゞく連體格なり。

○八隅知之 上にいへり。

○吾大王乃 「ワガオホキミノ」なり。ここは天武天皇をさし奉れること下の語にて明かなり。

○所聞見爲 舊訓「キカシメシ」とあれど語をなさず。代匠記に「キコシメス」とよみたるより諸家

それに從へり。「キコシ」は「キク」の敬語にして「キカス」ともいふべきが音の轉ぜるによりて「キコス」となりたるものにして、その事は卷一「三六」の「所聞食」を「キコシメス」とよむべき由いへる下にいへり。「メス」も亦「ミル」の敬語にしてその例は卷一「五〇」の「食國乎賣之賜牟登」又「五二」の「見之賜者」の下にいへり。さて「キコシメス」とつづくる例は卷二十「四三六〇」に「伎己之米須四方乃久爾欲里」又「四三六一」に「難波乃海於之豆流宮爾伎許之賣須奈倍」といふあり。語の意は「キキミ賜ふ」といふことにして、知り賜ふといふと同義に落ち、結局天下を治め賜ふこととなるなり。

○背友乃國之 「ソトモノクニノ」とよむ。「背友」といふ字面は卷一「五二」の歌に「背友乃大御門」とあるにおなじ。これはその條にいへる如く、日本紀成務卷に「山陰曰背面」とあるその字義によるべきものにして「ソトモ」といふ音をあらはす爲に「友」の字をかけるなり。これは北方をさす語なるが、こは下にいふ美濃國をさせり。この國は大和國よりは北方に當るが故にかくいへるなり。

○眞木立 舊訓「マキタテル」とよみたるを考に「マキタツ」とよみたり。この語は卷一「四五」に「眞木立荒山道」とある所に意同じく大木の生ひ茂り立つといふ意なるべし。

○不破山越而 「フハヤマコエテ」とよむ。不破山とは美濃國不破郡の山をさせるならむが、今さる名の山のあることを知らず。よりにて考ふるに不破郡中にて、人の目につくものは所謂美濃の中山なれば、或は之をしか名づけしか、或は又鈴鹿關不破關愛發關の三關の名を以て推すとすきは、鈴鹿關のあるは鈴鹿山、愛發關のあるは愛發山なるによりて不破關のある山即ち不破山

なるべく思はる。さて不破山こえてとあれば、下のわざみの原は、その不破山をこえて彼方にあるべく思はるが、わざみの原の地位とこの不破山との相關する點は十分に考へられざるべからず。なほ下にいふべし。

○狛劍 舊訓「コマツルギ」とよめり。下の「わざみの原につづく枕詞なるが、その意は「ワ」にのみかかれるなり。卷十二「二九八三」に「高麗劍己之景迹故」とあるもこの例なり。さて狛劍に「ワ」といふは、契沖曰はく「狛劍は高麗の劍なり。もろこしの劍には櫛のかしらに環をつくれば、高麗にもつくるなるべし。鑲のたぐひをもわといへば、わさみとつゞけんためにいへり。戰國策云、軍之所出、矛戟折、鑲鉞絶鑲刀鑲補曰、鉞姚本作弦、古樂府云、藥砧、今何在、砧借爲夫、山上更有山、言出也、何日大刀頭、大刀頭有鑲、破鏡飛上天、破鏡微、太刀頭有鑲、破鏡飛上天、月也、云々といへるが如し。而して今古墳等より出土せる古劍の柄にこの環頭なるもの頗る多く見ゆ。これ即ち「こまつるぎ」にして、當時珍重せしものにしてやがて「ワ」の枕詞となることも、著しといふべし。

○和射見我原 「ワザミガハラ」なり。これは美濃國の地名にして、日本紀天武卷上に「和麩とかける地なり。(麩は暫と同じく覃韻にして、咸攝に屬し、mの尾韻なれば「サミ」となるなり)さて「ワザミガハラ」といへる地を何處ぞといふに、今の關ヶ原なりといふ説、上田秋成の膽大心小録又野上なりといふ説、略解古義など、青野ヶ原なりといふ説、長等の山風あれど、いづれもその據り所を知らず。(檜孺手には式に美濃國各務郡に和佐美神社あるに據りて各務郡なりといへり。これは加佐美神社を誤りていへるなれば、證にはならず。)日本紀を案ずるに「且於朝明郡迹太川

邊望拜天照大神是時……將及郡家……於是天皇美雄依之務既到郡家先遣高市皇子於不破令監軍事又天皇……到于野上高市皇子自和麩參迎……皇子則還和麩」とありて、高市皇子の陣營の在りし所なること明かなり。而して野上は關ヶ原の末にある地にして、ここに天武天皇は行宮を定めたまひて、和麩の地へは屢往來したまひしこと日本紀に見えたり。たとへば上文の次に「天皇於茲行宮與野上而居焉……戊子天皇往於和麩檢校軍事而還」とあるが如きこれなり。この故に關ヶ原又野上とワザミの原とは別の地なること明かなり。されば、上の諸説中、青野ヶ原なりといふ説のみ取りうべきを思ふ。この説は長等の山風に美濃國人の説なりといふ。青野ヶ原は野上よりは東方にありて、まことに兵を練るに適する地なり。恐らくはこの地なるべきか。卷十二「二七二二」に「吾妹子之笠乃借手乃和射見野爾吾者入跡妹爾告乞」とあるなども或は同じ地ならむか。

○行宮 「カリミヤ」なり。「行宮」は文選吳都賦に見えて、その注に「光武紀云濟陽有武帝行過宮」とも又「天子行所立名曰行宮」とも「行宮天子行幸所止處也」と見え、和名鈔に「日本紀私記云行宮賀利美也同案俗云頓宮」とあり。さてこの行宮は天武天皇の行宮なりと諸注にいへり。されど、天武天皇の行宮は野上にありて、これは日本紀に不破行宮とあれば、關ヶ原の野上の行宮なることは疑なくして和麩とは別なり。實際和麩原に屯したまひしは高市皇子にして、天武天皇は時出でまして、閱兵せさせたまひしなり。されば、ここはその和麩の原に屢天皇の出でました故に、特に行宮を營まされず、行宮は野上にありしことは明かなればなり、ありしかど、なほそこ

を行宮と見てかくいへるならむ。考に「和麩」に高市皇子のおはして近江の敵をおさへ天皇は野上の行宮におはしませしを、其野上よりわざみへ度々幸して御軍の政を聞しめせしこと紀に見ゆ。こゝには略きてかくよめり」といへり。壬申の亂には天武天皇は美濃國をその本營とせられしことこの歌の如くなるが、これは日本紀によればこの國安八磨郡にその湯沐邑ありしが故なりと考へらる。

○安母理座而 舊訓「ヤスモリマシテ」とよみ、契沖などは「やすまりまして」なるべしといへれど、この時はしか安まりましし時にあらず。考に「アモリイマシテ」とよみたり。この語の例は卷十九四二五四に「蜻島山跡國乎天雲爾磐船浮等母爾倍爾眞可伊繁貫伊許藝都追國看之勢志氏安母里麻之……」卷二十四四六五に「比左加多能安麻能刀比良伎多可知保乃多氣爾阿毛利之須賣呂伎能可未能御代欲利」などあり。これによりてしかよむべし。その意義は、考に「天降を約めていふ」といへり。されど「アマクタリ」を約めても「アモリ」となる理由なし。「アマオリ」の約めたること既に攷證等にいひて定説となれり。さてこれは、不破山を越えてわざみの原にいでまししをいへるなるが、この時の實際の御道順は、天武天皇が伊勢桑名の行宮にましまししを高市皇子が「この時既に和麩におはしまししなり」その遠方において不便なる由申されしかば、即日不破に入りたまひしにて、さて野上に到りまししなり。この順路は明かならねど、桑名より多度山の麓なる戸津「これ日本武尊の遺蹟小津崎なり」それより美濃の高須今尾等を経て垂井に到られしならむ。然るときには、不破山をこえられたることはあらず。又實際當時の事情

として、さきに一旦近江の多羅尾までいでまして、再び引かへして、伊勢へ出でたまひし如き事情なれば、近江に入り、近江の方より不破關をこえて、美濃に入りたまふが如きことは不可能なるのみならず、若しそれ程に容易ならば、美濃に行宮をつくりて屯します必要はなかりし筈なり。されば、不破山が實際に不破關ならば、不破山こえとは實地に通過せさせ給へりといふ事にあらずして、その關のあなたに出でましてといふ程の事なるべし。若し又美濃中山を不破山といふ事ならば、これは實際にこえて彼方に出でまししならむ。いづれによるべきかといふに、なほ不破關としてはじめの説によるべきならむ。

○天下 「アメノシタ」卷一にいへり。

○治賜 舊訓「ササマタマヒシ」とよみたるが、代匠記には「ササマタマフ」と訓むべしとし、略解は「ササマタマヒ」と訓ぜり。又考には、「一云」の方を本文に立てたり。されどこれは本文にて意通れば改むるに及ばず。訓は舊訓により、「シ」とよみたりとてもその意通らず、又「タマフ」と切りてはこれまた意十分ならず。略解の如く下につづくるをよしとす。意は明かなるが下の「食國乎定賜」に對してつづくるものなり。

○一云拂賜而 一本に上の句を「ハラヒタマヒテ」とありとなり。これは天下を一掃したまひてといふことなるが、かくては戦亂收まりたるものとして下の戦亂をいへることとうちあはず。とるべからず。

○食國乎 舊訓「チシクニチ」とよみたり。されど、その不可にして「チスクニ」とよむべきこと卷一

「五〇」の下にいへり。

○定賜等 舊訓「シヅメタマフト」とよめり。童蒙抄に「サダメタマフト」と訓じ、考略解等多く之に従へり。然るに、攷證には「是を考にさだめ給ふとよみ直されしはなかなか誤り也。舊訓のまゝしづめ給ふとよむべし。こは天皇のしろしめす國中の亂を静め給はんとて東國の兵士を召給ふといへるにて必らずしづといはでは叶はざる所也。増韻に定靜也云々周書諡法に大慮靜民曰定云々などあるにて定は靜の意なるをしるべし。また本集四冊六に戀水定云々とよめるにて定をしづめとよめるをしるべし」といへり。美夫君志はこれを自説の如くにせり。定は定靜の熟字ある事は誰人も知る所なれど、靜は「シヅカ」「シヅマル」にして「シヅムル」の義に用ゐるは普通の場合にあらず、定も亦人のねしづまる時(戌時)を「人定」といふ如く古來「シヅム」「四段」「シヅマル」とは訓じ來れど、云々をシヅムル(下二段とよめる例は未だ知らず。又卷六六二七の例にも「戀水定白髮生二有」とあるにて、これも「云々をシヅムル」といふ下二段活用の語に用ゐたるにはあらず。次に「サダム」といへる語の例は卷十八四〇九八に「可之古久母波自米多麻比豆多不刀久母左太米多麻徹流美與之努能許乃於保美夜爾」あり。さればこれは「サダメタマフト」とよむより外に無き筈なり。而して、これは天下の動搖を安定にせむと云ふ義なり。」とは例の「トテ」の意を有する語なり。

○鳥之鳴 この字すべての古寫本いづれも「鷄」又は「雞」につくれり。文字はこのままにてらあるべきが意はそれによるべし。訓は「トリガナク」なり。その他の例にても「雞之鳴」とかけるは卷

三三二八二「鳥鳴」とかけるは卷九一八〇〇「鷄鳴」とかけるは卷九一八〇七、卷十一三三一九四、卷十八四〇九四「假名書」のものは卷十八四一三一「等里我奈久安豆麻乎佐之天」卷二十四三三三「に登利我奈久安豆麻乎能故波」この他、四三三三にもあるが、いづれも「アヅマ」の枕詞とせる例のみなり。その意は曉に鷄の鳴くといふことは明かなれど、その「アヅマ」の枕詞とせる理由は確には知られず。冠辭考の説にては「鷄は夜の明時に鳴く故に明といひかけたる也」といひ、又「あづまの阿は阿賀を略きていふ也。然れば、鷄が鳴あとい語にかかれる如くなれど、實は吾てふもとの語によりて明にいひかけたるなりけり」とやうにいひたれど、十分に首肯せられざるなり。古義には「こはさは鷄が鳴ぞやよ起よ吾夫と云意につくなるべし」といへり。されど、これも十分なりと認められず。なほ研究の餘地ありと思はる。

○吾妻乃國之 「アヅマノクニ」とよむこと論なし。「吾妻乃國」は東國なることも論なきが、何によりてかくいふか。普通には日本紀古事記にいへる如く、日本武尊の故事によりて坂東諸國を「アヅマ」と名づくといひ、日本紀には山東諸國とあり、それに異論もなき事なるが、若し然りとせば、ここに美濃國を東之國といへるを如何に解釋すべきか。なほこの時美濃に召されし兵は日本紀に東海の軍東山の軍とあるが、その東海の軍は尾張の軍を主とし、東山の軍は釋紀に引ける私記に曰はく「案斗智德日記云命發信濃兵」とあり。これによりて考ふるに、この時「アヅマ」といふ語は坂東といふ固有の義にあらずして、汎く東方をすべて「アヅマ」といひしなることを考ふべし。なほ思ふに或は「アヅマ」といふ語はただ東方といふ意の古語にして、日本武尊の

故事といふものもその説明の爲の傳説ならむも知られず。

○御軍士 「ミイクサ」とよむ。「イクサ」といふ語は戦をいふ事になりてあれど、そのもとは軍士をいへるなり。古事記上卷に「黄泉軍」日本紀神武卷に「女軍」男軍又雄略卷に「兵士」を「イクサ」とよませたり。又類聚名義抄には「卒」兵將帥軍魁衆旅師の字に「イクサ」の訓あり。軍將士卒即ち戦闘に従事する人を古すべて「イクサ」といひしを見るべし。さてここに見ゆる東國の兵士を召されし事は天武紀に先づ村國連男依和珥臣君手身毛君廣に詔して急に美濃國に往いて兵を起さしめられ、次いで「先遣高市皇子於不破令監軍事」とあり。又遣山背部小田安斗連阿加布發東海軍又遣稚櫻部臣五百瀨土師連馬手發東山軍」とあるにて知るべし。さて何が故にかく美濃國を以て軍事行動の中心とせられしかといふに、一は近江國への東國よりの通路を扼する軍事上の必要もありしなるべきが、その基は美濃國安八磨郡に天武天皇の皇子たりし時よりの湯沐邑ありてその經濟上の根據地にして、且つ地の理もよかりしが爲なるべし。

○喚賜而 舊訓「メシタマヒツツ」とよみたり。代匠記には「ヨバヒタマヒテ」とも訓じ、考には「メシタマハシテ」とよみ、略解は「メシタマヒテ」とせるが美夫君志は舊訓をよしとせり。かくて「而」に「ツツ」の訓ある由訓義辨證に論ぜらるが、その確證はなく、その説も未だ十分ならず。「而」はなほ「テ」とよみてあるべく、ここは略解の如く六音によむべきなり。東海、東山の軍兵を召集したまひてなり。

○千磐破人 舊訓「チハヤブルカミ」とよめり。されど人を「カミ」とはよむべからず、代匠記に「ヒト

とよめるによるべし。「チハヤブル」といふ語は「いちはやぶる」の意にて古「いちはやし」といふ形容詞のありしその語幹を「ぶる」といふ接尾辭にて上二段活用 of 動詞とせるなり。「いちはやし」といふ語はこの頃の文獻には未だ例を見ねど、平安朝の語には例あり。この「いちはやし」は一轉して「うちはやし」といへるが、その例は續紀二十六卷天平神護元年正月の宣命(三十二詔)に「如此久宇治方夜伎時仁身命乎不惜之天」とあり。これは今いふ人心恟々たる時といふ程の事なれば、それにて「ウヂハヤシ」といふ語の意をさとるべし。この「うちはやし」といふ語は古事記の應神卷の歌に「知波夜比登宇遲能和多理爾」又卷七一三九に「早人氏川浪乎清可毛」などあるにて知らるゝ如く「ウヂ」にかけて枕詞とせるものにて「ちはや」といふ語と「ウヂ」との關係を知る料とすべし。さてこれは「チハヤブル」といふ語形のみかといふに「イチハヤブル」ともいひしことは延喜式鎮火祭祝詞に「御心一速比給波志止爲氏云々」とあるにてしるべし。なほこの「ちはやぶる」といふ語の意は日本紀卷二の一書に「有殘賊強暴橫惡之神」とある「殘賊強暴」の訓に「チハヤブル」とよませたり。古事記には之を「道速振荒振國神」とかけり。「チハヤブル」はその稜威の速き即ちその勢の烈しく恐るべきをいふが元にて、善惡いづれにもかよはし用ゐたるなるが、今のこの所はその惡しき方即ち日本紀の殘賊強暴の義に該當せり。即ちここは、天武天皇の方よりいへば、古事記の序にいへる如く兇徒にしてそれを「ちはやぶる人」とはいへるなれば、ここは、決して枕詞にあらずとする新考の説をよしとす。

○和爲跡 舊訓「ナコシト」とよめり。代匠記には「ナコセト」とよみ、考に「ヤハセト」とよめり。舊訓

は「ナゴシ」といふ形容詞にせるなるが、かくする時は上の「ナ」に對する語とならねば従ふべからず。又「ナゴセ」は命令形なるべきが、かかる命令形ある語は四段活用ならざるべからず。然るに「ナゴス」といふ四段活用の語古ありきといふことを知らず。「ヤハス」といふ語は延喜式大殿祭祀詞に「言直志和志古語云坐氏とあり。又卷二十四四六五に「知波夜夫流神乎許等牟氣麻都呂倍奴比等乎母夜波之云々」とあるによりてその四段活用の語なるを知るべし。かくて、その命令形の「ヤハセ」をここに用ゐたりとするをよしとす。これは、天武天皇が高市皇子にその任を授け給へることをいへるなり。

○不奉仕 「マツロハヌ」とよむ。古寫本に「ツカマツラヌ」といふ訓もあれど、「ツカマツル」は後世の訓なれば、隨ふべからず。古事記景行卷に「爾天皇亦頻詔倭建命言向和平東方十二道之荒夫疏神摩都樓波奴人等而」又本集卷十八四〇九四に「大王爾麻都呂布物能等」卷十九四二一四に「大王爾麻都呂布物跡」とあるを見れば、「マツロフ」といふ波行四段活用の語あるを見る。又卷二十四四六五には「麻都呂倍奴比等乎母夜波之」とあるによれば、これはハ行下二段活用なるものもありしが如し。されど、そは恐らくは誤にあらずば、訛れるものなるべくして、正しくは波行四段活用の語なるべし。さてこれは「マツル」を波行四段に再び活用せしめしものにして服従し奉ることをいふ意なり。

○國乎治跡 舊訓「クニオサムト」とあり。代匠記には「シラセト」とよみ、略解には「ヲサメト」とよめり。考は「治跡」をわろしとして一云の「掃部等」を本文とせり。先「治」は「シラス」とよむ事をうれど、ここは服従せぬ國を従へしめよとの意にして、それらの國の統治を任せ賜ひしにあらねば「シラセ」とよむは穩かならず。「ヲサム」とよむときは命令の語法にあらねば、これ亦事實に一致せず。されば「ヲサメ」とよむをよしとす。下二段活用の命令形に「ヨ」を添へず、そのまゝ命令の語法に用ゐたるは古語に例あり。古事記允恭卷の歌に「加理許母能美陀禮婆美陀禮本集卷十八四〇九六に「大伴能等保追可牟於夜能於久都奇波之流久之米多底比等能之流倍久」卷十九四一九一に「鷗河立取左牟安由能之我婆多婆吾等爾可伎無氣念之念婆」又佛足石歌に「都止米毛呂毛呂須須賣毛呂毛呂」などあり。さて「治め」といへば、その亂れたるを整理する意となり、「掃へ」といへば、服従せぬものを掃ひ除く意となるが、いづれにても意は大差なく、「ハラへ」を本文とすべき程の事なければもとのままにてあるべし。

○一云掃部等 これは一本に「治めとをハラヘト」とありといふなり。その事は上にいへり。
○皇子隨任賜者 舊訓は「皇子」を「ワカミコノ」とよみ、隨任賜者を「マ、ニタマヘバ」とよめり。神田本は「ミコノマ、ヲサメタマヘバ」とよめり。詞林采葉には「スメミコニマカセタマヘバ」とよめり。(校本萬葉これを拾穂抄にもかよむとせるは誤なり。)代匠記初稿には「ワカミコニマカセタマヘバ」とよみ、清撰には「ミコノマニヨサシ給ヘバ」とよみ、考は「ミコナガラ、マケタマヘバ」とよみ、略解は「ミコナガラ、マケタマヘバ」とよみ、古義は「ミコナガラ、マキタマヘバ」とよみたり。このよみ方につきては先づ「隨字」を上句の部分とするか、下句の部分とするかによりてよみ方にも大なる差を生ずるなり。「隨」を下句の部分とするものは「皇子」二字のみにて五音によま

ざるべからざる事となる。これによりて「ワカミコノ」「ワカミコニ」「スメミコニ」といふ訓も生じたるなるが、皇子は弱年の方にのみいふ文字にあらねば、「ワカミコ」とよむべき理由なし。又「皇子」の字面は「スメミコ」とよまばよまるべきさまなれど、「スメミコ」といへる語は他に例證あるを知らず。されば、皇子隨を一句とする見解に従ふべきが、これには「ミコノマ」「ミコノマニ」「ミコナガラ」の三様の訓行はるるが、隨字は「マ」「マニ」「ナガラ」いづれによみても誤といふべからず。されど、これは考に「神隨」とあるとひとしくて云々といへるごとく、よみ方もそれに准じて、「ミコナガラ」とよむべきなり。次に「任賜者」は「ナサメタマヘハ」「マカセタマヘハ」「ヨサシタマヘハ」「マケタマヘレバ」「マケタマヘバ」「マキタマヘバ」と六様のよみ方はるるが、「任」を「ナサメ」とよむ理由なければ、従ふべからず。「任」を「マケ」とよむことは多くの學者の隨ふ所なれど、いかがあらむ。先づ「任」字に古來「マケ」といふ訓を附けたるものなく、若しありとせば萬葉集のみなれば、それを以て確證とはすべからず。「マケ」は古事記傳九に既にいへる如く、麻氣は京より他國の官に令罷意にて即ち「マカ」を約めて麻氣とは云なり。万葉に此言多し。みな鄙の官になりてゆくことのみ云り。心を付て見べし」といひたるが、類聚名義抄に「退給」を「マケタマヘ」とよみたるもまたこの意なり。即ち「マケ」は漢字にては「罷遣」の義を本とするなり。而して萬葉集中「まけ」といふ用言を用るたる假名書の例を見るに、卷十七、三九五七に「安麻射加流比奈乎佐米爾等大王能麻氣乃麻爾末爾」三九六二に「大王能麻氣能麻爾大夫之情布里於許之安思比奇能山坂古延底安麻射加流比奈爾久太理伎」三九六九に「於保吉民能麻氣乃麻爾麻爾之奈射加流故之乎遠

佐米爾」卷二十四、三三一に「天皇能等保能朝廷等……麻氣乃麻爾麻爾多良知禰乃波波我目可禮」四四〇八に「大王乃麻氣乃麻爾麻爾島守爾我多知久禮婆」などはいづれも古事記傳にいへると全く同じ意のものなり。ただ、卷十八、四〇九八に「大王乃麻氣能麻久麻久此河能多由流許等奈久此山能伊夜部藝都藝爾可久之許曾部可倍麻都良米」とあるは稍異なるやうなれど、これは「爲幸行芳野離宮之時儲作歌」とあれば、なほ「罷らせ」の意なるものなり。さて又この他に「まけ」とよみたるものは、卷十三、三二九一の「天皇之遣之萬萬」とあるものあり。これも「遣なれば、上にいへると同じ意なり。今一つ、卷三、三六九に「物部乃臣之壯士者大王任乃隨意聞跡云物會」とある「任乃隨意」は舊訓「ヨサシノマニ」とよみたるを近來多くは「マケノマニ」とよみて殆ど定説の如くなりたるさまなり。されど、かく改めむには「ヨサシ」の訓が「任」字に適せずして必ず「マケ」とよまではあるべからざる證據と理由とを十分に示してはじめて決定せらるべき筈のものなり。然るに、攷證には「任」は其事をその人にゆだね、委任にてまかせのかせをつむれば、けとなれり。これにてもまけはまかせの意なるを知るべし」といひ、美夫君志等近頃の學者殆ど皆これに従へれど、何等の證なきことにして、みだりに約言説を以て古語を説くが如きは、つしむべきことなり。今この「任」を「まけ」とよまむとせば、上述の如く、卷三、三六九の例を以て之を支へ、その意はなほ罷遣の意なりとすべき筈なり。然らばこゝに罷遣の意ありとして「マケ」とよむべきかといふに、未だ遽に従ふべからず。何となれば、こゝは下に「賜」といふ語あれば、その「まけ」は用言として活動せるものならざるべからず。然るに、萬葉中に「まけ」とよむべき語はす

に従ひて「ヨサシタマヘバ」とよむべく、その意は委任したまへばといふことと考ふべし。かくてこの二句の意は如何といふに、考に「そのまゝ御子におはしまして、軍のつかさに任給ふと也」といへり。大體此の如きことなれど、やゝ不十分なり。古義は「皇子とまします其まゝに任賜へる軍事を負持賜ふよしなり」といひ、攷證は考の説をあげてきて「國史を考ふるに將軍はみな臣下の職なるを皇子ながらも其將軍にまけたまふよしなり」といへり。この攷證の説はかへりてひが事なり。古は軍國の大權は天皇自ら之を掌にしたまひ、時に皇后、皇子に委ねたまふことはありしかど、臣下に委ねたまふことは稀なりしなり。専ら臣下に委ねられさまになるは、支那風の制度を採用せられし結果にして、攷證の説は、中世以來の頽廢せる軍制によりて立てたる論なり。否、中世以降にても武士が源平の兩家に屬するに至りしものは、これ古の兵權は臣下に委ねずといふ制度の精神のなごりにして、天下の武士が皇族の血統たる源平二家に従ひて、他に屬するを欲せざりし結果なり。かくの如くなれば、皇子ながらといふ語の解釋は從前の説にては不十分なることいふまでもなし。即ち諸家の説はこの「ナガラ」をば「神隨」の「ナガラ」と同じといひながら、その説明に至りては後世の「ナガラ」の意にて説き、「カムナガラ」とは別の解釋をなせるは不合理なりといふべし。この故に吾人はすべての諸家の説に隨ふことをせず。こは「神隨」の「ナガラ」と同じく、輕くいはゞ皇子にましますまゝにといふべく、重くいはゞもとより皇子とまします故にといふべき程の意にして、即ち皇子とましますが故に當然の事として軍の任をよさし賜へりといへる事になるべきにて、攷證の説とは正反對となる

べきものと思ふなり。即ち將軍の大任は臣下に委ぬべきにあらねば、皇子の當然の任としてこの皇子に任じ賜へるなりといふなり。この皇子の當時大任を負ひ賜ひてしかも威海内を壓せられしことは、大伴吹負が大和にて軍を起ししとき、詐りて高市皇子不破より至るといひて、大に勝を制せし事などを見て知られたり。かくの如くなれば、壬申の亂に天武天皇の勝を制せられしは専らこの皇子の力なりと認めらる。これこの歌にその戦亂の際の事を力強く説けるなり。爾下にいふ所これなり。

○大御身爾「オホミミニ」なり。「オホ」も「ミ」も敬意の接頭辭なり。「大御」を冠するは至尊至貴の意をあらはすものにして、卷一「三八」の「大御食」この卷一五二「一五二」の「大御舟」又次の「大御手」なども然り。こは高市皇子の御身にといふなり。

○大刀取帶之「タチトリハカシ」とよめる古寫本多し。(西本願寺本、細井本、溫故堂本、大矢本、京都大學本)考には「タチトリオバシ」とよめり。「帶」は「オブ」とも「ハク」とも古來訓する字なれど、大刀には古來「ハク」とのみいへり。日本紀景行卷の歌に「多智波開摩之塙」とあるは「ハカセマシ」なるべしといへり。本集卷五八〇四に「都流岐多智許志爾刀利波根」とあるなどその例なり。又「帶刀」を「タチハキ」といひ、大刀の異名を「ミハカシ」といへるにても大刀を「ハク」といふを證すといふべし。大刀を「オブ」といへること古語に例なし。「ハカシ」は「ハク」をサ行四段に活用せしめて敬語としたるその連用形なり。

○大御手爾「オホミテニ」とよむ。高市皇子の御手になり。

○弓取持之「ユミトリモタシ」とよむ。弓をとりもちたまひといふ意なり。

○安騰毛比賜「アトモヒタマヒ」とよむ。檣孺手には「古本亦一本等に賜の下に奴の字あり。加へてたまひぬとよむべし。此句にて一段也」といへり。然れども、今ある諸古寫本に一もさるものなし。疑ふべし。加之、ここに一段として切るはかへりて不可なれば從ひがたし。「アトモフ」といふ語の例は集中に多し。卷九一七八〇に「三船子呼阿騰母比立而喚立而三船出者」卷十七三九九三に「阿麻夫禰爾麻可治加伊奴吉之路多倍能蘇泥布理可邊之阿登毛比底和賀己藝由氣婆」卷二十四三三一に「安佐奈藝爾可故等登能倍由布思保爾可知比岐乎里安騰母比且許藝由久岐美波」などその假名書の例なり。又卷九一七一八に「足利思代榜行船薄」又卷十二一四〇に「阿跡念登夜渡吾乎問人哉誰」もこの語なるべし。その語の意は如何といふに、代匠記は「日本紀に誘の字をあとふとよめるこれなり」といひ、古義には「誂字をアドフと訓るも同じ」といひたれど、これらは意同じきか否かと云ふよりもまづ、あとふとあとふとは異なる語なれば、これを以て證とはすべからず。しかも本集以外に未だその確なる例を見ねば、結局上の數例に基づきてその意を考へざるべからず。萬葉考は「率」をいふ集中に雁にも船にも此言をいひ、紀に誘の字を訓つといへり。然れど、紀云々の説は、契沖説を受けたるにて證とはならず。かくて、率ゐる意を以て釋すべしとして、卷三四七八の「物乃負能八十伴男乎召集聚率比賜比」とある「率比」を「アトモヒ」とよめり。而して、多くの學者この説をよしとせり。今上の諸例を通覽するに、先づ舟をこぎゆく場合に用ゐるものあり。

阿登毛比底和賀己藝由氣婆 十七三九九三

安騰母比且許藝由久岐美波 二十四三三一

足利思代榜行船薄 九一七一八

同じ舟につきていへれど、そのあとふ所の相手をあげたるあり。

三船子呼阿騰母比立而喚立而三船出者 九一七八〇

これに基づきて考ふれば、上の舟に關する三首も、そのあとふ相手は船子、水手のたぐひにしてそれらを船頭があとふなるべし。されば卷二十の歌の「安佐奈藝爾可故等登能倍由布思保爾可知比岐乎里安騰母比且許藝由久岐美波」とあるは、その安騰母主は岐美にして、そのあとふ相手は水手なること明かなりとす。かくして、考ふれば、卷十七の歌の「阿登毛比底和賀己藝由氣婆」とあるも、あとふ主は、われにして、そのわれが、船子水手をあとふこととなるべし。而してかく考ふるときは、主長たるものが、その屬從を率ゐる意の如くに説かるべし。これ即ち率ゐるといふ説の起りし所以なるべけれど、しかする時は卷十二一四〇の「璞年之經往者阿跡念登夜渡吾乎問人哉誰」といふ歌を如何にせむ。この歌は秋雜歌中の詠鴈と題せるものにして、その前の歌なる「野干玉之夜度鴈者鬱幾夜乎歷而鹿己名乎告」といふ歌に對しての答に擬したるものにしてこの歌の意は古義に「年の經ゆけば、親しかりしも疎くなりなど、ありしかはるならひなれば、それがうれたさに心かはりのせざらむため、己が友を誘ひ率ふとて夜中に己が名を告りつゝ、飛びわたる吾なるものを不審げに問給其人は誰なるぞとなり」といへ

るにて明かなるが、ここには主たるものが部下を率ゐるといふ意はなきなり。されば、この語はたゞ誘ひいざなふ意を本義とすべきものなるべし。さて今この場合を見るに、「ミイクサチアトモヒタマヒ」といへるは、卷九の「ミフナコチアトモヒタテ」といへると共通せる點にして、下に「ト、ノフル」とある點は卷二十の「アサナギニカコト、ノヘ、ユフシホニカヂヒキチリ、アトモヒ、テコギユクキミハ」とあるに共通せり。ここは高市皇子が部下の軍將士卒を誘ひ率ゐる給ふことをいへるなるべし。

○齊流

古寫本には「イモヒスル」とよみしを仙覺が「ト、ノフル」と改めよみてより一定せるなり。然るに考には「ト、ノヘル」とよめり。これは後世の俗語の格なれば従ふべからず。この語の

意如何といふに、契沖はただ「軍衆をとゝのふる鼓なり」といへるのみなれば、参考の價値なし。

考には釋なし。玉の小琴には「とゝのふるは三卷十二に綱子調流海人之呼聲とも有て軍士を

呼起し調ふるを云り」といひ、歷朝詔詞解の第一詔「天下乎調賜比」の下に「第三詔に此天下乎治賜

比諧賜岐第九詔に上下乎齊倍和氣豆、四十五詔に汝等乃心乎等々能倍直之、萬葉二に……………

三に……………十に左男牡鹿之妻整登鳴音之、十九に物乃布能八十友之雄乎撫賜等々能倍賜甘に

安佐奈藝爾可故等登能倍などに見ゆ。これらを合せて思ふに、此言はよそにあらけ居る者を

呼集めて、みたれなく治むる意也。其中に呼來す方を主といへると亂れなく治むる方をむね

としていへるとの異ある也といひ、又古事記傳三十の「整軍」の注にも「登々能布は呼立る意なり」と

いひて、本集の例を多くひけり。かくの如くにして召し集むるなりといふ釋、定説の如くな

りてあれど、果して如何にや。今新撰字鏡にて「ト、ノフ」と訓める字を見るに、「呼率下人反調人貞

乃不伊佐奈不亂也、力段及散亂也、理也擾也、收、憩、活才反諧也、調、搽、力條反、爰也、理也取、の四字あるが、い

づれも「調理治」の意にして、又「率下人」の意あるもあれど、召し集むる意なりといふもの一もなし。

又類聚名義抄なるには「ト、ノフ」といふ語を以て訓したる文字凡六十三字、色葉字類抄には凡

四十四字を算すれど、召又は集の義なる文字一も見えず。然らば古語は如何といふに、本集に

ては、既にあげられたる卷三、二三八の「綱引爲跡綱子調流海人之呼聲」卷十、二四二の「左男牡鹿

之妻整登鳴響之」卷十九、四二五四の「物乃布能八十友之雄乎撫賜等登能倍賜」卷二十、四三三の

「安佐奈藝爾可故等登能倍、由布思保爾可遲比伎乎里、安騰母比豆許藝由久伎美波」又四四〇八の

「奈爾波都爾船乎宇氣須惠、夜蘇加奴伎、可古登々能倍豆、安佐婢良伎、和波己藝壠奴等」あり。宣命

には第一詔に「此乃食國天下乎調賜比平賜比第三詔に「此天下乎治賜比諧賜岐第九詔に「上下乎

齊倍和氣豆」第廿九詔に「又竊六千乃兵乎發之等等乃比又七人乃味之天關仁入牟止毛謀家利」第

四十五詔に「汝等乃心乎等々能倍直之」とあり。又古事記中卷仲哀天皇條に「整軍雙船度幸之時

とあり。日本紀神武卷には「練を景行卷には「經綸を」トトノフ」とよみ、又舒明卷に「振旅を」イクサ

ト、ノフ」とよませ、又卯始朝之已、後退之因以鐘爲節とある節をト、ノヘ」とよめり。以上を通

じて見るに、呼ぶ意ととらでは叶はぬ如く見ゆるものは十卷の「サシカノツマト、ノフトナ

クコエノ」とあるのみにして他は然らず。ことに、入朝する時の合圖をも退朝する時の合圖を

も「ト、ノヘ」とよぶを見れば、呼ぶとか召すとかいふ事は決してあたらぬなり。されど、なほ念

の爲に上例を分類して見むに、宣命の調諧齊とあるはいづれもその字義にあたるもの又宣命四十五詔の「心乎ト、ノヘナホシ」も普通の「ト、ノヘ」なれば特にいふを要せず。この如く軍兵にいへるは宣命第廿九詔の「六千兵ヲ發シト、ノヘ」なるが、こは上に「發シ」とある以上は「ト、ノヘ」は召集にあらざること明かなり。その他には軍隊ならねど、多人數の集合にいへるは卷三三三八の「アゴト、ノフル」卷二十四三三一の「カコト、ノヘ」四四〇八の「カコト、ノヘテ」なるが、これらも召集の義なりといふことをうけばりていひうる人はあるまじ。又卷十九四二五四の「モノノフノ八十友ノヲナデタマヒト、ノヘタマフ」とあるは召集したまふ意にはとるべき所にあらず。かくて召ぶの意にとるを得とせむものは、なほ「サヲシカノ妻ト、ノフト」の一のみなり。されど、この一が必ず召ぶの意ならば、これまた動かすべからぬものとなるべきが、これをば本居以前の學者は如何に説きしかと見るに、代匠記には初稿には世俗に事の成就するをと「のふといへり。今は此心にや」清撰本には「妻を呼そろふるなり。妻と副て居れば」と「のほり、副はざればと」のはぬなりといへり。ここに「呼ぶ」といふ語を加へて釋したれど、主點は「そろふる」といふ語にありといふべし。この妻を整ふるといふ語は後世にもあり。たとへば「宇津保物語藤原君卷」に「この右大將源のあさよりのぬしの女子ども十よ人にかゝりてあなり。ひとりにあたるをば御門に奉り。そのつぎ〜ことごとくと」の「へたなり」とあるが如く妻を整ふるとは妻定めをするをいふなり。若妻を呼ぶといふ義とせば「宇都保など」の義にあはず。而して後世にいふ妻を整ふといふ意に合せざるをも強ひて「呼ぶ」とせむには

萬葉集時代に「呼ぶ」といふ意がありきといふことを確定的に示さざるべからず。然るにさること一もなくして、ただこの「妻整ふ」といふ一語のみなり。されば「召ぶ」といふ義ありといふ從來の定説は従ふべき理由なきなり。惟ふに「と」のふはなほ今もいふ「と」のふの意に外ならずして、ただその用ゐらるる場合によりて多少意のかはれるのみなり。今色葉字類抄にあけたる「トノフ」の文字をあぐるに、

調律 整齊 勅格 正歴 麿御 飭等 竝階 虞振 適飭 振摠
 肅諧 俱儂 調巾 仕誠 展馬 車也 剪方 愁(歴) 賦理 整轍 服
 嚴飭 選藏 (振)

などなるが、これらのいづれかの字にて大方は義知らるべし。卷五の「綱引すと綱子調ふる海人の呼聲」といふは「呼聲」といふを必ず人を召しよぶ聲とせば、從來の如き解釋をとるべき知らねど、「呼聲」とは叫び聲といふにおなじきこと多きは世人誰も疑ふまじ。即ちこれは「綱を引くとて、綱子を整ふる爲に海人の叫ぶ聲にして、その調ふるは、人數を完備せしむる如き場合にもいふべく又その人々をばそれぞれの部署につかしむる場合にもいふべく、呼ぶといふが語の主意にあらずしていづこまでも整ふるが主意になるなり。卷二十の「かこととのへ」かこととのへても亦同じこといふまでもなし。次に、卷十九物のふの八十伴のをを撫で賜ひ、ととのへ賜ふ」とあるは十分に供給あらせらるる義にして完備の意なるべし。而して、宣命第廿九詔なると、今の歌とは軍兵を整ふることなるが、その整字は既に支那にてもいふことにして、詩の

大雅皇矣に「爰整其旅」ともあり。されどこれを以て遽にその義なりといふべからず。惟ふにこの「と」のふるには軍兵を「と」のふるには相違なきが、それが爲に用ゐるものは下にいへる鼓なり。されば、この「と」のふるは軍陣に於ける鼓の用をいへる場合のものと釋せざるべからず。然るにここにこの鼓の用を解するに参考とすべきはかの舒明紀八年の「卯始朝之已後退之。因以鐘爲節」とあるその義なり。恐らくはこの節又律などの意にて用ゐしならむか。而して實際軍旅に鼓を用ゐて節度としたる事は支那本邦に通じて古より行はれしところなり。然ればこの「と」のふるは軍隊進退の節度を示すことをいふと考ふべきなり。これを外にしてこの場合を釋せむとするは誤なり。考に「調練」といへるは有事の日の實戰と、平素の調練とを混同して明確にせざりし弊はあれど、「と」のふる」といへる語の意にはそむかず。本居説は甚しきひがごとにして永く後世を迷はせるなり。

○鼓之音者 舊訓「ツ、ミノコエハ」とよみ、神田本に「コエ、チト」とよみ、考に「ツ、ミノオトハ」とよみたり。(校本萬葉に「代匠記」とせるは誤なり。音は普通に「オト」とせり。又「コエ」とよむべき場合もなきにあらねど、「コエ」は普通に人又は生物の聲音にいひ、「オト」は汎く音響にいふ語なれば、「オト」とよむをよしとす。鼓は鼓の俗字にして和名鈔に「都々美」の訓あり。倭訓栞には「つゞみ、日本紀にもと鞞を訓せしは大鼓也萬葉集に鼓のおとはなるかみのといへり。今小鼓をいふ、都曇の音也といへり。曇をつみとよむは阿曇をあづみとよめるがごとし。唐書に天竺技有都曇鼓」と見え、白孔六帖に都曇答臘は本外夷樂、都曇似腰鼓而小答臘即蜡鼓也」といへり。本居宣

長は、古事記仲哀卷の歌「許能美岐袁迦美祁牟比登波曾能都豆美宇須邇多豆宇多比都都迦美祁禮加母云々」といふ、都豆美の説明の下に、或人云としてこの文を引きてさて曰はく、都曇と云も答臘と云も本其音によりて着たる名と聞ゆ。さて皇國にて都豆美と云は阿豆美を阿曇と書事例などを思ふにも、まことに都曇の字音なるべく思はる。然らば、皇國に本より有し物には非ず。外國より來つる物なるべければ、此大后の御世には未有まじき物なるに此の歌によめるはいかに。故つらく、按ふに、此時皇國に鼓ありしには非ず云々」といひて之に賛成せり。然れどもこは未だ必ずしも従ふべからず、狩谷掖齋は箋注倭名類聚抄にその説をあげ、さて曰はく、愚謂都都美以其音得名、都曇鼓亦以音得名、其名適合耳。非依都曇鼓名、都都美猶雜雅以鳴聲得名、加介加良須亦以鳴聲得名。然皆自皇國之名、非依雜雅字音得名也」といへり。この説是とすべし。さてこの鼓は、今の所謂「ツバミ」にあらず、軍陣に用ゐる大鼓たること明かなり。軍防令に「凡軍團各置鼓二面、大角二口、小角四口、通用兵士分番教習」とあり、又「凡私家不得有鼓鉦、弩、牟、稍具裝、大角、小角及軍幡」の義解に「謂鼓者皮鼓也、鉦者金鼓也、所以靜喧也」と見ゆ。さて令制兵部省の下に鼓吹司ありて鼓吹を調へ習はしむる事を掌れり。令集解に引ける延暦十九年十月七日官符中にのする鼓吹司解に曰はく、軍旅之役吹角爲本、征戰之備鉦鼓爲先」とあり。その鼓とは鼓鉦を鼓するをいふなり。吹とは大小の角を吹くをいふなり。いづれも軍旅征戰に進退を節度する合圖に用ゐるなり。而して貞觀儀式には三月一日於鼓吹司試生等儀式見ゆるが、その用ゐる鼓は一種のみならざるが、延喜式兵庫寮式によるに「凡鼓吹雜生習業、所須鉦

一口、大鼓一面、楯領鼓二回、多良羅鼓四面、答鼓一面、大角廿口、小角卅口、大笛四口、緋幡二管、鉦鼓篋、鑿九脚並待官符充之」とあり。而してこれらの鉦鼓の数は貞觀の儀式の諸生の數と合す。恐らくはこの制は支那の軍陣の法にして令前より既に行はれしならむ。かくいふ由は天智天皇の御世に三韓の事にて唐と争ひて敗られしかば、大に兵を練られしことありて、兵法に閑へる谷那晋首、木素貴子、憶禮福留、答舂初に位階を授けられしことあるは、その兵法を用ゐられし爲なることいふをまたず。

○雷之聲登聞麻底 「イカツチノコエトキクマデ」とよめり。西本願寺本には「雷にナルカミ」ともよめりといふ。雷は在來ナルカミとも、イカツチともよみ來り、本集にもナルカミといふ語、鳴神卷六、九一三、その他十一等にも多し、イカツチといふ語卷三、二三五の歌の雷之上を左注に引ける歌に「伊加土山とかけり」とあり。又倭名鈔には「雷公に注して和名奈流加美一云以加豆知」と見え、佛足石の歌には「伊加豆知乃比加利乃期止岐己禮乃微波云々」とあり。「イカツチといふは、その威のイカメシキよりいひたる名目にして鳴神といふはその音響の方よりいひし名なるべし。而して佛足石歌によれば、イカツチの光にて電光をいへれば、雷の本體と思ひしものを、イカツチといひしならむ。ここは雷神の聲といふまでにて雷鳴をいへるなれば、ナルカミノコエといふ如き重複すべきよみ方をせぬ方原作者の心になふべし。さてこの形容は日本紀天武卷に壬申の亂の最後の瀬田の戰の烈しきさまを記して「旗幟蔽野埃塵連天、鉦鼓之聲聞數十里列弩亂發、矢下如雨」とあるに合せり。

○吹響流 「フキナセル」とよむ。「ナスはナラスの略なりといふこと普通の説なれど、さにはあらずして、ナスといふがナラスと同じ意の古言なるべし。この事は古事記上卷に「鹽許袁呂許袁呂邇畫鳴而」と書ける自注に「訓鳴云那志」とあるにても明かなり。又古事記上卷の歌に「遠登賣能那須夜伊多斗遠」又日本紀繼體卷の歌「須衛陸磨府曳彌都俱利府企儼須美母盧我紆陪儼」もこの例なり。萬葉集中にも、鳴をナスとよむべき所はあれど、ナラスとよむべき所果して存せりや疑はし。古今集にも「秋風にかきなすこと」といへり。されば、ナスは古語にして、ナラスは後の語なるべく、ナラスのラを略して、ナスといへりといふことは何等學問上の證なきことなりとす。されば響は、ナスなるを流をつけたるは、ナセルとよまむが爲に加へたるなり。この吹鳴せるは上又下に見ゆる大角小角笛などを吹奏するをいへるなり。

○小角乃音母 舊訓「ツツノコエモ」とよめり。代匠記初稿本には「小角これををつのとよめるはあやまりなり。こふえとよむべし」といひ、又くたのこゑもともじたらすにもよむべし。天武紀云「波良久太」といへり。又清撰本には「小角は今按くと讀へきか。天武紀に大角を波良小角を久太とよめり。和名云兼名苑、注云、角本出胡中或云出吳越、以象龍吟、楊氏漢語抄云、大角波良乃、小角久太能、令第五云々軍防令云々延喜式民部上云々」といへり。かくの如く、小角といふものは古「クダ」といひしものなれば、代匠記の訓に従ふべし。その小角といふものは上にひける軍防令に「大角二口小角四口」又延喜式兵庫寮式に「大角廿口小角四十口」とある小角をさせることは明かなるが、このものは和名抄のみならず、新撰字鏡にも、彙に「波良又久太の訓あり。

この籟は字鏡に「吹笛爲起居節籟也」とあるが、籟は「序」の誤なるべく、その籟は字書に竹筒なりといへり。されば當時の制はとにあれ、竹筒を吹きて合圖をせるによりて「くだ」といへるならむ。その角字を用ゐたるはその源、獸角を用ゐるしより出でしならむこと、喇叭の洋語の如くならむ。而してこれ亦軍旅征戰の具にして、進退の節度をなすものたること、かの令集解に引ける鼓吹司の解にて知るべし。「音を攷證に、コエ」といへり。されど物の音なれば「オト」の方よしとす。考には「母」の辭前後の辭の例に違として、「二云笛乃音波」とあるを本文に立てたり。萬葉措解は「母を波」の誤としたり。然れども、ここに誤字ある本一もなきのみならず、攷證に「本書のまゝにして母の字はまへの鼓之音者といふに對して鼓の音は雷の如く、また小角の音も虎のほゆるがごとし。その對にいへる所なれば、母とありてよく聞ゆるをや」といへるが如く、改むるに及ばざるなり。

○一云笛乃音波 「フェノオトハ」とよむ。一本の傳なり。考にはこれをよしとしたれど、いづれでも大差なきことなり。但笛といへば、すべて吹奏するものをいふに似てよきやうに似たれど、小角を「クダ」といふ時は國語の上にてはこれ亦吹奏樂器の總名ととらるれば、要するに五十歩百歩の論のみ。

○敵見有 「アタミタル」とよむ。この語の意契沖は「あたみたるなり。あたはあひてなり」といひ、考に「敵に向ひたる」といひ、世俗或はこれらの説をよしとすれど、これは誤なり。こは攷證にいへる如く、新撰字鏡に「快於高反去勳也強也心不服也宇良也牟又阿太牟又伊太牟」とあるその「あたむ」といへる用言なるべし。

この勳は「懟」の誤にして、「快」は「情止不満足也」とみえ、類聚名義抄には「懟」に「懟」に「懟」といづれも「アタム」の訓あり。さて又懟は説文に「怨也」と注し、「懟」は類篇に「憎也」と注したれば、これは「アタ」(仇)といふ體言に縁ある語ながら「アタミタル」にあらずして、「アタ」に對して發する憎惡怨恨の心情のはたらきをいひあらはせる語なるべきは疑ふべからず。

○虎可叫吼登 「トラカホユルト」とよむ。「虎」は和名抄に「止良」と注す。「叫」は「叫」の別體なり。「叫吼」にて「ホユル」とよむ。「ホユ」といふ語は和名抄に「嗥」玉篇云嗥……虎狼聲也唐韵云吼……牛鳴也吠三上保由犬之鳴聲也とあり。これは小角の吹聲を虎のほゆるにたとへたるなり。「カ」は清音にして疑問の助詞にて係となれるが故に「ほゆる」と連體形にて結とすべきなり。

○諸人之「モロヒト」とよむ。もろもろの人といふ義なり。「モロヒト」といふ語の當時ありし事は假名書にせる例卷五、八三二に「母呂比得波」又八四三に「毛呂比登能阿蘇夫遠美禮婆」とあるにて知るべし。

○協流麻低爾 「オビユルマデニ」とよむ。「協」は正字通に「同協」といひ、「協」は玉篇に「協許劫切以威力相恐協也」と見え、新撰字鏡には「協今作脅虛業反怯也於比也須」と見ゆ。この「オヒヤス」は「オビユ」と同源の語の他動となれるものなること明かなり。さて「オビユ」といふ語の例は新撰字鏡に「遷」に「於比由」の訓あり、又「愕然覺各反驚愕也於豆又於比由又於止呂久」、「惶急驚失意也於比由又阿和豆」又靈異記上卷の訓注に「脅オヒユ」とあり。蓋し驚いて失神する如きさまになるを「オビユ」といへるなり。

○一云聞惑麻低 一本に「キキマドフマデ」とありとなり。意は本文の方よく聞ゆ。

○指擧有 舊訓「サシアグル」とよみたれど、擧有の二字を「アグル」とよみては不十分なり。考に「ササゲタル」とよめるをよしとす。「サシアゲタル」を約めていへるなり。「サシアグ」を「サザク」といへる例は佛足石歌に「乃知乃保止氣爾由豆利麻都良牟佐々義麻宇佐牟」とあり。これは次にいへる幡をさざけたるをいふなり。

○幡之靡者 「ハタノナビキハ」とよむ。幡は軍防令の義解に「幡者旌旗惣名也。將軍所載曰纛幡。隊長所載曰隊幡。兵士所載曰軍幡也」とあり。されば幡字は旌旗の總名に用ゐたる字なりと見るべし。「靡」は風に吹き靡きたるさまをいへるなり。さてこの時天武天皇の方に赤き幡を用ゐられしことは古事記の序に「皇興忽駕凌渡山川。六師雷震三軍電逝。杖矛擧威。猛士烟ノ如ク起。絳旗耀兵凶徒瓦解」とあるが其事をいへるなり。なほ日本紀天武卷上を見るに「恐其衆與近江師難別以赤色著衣上」と見えれば、赤旗赤印にて、その大衆の殺到するさまは如何にも野火のひろごれるにたとへつべきものなりしならむ。これ次の句のある所以なり。

○冬木成 「フユゴモリ」とよむ。この事は卷一、一六にいへり。

○春去來者 「ハルサリクレバ」とよむ。この事も卷一、一六にいへり。

○野毎 舊訓「ノヘコトニ」とよめり。童蒙抄には「ノラコトニ」とよみ、略解には「ヌゴトニ」とよめり。按ずるに「野」一字を「ノベ」とよまむは理なし。又「ノラ」とよむことも如何なり。略解の説の如く四音の一句とするをよしとす。

○著而有火之 舊訓「ツキテアルヒノ」とよめり。童蒙抄に「ツキタリシヒノ」とよめり。「著而有は

ツキタリ」ともよむべけれど、「タリシ」とはよむべきにあらず。古來の訓をよしとす。この上四句の意は古春になれば野を焼くこと(これは所謂焼畑をつくる料にして、漫にするにあらず)不破の軍の赤旗をささげ赤幟をつけたる大軍の殺到せるさまを野火の盛んにもえひろがるさまに見立てたるなり。野火の事はこの卷二、三〇に「春野燒野火登見左右燎火乎」(卷七、一三三六に「冬隱春之大野乎燒人者燒不足香文吾情熾」とあるが如き)この例證にあぐべし。

○一云冬木成春野燒火乃 一本の傳に「フユゴモリ、ハルヌヤクヒノ」とありとなり。考にはこれをよしとして本文に立てたり。されど、大差なき事なれば改むるに及ばぬことなり。

○風之共 「カゼノムタ」とよむ。「ムタ」の事は上、一三一の「浪之共」の條にいへり。「カゼノムタ」といへる例は卷十五、三六六一に「可是能牟多與世久流奈美爾」といふあり。

○靡如久 古來「ナビクガゴトク」とよめり。考は「ナビケルゴトク」とよみたり。されど、これは靡一字にて有字なければ「ナビケル」とよむは當らず。野火の風に靡ける如きさまに赤旗赤幟の大軍のさまを見立てたるなり。

○取持流 舊訓「トリモタル」とよみたるを考に「トリモテル」とよめり。こは同じ語にしていづれにしてもよきなるが、今は普通の説によりて考とおなじくよむ。將士の手に取り持てる弓と下につづけていふなり。弓は「ミトラシ」といふ如く手に執りもちて取扱ふ武器なればなり。

○弓波受乃驟 舊訓「ユハズノウゴキ」とよめり。されど「驟」は「うごき」とよむべき字にあらねば、代匠記に「驟はサワギ」とよむべきかといひしより諸家之に従ひて定説となれり。「弓波受」は新撰

字鏡に「弭弓波受」とあり和名鈔、弓の條に釋名云弓末同彌音蕭由美波受美波受とよみ、類聚名義抄に「弭字に、ユムハズ」の訓あれど、ユムハズの語なし。されば、ユムハズといふ語果して古にありしか疑しき事なれど、日本紀の崇神卷の「弭調を古來、ユムハズノミツキ」とよみ來れば、これも古語なるべきか。今姑く古の訓のまゝに従ふ。「驟は説文に「馬疾歩也」と注し、玉篇に「奔也」と注し、この二義を本義とし、その他「數也」「シバシバ」ともいへり。今類聚名義抄に就いて「驟字の訓をみるに、「ウクツク」「ウヅク」「シバシバ」「イハユ」「シハル」「イヨク」「ワシル」の訓あれど、「ウゴク」「サワグ」といふ訓なし。然れども、本集卷三「三二四」に「且雲二多頭羽亂夕霧丹河津者驟」の驟を古來「サワグ」とよみ、又卷九「一七〇四」に「搦手折多武山霧茂鴨細川瀬波驟祁留」とよめるは、驟を「サワグ」にあてたるものと見ゆ。又卷三「四七八」に「五月蠅成驟騷舍人者」とある驟騷二字を「サワグ」とよめり。この驟騷の二字を「サワグ」とよめるは、蓋し支那にこの熟字を用ゐたるものありてこれによりしならむ。然りとせば、これを「サワグ」とよむ由もありといふべし。然れども未だ、その根拠を知らず。この故に、姑く契沖の説に従ひおくといへども、現今の程度にては確定説とするには未だしきなり。「サワギ」とはもと「サワサワ」といふ音に出でたりと見ゆれば、弓を放つ時弦の鳴る音をいへるならむ。これを「弓」といはずして「弓波受」としもいへるはただ詞のあやなりと思はる。

○三雪落 「ミユキフル」とよむ。「ミユキ」の「ミ」は「山」「谷」などの「み」にてただ「雪」をいふなり。「落」を「フル」とよむことは卷一「二六」の下にいへるが、なほ「四五」には「三雪落」とあるなり。ここは「冬」の詞の如くに用ゐたり。

○冬乃林爾 「フユノハヤシニ」とよむ。意明かなり。

○一云由布乃林 これは一本に「この句を、ユフノハヤシ」とありとなり。「ユフ」は「フユ」の誤なるべきが、一本にかくありとなれば、彼是の論は不要なり。但これは従ふべからず。

○飄可毛 舊訓「アラシカモ」とよみたるが、考には「ツムシカモ」とよめり。先づこの「飄」字古寫本の多くは「颯」につくれり。いづれにても通用する字なり。この字義は如何といふに爾雅に「廻風爲飄」とありて、郭璞の注に「旋風也」といひ、説文には「飄、回風也」といひ、玉篇には「飄、旋風也」といふ。

この「旋風」は「色葉字類抄」に「颯へウツムシカセ旋風」と見え、類聚名義抄には「飄」「颯」「颯」「颯」字に「ツムシカセ」の訓あり。又新撰字鏡には「颯」「颯」「颯」に「豆牟也加世」に「豆牟志風」の訓あり。これは回風旋風の文字にて明かなるが如く、今いふ辻風なり。(ツジ風はつむじ風の略なり)今このものもその「ツムジカセ」なるが、これを「ツムジ」とのみいへるは略せるにて、一句の音數よりかくよまるるなるが、單に「ツムジ」とのみよみて「ツムジカセ」の義となるは集中他に例を見ず。されど、文德實錄卷三仁壽元年九月に特に出雲國の諸神に位階を授けられたるうちに「速飄別命云々」とあるは神名式は意宇郡の條「波夜都武自和氣神社」とある神なるべければ、しかよむべきものならむ。されば、今は考の説による。さてここに「つむじ」とよむことは次の句の「い巻きわたる」にあふと知らる。

○伊卷渡等 「イマキワタル」とよむ。「イ」は所謂發語にして、音調を添ふる爲に、動詞の上に冠するものにしてその例は集中に多きが、卷一にも「伊緣立之」「三伊隱萬代」「二七伊積萬代爾」「二七伊去

至而〔七九〕などあり。これは上にいへる旋風の冬の枯木の林を吹き巻き渡るといへるなり。
 ○念麻低「オモフマデ」とよむ。「三雪ふる冬の林に旋風の吹き渡ると思ふまで」といへるが、この「まで」の力にてこの上五句を以て一の修飾格として下の聞きのかしこくの修飾をなせるなり。「までは副助詞にしてかかる用法を有するは副助詞の特性の著しき點なり。この事は日本文法講義にいへり。

○聞之恐久「キキノカシコク」とよむ。考には「聞」を「見」の誤として「ミノカシコク」とせり。然れども、ここに誤字ある本一も存することなく、加之考には「こ」は「聞」ことならず、「こ」は「見」はれたれど、上に「弓波受のさわぎ」といへるは「弓」の弦音のかしがましきことにて、その音は木枯が冬の林に吹きまくが如く、烈しき音のするをいへるなれば、かへりて「聞」といふべきこと明かなるをや。この故に舊訓のよみ方をよしとす。「き」は連用形を體言にしたるにて「きく」ことをいへる語なり。かかる語法卷十八、四〇九八に「伎吉能可奈之母卷二十四三六〇」に「夜麻美禮婆見能等母之久」とあるなどにてこの用例の存するを見るべし。「かしこく」は畏るべきをいふなり。

○一云諸人見感麻低爾 一本に上の二句を「モロヒトノミマドフマデニ」とありとなり。略解はこれを「こ」を見る事なれば一本の見まどふまでと有かた然るべし」といひたれど、上に考の説を批評せしが如くなれば不可なりとす。

○引放「ヒキハナツ」なり。義明かなり。弓を引いて矢を放つをいふ。

○箭繁計久 舊訓「ヤノシケラケク」とよめるを代匠記は「ヤノシケ、ク」とよめり。この「シケラケク」とよめるは「アキラケク」などに准じてよめる由なるが、「アキラケク」は「アキラカ」といふ語に基づくが故にかくなるなるに、「シゲラカ」といふ語なければ、かくよむべき根據なし。こは契沖の如く「シゲケク」とよむべし。「シゲケク」は從來「シゲク」の緩言、美夫君志なりなどの説明にてすましたれど、緩急の區別は何により、如何にして生ずるかの説明は未だ存せざりしが如し。これは單に「シゲク」といふとは別の詞にして、下の「ク」は「イハク」「玉ヒリヒシク」「ノリタマヒシク」などの「ク」にして活用にはあらず。而してこの「ク」は動詞には「イハク」「ミラク」などの如き形を呈してつくが、形容詞につけるは「シゲケク」はもとより、「アシケク」「萬五、九〇四」「ヨケク」「同上」「イタケク」(萬十七)「三九六九」カ「ナシケク」(同上)など例多きが、いづれも、その連體形の「キ」よりうけたるものと見ゆるが、その「キ」が變形して「ケ」となるものなり。而してそれらの「ク」は或は體言化せしめて「コト」の意となり、或は修飾格として、その一點に於いて「な」などの如き意をなすものと見ゆ。而して「こ」も「シケギ」に「ク」のそはりて「シゲケク」となるにて「こ」は修飾格として「シゲキ」その状態をいふに似たりと見ゆ。

○大雪乃「オホユキノ」とよむ。大雪は上「一〇三」にいへり。この「乃」をば諸家多く「如く」の意なりとせり。されど、これはなほ普通の「の」にして次の亂れに對しての主格なり。「如く」の意になるはこれらの句の全體の用法より生じたるにて「の」にその意あるにあらず。「の如く」の意の「の」は「花の顔」「月の眉」などの如く體言と體言との上にこそ見ゆれ。用言に對してはなきことなり。
 ○亂而來禮 舊板本「ミタレテキタレ」とよめり。古寫本中には「來禮」を「クレバ」とよめるものあり。

されば、來禮のみなるを下に「バ」助詞を添へてよむは穩當ならず。童蒙抄は「禮の下に」婆脱せりとし、考は「者脱せりとせり」。されど、かくかける本一もなきのみならず、かく已然形のままにて條件を示すは古語の一格なること上に屢いへる如くなれば、ばなくして「ば」のつけると同じ用をなすなり。されば、舊訓のままにてよしとす。この二句は大雪の亂れて來る如くに亂れて來ればといふにて、大雪の亂れて來るはその一方には上の譬喩とし、一方にはその實事をさせるなり。かくの如くにしての如くの意生ずるものとす。この二句の意は上の引き放つ箭の繁きさまは、つむじ風に吹きまくられて大雪の亂れふるが、如くに飛び來ればといふなり。上「大御身云々」よりここまで三十六句は高市皇子の御軍の勢の盛なりしさまをいひて、この下數句の條件となししなり。

○一云霞成曾知余里久禮婆 一本に上二句を「アラレナスソチヨリクレバ」とありとなり。「アラレナス」の一句は悪しきにあらねど、下の句はよしと思はれず。本文の方をよしとす。

○不奉仕 舊訓「マツロハヌ」とよみ、代匠記には「マツロハデ」とよみ、考に「マツロハズ」とよみたり。「不奉仕」は上に「マツロハヌ」とよみたれど、そこは連體格たる故なり。ここは連用言ならずば意通らねば「ヌ」とよむはあたらず。「デ」は意通れども、この頃に「デ」といふ打消の語ありきや否や疑ふべし。されば考のよみ方をよしとす。意は上にいへり。

○立向之毛 「タチムカヒシモ」とよめり。立ち向ふはあらそひ敵對することをいふ。卷九「一八九」に「入水火爾毛將入跡立向競時爾」とあるその例なり。この「たちむかひし」は準體言にして

敵對せしもの意なり。

○露霜之 「ツユシモノ」なり。この詞の事は上「一三二」にいへるが、ここもおなじく露や霜やといへるにて、露霜といふ一のものとは思はれず。さて、これを枕詞なりといへれど、なほただの比喩にして枕詞にはあらざるべく、上の「は」の如くといへる如きに似たる用法なり。ただし、なほの如くといふは當らずして、「は」は主格を示すものと考へらる。

○消者消倍久 古來「ケナバケヌベク」とよめり。卷十一「二四五八」に「朝露消々念乍」の「消々」を古來「ケナバケヌベク」とよみ來り、又卷十三「三二六六」に「朝露之消者可消戀久毛知久毛相有」の「消者」可消をもしかよみ來れり。又古今集卷十九の長歌に「ふるゆきのけなばけぬべく思へども」ともあり。按ずるに、これ古代の慣用語句の一にして、その意は露や霜の日にあひて、忽に消え失する如きに命を失ふをたとへていへるにて、檜孀手に「盡きばつきよと身をすて、戰ふ也」といひ、古義に「身命を捨て向へるよしなり」といひ、新考に「終ニハ死ナハシヌベクなり」といへるが如く、死にはつるならば、死にはつべくといひて、身命をすつるを厭はずといふ心をいひたるものなりと見ゆ。

○去鳥之 「ユクトリノ」なり。「去」を「ユク」とよむこと、卷一「六九」にいへり。「群りてとび行く鳥の」といふ意にて、あらそふの枕詞とせり。その意は群鳥はわれおくれじとあらそひ飛び行くにたとへていへるなり。

○相競端爾 「アラソフハシニ」とよむ。「相競」は二字熟して「アラソフ」の義をなせりと見ゆ。卷一

「二三」に「相格」を「アラソフ」とよみ、卷十九「四二一」に「相争」を「アラソフ」とよめるも同じ趣なり。「ハシ」は攷證に間の意の「ハシ」なりといひたれど、なほ「端」の字の意あること明かにして新考に「俗語」の「トタンニなり」といへるをよしとす。かかる語遣の例は卷十九「四一六六」に「宇知歎之奈要宇良夫禮之努比都追有争波之爾」とあるなどこれなり。漢語にていへば「あらそふ」その際に「いふ」におなじ。

○一云「朝霜之消者消言爾打蟬等安良蘇布波之爾」こは上四句を一本にかくありといふ説をあけたるなるが「言」といふ字の爲に十分によみ下しうべからず。代匠記は「言は阿の誤とし古義は「香」の誤りとしたり。然らば「アサシモノ、ケナバケヌガニ、ウツセミトアラソフハシニ」とよむべきなるが「言」は諸本皆かくありて誤ともいひがたし。然らば「西本願寺本、大矢本、京都大學本等に「ケナバケヌテフニ」とよめるを基として「ケナバケヌトフニ」とよむべきか。されどその説よしとは思はれず、本文の方をよしとす。

○渡會乃「ワタラヒノ」とよむ。「ワタラヒ」は和名抄伊勢國の郡名に「度會和多良比」とあり「ワタラアヒ」を約めていへるなり。この度會郡は今も皇太神宮の鎮り座す地なり。皇太神宮儀式帳に「御坐地度會郡宇治里云々」とあり。

○齊宮從 舊訓「イツキノミヤニ」とよみたれど、從を「ニ」とよむべきにあらねば、代匠記に從ひて「ユ」とよむべし。「齊」は代匠記に「齊」の誤なりといひたれど、既に卷一「八一」の詞書にもかくありて「古齊齋通用せしこと、そこにいていへる如くなれば、必ずしも誤といふべからず。さてこれの訓を

考には「イハヒノミヤ」とよみたり。先づこの齊宮の文字につきてはまぎれ易きことあり。そはかの天皇の大御手代としてこの皇太神に齋き奉るを任としたまふ齋内親王の官所をも齋宮と申し、又その内親王をも齋宮とも申し奉るによりてなり。されど、こは皇太神を齋き奉る宮即ち今の語にていはば神宮を申せる語なり。この事は皇太神宮儀式帳に「纏向珠城宮御宇活目天皇御世爾倭姫内親王遠爲御杖代齋奉支美和乃御諸原備造齋宮天齋始奉支」と見え、又日本紀垂仁卷二十五年にも「故隨大神教其祠立於伊勢國因興齋宮于五十鈴川上」とあるにても知るべし。さてこれを「イツキノミヤ」とよむべきか、「イハヒノミヤ」とよむべきかといふに、多くの學者は「イツキノミヤ」とよめるに考は「イハヒノミヤ」とよみたり。されど、その説なし。古義はこれに賛成して曰はく「大御神宮をも齋王の坐宮をも俱に字には齋宮と書れども大御神宮なるを申すには「イハヒ」といひ齊王の坐宮をば後までも唱へ來れるごとくもとより「イツキ」といひて別りとおほえて、雄略天皇紀にも稚姫皇女侍伊勢大神祠とあるこの祠を「イハヒ」と申來れるをも思ふべし」といへり。而してかの垂仁紀二十五年の「齋宮」をも日本紀には「イハヒ」とよみ來れり。然れば、古義の説も信ずべからぬ事にて、この二者の是非は容易にいふべからず。「いつく」といふ語は古事記上卷に「此三柱綿津見神者阿曇連等之祖神以伊都久神也」又「此之鏡者專爲我御魂而如拜吾前伊都岐奉」といふ語、古事記になほ五あり、本集にては卷三「四二〇」に「名湯竹乃十緣皇子、狹丹頰相吾大王、隱久乃始瀬乃山爾神左備爾伊都伎坐等」卷十九「四二四三」に「住吉爾伊都久祝之神言等行得毛來等毛船波早家無」といへるなど例多し。又「イハヒ」といへ

る例は日本紀卷二の自注に「齋主此云伊幡比神武卷の自注に「顯齋此云于圖詩怡破毗」とあり。さればこのよみ方は未だいづれをよしともいふべからず。姑く古來の訓によれり。なほ後の考をまつ。さてここは皇太神宮をさせる事は渡會乃齊宮とあるにて著し。齋王の宮は多氣の郡にありしものなればなり。

○神風爾 舊訓「カミカゼニ」とよめり。されど「カムカゼ」とよむべきこと卷一「八一」の下にいへるが如し。神風とは神の吹かしたまふ風をいふ。この神風は神宮の攝社の風宮(風日祈宮)の神の吹かしめられしものと信ぜられしならむ。この風宮は皇太神宮にも、豐受太神宮にもあるが、ここはもとより内宮の風宮をいへるならむ。有名なるかの弘安の役の神風もこの宮より吹かしめられしものと太平記にいへり。

○伊吹惑之 「イブキマドハシ」とよむ。古寫本「イフキマドヒシ」とよめるもあれど從ひがたし。「伊吹の伊」は「息」の古語なり。古事記上卷に「於吹棄氣吹之狹霧所成神名多紀理毘賣命」とあり。なほかく同じ状にいへる所、この下に五あり。日本紀卷二にも略同文なるが、その字面は「棄氣噴之狹霧」とありて、その下の自注に「此云浮根于都屢伊浮岐能佐擬理」とあり。又大祓詞に「如此久可吞氏波氣吹戸坐須氣吹戸主止云神根國底之國氣吹放氏卒」とある。氣吹を「イブキ」とよめり。又日本紀雄略卷には「呼吸氣息似於朝霧」とある文の「呼吸」を「イブクイキ」とよみ來れり。即ち「いぶく」といふ動詞の古ありしものと考へらる。而その「いぶく」といふ動詞は「呼吸すること」をいへるならむが、ここに「いぶきまどはし」といふ「いぶく」は風をば神の呼吸によりて起るものと考へたりと思はる。風の發生を神の呼吸によると考へたりしことは日本紀卷一の一書に「我所生之國唯有朝霧而薰滿之哉乃吹撥之氣化爲神號曰級長戸邊命亦曰級長津彥命是風神也」とあるにて考へらるべし。「惑」は今もよむ如く「マドフ」とよむなるが、その例證は古事記上卷の「大戸惑神」の注に「訓惑云麻刀比下倣此」と見えたるが、ここはその「まどふ」を更にサ行四段に活用せしめて所謂他動詞としたるものなり。こはその戰鬪の最中に伊勢の神宮より神風を吹かして天武天皇を助けまし、上にいへる「不奉仕立向之ものどもをばその神風の勢の烈しさに心も昏迷せしむるほどに吹きまどはしたりとなり。これより下は天武天皇の軍に神助ありしことをいへるなるが、この神風吹きて助けられし事の由は日本紀にも見えず、古事記の序にも見えず。事實ありし事か、又文飾か詳ならず。但し天武天皇の兵を起されし際に伊勢大神宮の神助を祈られし事は日本紀に見えたり。即ちその舉兵の時夏六月丙戌(二十六日)の條に「丙戌且於朝明郡迹太川邊望拜天照大神」と見え又その翌丁亥の條に「此夜雷電雨甚則天皇祈之曰天神地祇扶朕者雷雨息矣。言訖即雷雨止之」と見ゆ。恐らくはこれらの事を基として文を飾りしならむ。

○天雲乎 流布本「大雲」につくれど、多くの古寫本「天雲」につくれり。流布本の基たる活字附訓本にはじめて「大」とあり。蓋活字の誤植なり。「アマグモ」とよむ。「アマグモ」といへる假名書の例は卷五「八〇〇」に「阿麻久毛能牟迦夫周伎波美卷十四三四〇九」に「伊香保爾爾安麻久母伊都藝云々」などあり。天雲といふは天にたなびく雲と云ふ義なるが、この天雲をば下の「覆ひて」につづ

くる文勢なりと知らる。

○日之目毛不令見「ヒノメモミセズ」とよむ。日の目の目は「ミエ」の約りたるにて、見ゆべき筈の日をもみせずといふなり。卷四七六六に「君之目乎保利卷十二三〇一二に「妹之目乎將見」などの目におなじ。「令見は「ミス」といふ下二段活用の語を示せるなり。今の語にていはば太陽のかほもみせずなり。

○常闇爾「トコヤミニ」とよむ。神田本は「トコクラニ」とよみたる由なれど「トコクラ」といふ語の例を知らず。「常闇」の字面は日本紀卷一に「故六合之内常闇而不知晝夜之相代」とありてこれを「トコヤミ」とよみ來れり。而してその意義もこれにて知るべし。「トコヤミ」といふ語の假名書の例は卷十五三七四二に「安波牟日乎其日等之良受等許也未爾伊豆禮能日麻豆安禮古非乎良牟あり。即ち「トコヤミ」とは常に闇夜なりといふ語にていつも闇夜の如くなるをいふ。これにつきて攷證は「常闇」の常は常しへに久しき意にはあらで、ただ晝夜のうちにのみいへるにて、夜の闇なるはもとよりの事なれど晝さへも闇になりたりといふを夜より引つづぐれば晝までは久しき故に常闇とはいへる也といへり。されどこれは入ほがの説といふべく月夜といふもありて夜はいつも闇なりと限らぬにあらずや。さればこれはなほ久しく闇夜の如きさまなるをいへるに止まるものなるべし。さてこの下の「ニ」は修飾格を示す「ニ」にして「常闇」の状態の意にして「天雲を覆ひて常闇のさまにせりといふことなり。

○覆賜而「オホヒタマヒテ」なり。この「覆ふ」に對する補格の語は上の「天雲乎」にして、その天雲を

太陽の光をも見せず、覆ひ給ひて、常闇ともいふべき状態になしたまひてといふなり。これもかの瀬田の戦に天日暗くなるまで雲を以て天を覆ひて天武天皇の軍をば助けたまひしといふことなるが、この事も日本紀には見えず。或は日本紀に「旗幟蔽野埃塵連天」といへる如きさまを潤色していへるか。但し、たしかに然りとはいふを得ず。

以上「渡會乃」よりここまで八句は壬申の戦に神助のありし由をいへるなるが、恐らくは天武天皇の皇位につかれしは神慮によるといふ事をにほはせたるならむ。

○定之 舊訓「シヅメテシ」とよみたるを考に「サダメテシ」とよめり。「サダメ」とよむをよしとすることは上の「定賜等」の下にいへり。叙上の如く神助ありて戦亂に克ち天下を安定に歸せしめたまひしといふなり。この「定めてし」の主格は高市皇子なるべし。即ちここまで壬申の戦に大功ありしを叙せるなり。

○水穗之國乎「ミヅホノクニナリ」なり。上「一六七」にいへり。

○神隨 舊訓「カミノマニ」とよめり。「カムナガラ」とよむべきことは卷一「五〇」にいひ、その意は卷一「三八」にいへり。

○太敷座而「太字板本大」につくる。されど多くの古寫本により「太」を正しとすべし。「フトシキマシテ」とよむ。「フトシク」といふ語の意は卷一「三六」にいへり。古義は「而」を衍なりとして「フトシキイマシ」とよむべしとし「座而」といひては下の申賜者といふこと天皇の申給ふことときこゆればなり」といひたるが、この疑は、若しありとせば、而とありても無くても同じことなれば強

ひて、而を衍なりといふに及ばじ。

○八隅知之 上に屢いへり。

○吾大王 「ワガオホキミ」とよむべきこと、卷一「三」又「五」などの下にいへり。さてこの「吾大王」は何方をさせりとすべきか。代匠記には當帝といへり。そは蓋し持統天皇をさし奉れりとする意なるべし。かくて略解古義攷證美夫君志などこれに従ひて、持統天皇をさし奉れりとせり。若し然りとせば、この歌の主題たる高市皇子の御事をいづこにていへる事とすべきか。加之、これを持統天皇とせば、下の「天の下申賜へば」も持統天皇とすべき事となりて語あはざるなり。ここの「吾大王」は如何にしても高市皇子ならざるべからず。然りとせば、又上の語に通じかぬる所ある如く見ゆるによりて、考は「神隨の下」に「是より下五句は又天皇の御事也」と注しながら、その五句の終の「申賜者」の下に注して「天皇の敷座天下の大政を高市皇子の執申し給へばといふ也。此あたりはことば多く略きつ」といへるは自家撞着の説を略語ありといふ事にて糊塗せむとしたりと考へらる。ここを高市皇子なりといへる説は古事記傳をはじめとし、近くは新考、新講、新釋等なるが、新考の説最も委し。されど、なほ、上の方は天皇を申したるにて、いたく辭を略きたりとやうにいへり。按ずるに、これら略語ありといふ事は全く首肯せられざる説なり。この前の諸句のつづきにつきてはここに少しくいはむ。先づ皇太子の御事を申すに「神隨太布座而」といへる例は上の日並皇子殯宮之時柿本人麿作歌(一六七)にあり。ここも同じ人の歌なれば、太敷座而とあるが、必ず天皇に限りて、皇太子にはいはずといふ論は成立たぬ道理なり。次に皇太子に「八隅知之吾大王」といひし例は卷一、輕皇子宿于安騎野時柿本人麿作歌(四四)に「八隅知之吾大王高照日之皇子神長柄神佐備世須登太敷爲京乎置而」ともあるにあらざや。而してこれ皆人麿の作なり。されば、これより上の五句すべて高市皇子の事をいへるにて天皇にはかゝはらぬ事なりと見て、差支なき筈なり。然るを同じ人の作歌の用語例を檢せずして、その時々と思ひなしによりて、或は皇太子にかゝるとし、或は皇太子にかゝらぬとせるが故に、かく簡單なる事に惑をも起せるなり。

○天下申賜者 「アメノシタマヲシタマヘバ」とよむべし。こと似たる語遣は卷五、八七九に「余

呂豆余爾伊麻志多麻比提阿米能志多麻乎志多麻波爾美加度佐良受豆」又、八九四に「神奈我良愛能盛爾天下奏多麻比志家子等撰多麻比天」とあり。天下の大政を執り申す義にして事實は太政大臣に任せられし事をいへるならむ。高市皇子の太政大臣に任せられしは持統天皇四年七月なる事日本紀に見ゆ。これより後薨去の時まで大政を預り申されしなり。

○萬代 古來「ヨロツヨニ」とよめり。童蒙抄には「ヨロツヨモ」とよめり。その意は明かなるが、モといふ如き特別の助詞を此の如き書きざまの歌にて省きてあらはさぬは如何なり。かく時、場所をいふ語の場合に「ニ」を書きあらはさぬ例は集中に多し。卷一にていへば「暮相而」(六〇)「東野炎立」(四八)「山際」(一七)などあり。又この語の假名書の例は卷五、八一三に「余呂豆余爾伊比都具可爾等」又上の「八七九」の例など多し。されば舊訓によるべし。萬代に互りて引き續きといふ意なり。

○然之毛將有登「シカシモアラムト」とよむ。「シカ」はさきに一旦示されたる事をさしていふ語なり。即ちここは上に天下の大政を申し賜へる事をさし、萬世も然あらむと豫定したる由なり。似たる例は卷十三三三〇二に「紀伊國之室之江邊爾千年爾障事無萬世爾如是將有登大舟乃思恃而出立之清激爾」とあり。「シモ」は強く念を押す爲の助詞なり。

○一云如是毛安良無等 此は上の「シカシモアラム」といふに對して「カクモアラムト」といふ一本ありといふなり。「カク」も「シカ」も意は大體異ならねど、「シカ」は彼方にあるをさす意にして、「カク」は此方にあるをさす意なり。さてここはいづれにても意は一なり。

○木綿花乃「ユフハナノ」とよむ。この「ゆふ花」とは如何なるものか。冠辭考には「こは木綿もて造れる花を實に咲榮ゆる花の如くにいひなして皇子尊の御齡の盛なりしをいふ冠辭とせり。さて集中に春花の榮る時とよめる如く、實の花をいふべけれど、その比ユフもて作れる花をいとめづる事ありてよめるなるべし。」といひ、又考には「木綿もて造し花を髪に懸るは若く榮る女の體也。是をこども榮といふ冠辭とせしならん」といへるより諸家皆これに隨ひて異説なきが如し。但し、木綿につきては織物なりと云ふ説古來あれど、そは誤にて、「ゆふ」は麻などの如く、その纖維の名にして、その「ゆふ」を織りたるものが「たへ」なるなり。このことは狩谷掖齋が箋注倭名抄にいへる所なり。さてその「ゆふ」とは何かといふに卷一七九の「梓の穂の下にいへる如く、今いふ楮の纖維をとりてつくれるものにして、苧のごとくにして白きものなり。さてこの木綿花を造花とせばその木綿即ち楮の纖維もてつくれるものとすべきに似たり。されど

果して然るか否か。若し又眞に造花とせば、如何なるさまなりしか、いづれも未だ確證を知らず。この故にこれも亦不明の一たりとす。されば今姑く「榮ゆる」の枕詞とする説に従ひおくべし。

○榮時爾「サガユルトキニ」とよむ。似たるいひざまの例は卷六九九六に「御民吾生有驗在天地榮時爾相樂念者」あり、卷二十四三六〇に「母能其等爾佐可流等伎登賣之多麻比安伎良米多麻比」あり。古義これを釋して曰はく「さて佐迦山流とは繁榮の義のみならず、物のめでたく、うるはしくはええしきをいふ詞にて酒見附榮流とも咲榮流と云事にて其意をさとるべし。さてここは木綿花のうるはしくはええしきをやがて皇子尊の御世の榮にかけていへるなり」といへり。これにて意は明かなれど、かゝるいひざまにては誤解をひき起し易し。即ち美夫君志などは「皇子のさかえ給を木綿花にたとへて……といへる也」といへり。これは誤解なり。こは新考に「ヨロヅニシカシモアラムトユフバナノサガユルトキニとはカヤウニアラウと思ひてといふことにて世の人の思ふ心なればサガユルトキニも世の人の事とせざるべからず」といはれたるが如し。古義の意も然る事なるべし。即ち吾等が將來を期待して樂み榮えてあるその時にといふ意なり。

かくて以下急轉直下して皇子の薨去をいへり。

○吾大王 舊訓「ワカオホキミノ」とよみたるが、考は「ワガオホキミ」とよめり。こは卷一以來屢見ゆる所にして、同格として、下の「皇子につづけたるものなれば考によるべし。」一六七にも「吾王

皇子之命乃天下所知食世波とあり。この「吾大王も高市皇子をさし奉れり。」皇子之御門乎「ミコノミカドヲ」なり。「ミカドは上一六八に「皇子乃御門」といへる如く御宮殿を代表していへるなり。即ち高市皇子の御住居なりし宮殿をばといふ意なり。

○一云刺竹皇子御門乎 上の二句を一本に「サスタケノミコノミカドヲ」とありとなり。この刺竹は枕詞なるべきが、その意は未だ詳ならず。古來種々の説あれど従ふべきものを見ず。これも意は本行のことにならず。

○神宮爾 古來「カムミヤニ」とよめり。げに「カムカゼ」の例に倣ひてしかよむべきなり。「ニ」は變化生成せるものを示す助詞にして皇子の御住居を神宮にしたることをいへるなり。ここに神宮といへるは皇子の薨去によりて殯宮にしつらひ奉りしことをいへるならむ。天皇皇子等のみまかりたまふを神去りますといふ如く、神になりたまふと云ふ事は古の信仰なり。

○装束奉而 舊訓「カザリマツリテ」とよみたるを略解に「ヨソヒマツリテ」とよみたり。先づ「装束」の字面は搜神記に「時已日暮、出告使者曰速装束吾當夜去」と見ゆるが、束はその装ふ動作の一端をあげて添へたる字なるべくして、此束には「カザル」の意なし。本邦の古書には古事記日本紀いづれも「装束」の字を「ヨソヒ」とよみ來りて「カザル」とよめる例を知らず。(新撰字鏡には「揀字」の註に「揀也與曾比加佐留也」とあり。この「揀」字は音色句反にして「装」の義ありて「束」の別體にあらず)されば「ヨソヒマツリテ」とよむをよしとすべし。本集にても卷十一「一一二」に「夢見而衣乎取服裝束間爾妹之使先爾來」とあるも「ヨソフ」とはよむべきが「カザル」とはいふべからず。さ

て「ヨソフ」といふ語の例は卷二十四三三〇に「奈爾波都爾余曾比余曾比豆氣布能日夜伊田豆麻可良武美流波波奈之爾四三九八」に「大夫情布里於許之等里與曾比門出乎須禮婆」あり。古事記上卷の歌に「奴婆多麻能久路岐美禰斯遠麻都夫佐爾登理與曾比云々」トリヨソヒの語すべて三ありあり。「ヨソフ」と「カザル」とは意似たる様なれど異なり。「ヨソフ」は俗語の支度又は設備などいふ意にて必要の事をとりしたたむるをいふ語にて「カザル」といふ意はそれ以上に美を添ふる意を有するものなれば一にあらず。ここは皇子の薨去によりてその宮殿をば神の宮に「装束」ひかへ奉るをいへるなり。

○遣使「使」字流布本「便」に作れど意をなさず。多くの古寫本に「使」とあるによるべし。さてよみ方は舊本に「タテマタス」とよみたるが、童蒙抄に「ツカヘリシ」又は「ツカハセシ」と訓じ、考は「ツカハセル」とよみ、宣長は古事記傳卷十六中に「ここをツカハシシ」とよむべしといひ、略解はかくせり。按ずるに類聚名義抄には「遣使」の二字に「タテマタス」の訓あり。而して「タテマタス」といふ語は宇都保物語藤原の君高光集などに見えたり。この「たてまたす」といふ語は「たつ」と「またす」とを重ねたる語なるが、その「またす」といふ語は下より上に奉ずる義にして「まつらす」の約なりといへり。されど、この語萬葉集時代に行はれしか否か證を見ざるのみならず、ここは「奉らす」の意にては義をなさざるなれば、この舊訓は従ふべからず。思ふに、ここは「遣」も「使」も共に「ツカフ」といふ語に當る字なるを二字合せてその意を確めしものにして「ツカフ」といふ語にあたるものなるべし。然らば「ツカヘリシ」「ツカハセル」「ツカハシシ」かのいづれかの一なるべきが「ツカ

ヘリシといふは皇子の使ひたまひし事にならぬが故に不可なり。これは「ツカハス」といふ敬語を基とするものたるべきが、そのうち「ツカハセシ」は語格の誤にして「ツカハシシ」とあるを正しとせざるべからず。次に「ツカハセル」か「ツカハシシ」かの一なるべきが「ツカハセル」とよむには「有」の字などあるべきなり。「ツカハシシ」とよまむにも文字足らぬさまなれど、先づはこのよみ方によるべきなり。

○御門之人毛 「ミカドノヒトモ」なり。御在世の時召使ひたまひし御宮の舍人どもをさす。考古義美夫君志に御門を守る人といへるはあまりに限りすぎたり。このもにてその他にも同様の人あるを知るべし。

○白妙乃 「シロタヘノ」とよむ。白妙の事は卷一の「二八」にいへり。

○麻衣著 舊訓「アサノコロモキ」とよめるを考に「アサゴロモキテ」とよめり。「著」一字を「キテ」とよむには文字足らぬ様なれど「テ」を加へてよまむも例なきにあらず。さては「アサゴロモキテ」とよまむも「アサノコロモキ」とよまむもいづれをよしともあしともいひうべき證なけれども喪服を「フヂコロモ」といへるに準じて姑く「アサゴロモキテ」とよむに従ふ。さてこの白妙の麻衣は何かといふに喪服なりといへり。されどただ喪服といへるは委しからず。喪服は令制に天子に「錫紵」とあるが、この錫紵は臣下の喪服にもいひしこと同令の集解の文にて明かなり。この錫紵とは何かといふに、曰はく「錫紵者細布即用淺墨染也」とあり。錫は錘黒色の義にして後の墨染なり。紵は麻布の義なり。されば喪服は一般に墨染の麻布なりしを見るべし。然

るにこれは白妙の麻衣といへれば喪服にあらぬは明かなり。この白き麻布の衣は所謂素服にして元來神事の服なるが、送葬の時に喪服の上にも着たるものなり。又喪にあらぬ者にても葬儀の事にあづかる人はこの素服をきたり。これを後世に當色といへり。この素服は即ちここに白妙の麻衣といへるものなるべし。

○埴安乃御門之原爾 「埴字流布本」埴につくれるは誤なること著し。古寫本に正しく「埴」と書けるによりて正せり。埴安は天香山の麓の地にして、藤原宮の東に當る地なり。埴安の御門の原とは蓋し藤原宮の東門の外に原ありて、そこをさせるものならむ。藤原宮は持統天皇八年に成りて遷りまし、この皇太子の薨去は十年なれば、この詞よくあへり。さてこの原をここにとりたてていへるは下にいへるこの皇太子の御宮なる香來山之宮の所在地なりしによりていへるなるべし。これを藤原宮なりといへる説は従ひがたし。

○赤根刺 「アカネサス」なり。これは日の色の赤きによりてその枕詞とせるなり。「アカネ」の事は卷一「二〇」の歌にいへり。

○日之盡 古來「ヒノツクルマデ」とよみ來りしを代匠記に「ヒノコトゴト」とよめり。「盡」は「コトゴト」とよむべきこと卷一「二九」にいへり。なほこの語の例は上「一五五」にいへり。さてここは一日の間すべてといふことなり。

○鹿自物 「シシジモノ」とよむ。「鹿をシシ」といふはその肉を賞美するよりの名、猪をシシといふも同じ。古はすべてその肉を賞美する獸をば「シシ」といひしなり。さてそれらのうちを區別

せむとては「カノシシ」「キノシシ」といふ。「キノシシ」は今もいへど、カノシシは今いはず。能登の人は今熊を「クマノシシ」といへり。「シシジモノ」といへる例は日本紀武烈卷の歌に「斯斯貳暮能彌返矩陸御暮黎」とあり。本集にては卷三「二三九」に「四時自物伊波比拜鶉成伊波比毛等保理」二七九に「十六自物膝折伏」など例少からず。「シシジモノ」の意は卷一「五〇」の鴨自物の下にいへるが如く、「ジ」は體言等につきて形容詞を構成する接尾辭にして、「シシ」にて「シク、シキ」活用語の語幹をなせるが、その語幹より直ちに「物」につづけて熟語とせるなり。その意は鹿の如き物といふほどの事なり。委しくは奈良朝文法史又は本講義卷一を見よ。かくてこの「シシジモノ」にて次の「いはひ」又は「膝折伏」などの枕詞とせるなり。

○伊波比伏管 「イハヒフシツツ」なり。「イハヒ」の「イ」は所謂發語といはるる接頭辭にして深き意なく、「いはひ」にて「ハヒ」といふにおなじ。さてこの語は用言なるが、かく「イ」といふ接頭辭の冠せられたる例にはその連用形のみを見る。上にあげたる卷三「二三九」の歌の例をはじめ、集中にある諸例又日本紀神武卷の歌なる「伽牟伽籠能伊齊能于彌能淤費異之珥夜異波臂茂等倍屢之多儂彌能阿誤豫之多太彌能異波比茂等倍離于智弓之夜莽務云々」(古事記中卷神武條の歌に「伽牟加是能伊勢能宇美能意斐志爾波比母登富呂布志多陀美能伊波比母登富理宇治弓志夜麻牟」など皆然り。即ち「這ひ伏しつ」といふ事なるが、これは貴人に對する拜禮の容をいへるなり。日本紀天武卷十一年九月壬辰の條に曰はく「勅、自今以後跪禮匍匐禮並止之、更用難波朝廷之立禮」とあれば、跪坐匍匐の禮は公には停止せられたれど、實際には行はれしものなるべし。かく

いふ故は續紀慶雲元年正月の條に「斯停百官跪伏禮」と見え、同四年十二月にも再び勅ありしを見今もなほこの禮あるに見ても古禮の容易に廢せられぬ事なるを見るべし。

○烏玉能 「ヌバタマノ」とよむ。「ヌバタマ」といふ語は上「八九」の歌にいへるが、その實は烏黒色なれば烏玉とはかけるなり。もと「黒き」の枕詞とせるが轉じて「夜又夕」の枕詞となれるなり。

○暮爾至者 古來「ユフベニナレバ」とよめり。契沖は「クレニイタレバ」とも訓ぜり。考は「ヨウベニナレバ」とよみたり。されど「ヨウベ」といふ語この頃にあるべくもなければ、從ひかねたり。

「クレニイタレバ」とよむは文字のままによめるものなるが、詞なだらかならず。卷五「九〇四」に「夕星乃由布弊爾奈禮婆」とある例によりて古來のまゝによむをよしとす。

○大殿乎 「オホトノヲ」とよむ。この語の例は卷一「二九」にあり。ここは高市皇子の宮殿をさせり。

○振放見乍 「フリサケミツツ」なり。「フリサケミル」といふ語は上の歌(一四七)に「天原振放見者」の下にいひつ。ここはその宮殿をふり仰ぎ見やるをいふが、實際さほど遠くあらぬ宮をもかくいへるは己れらとの間の遠く尊きよしにいへるなり。

○鶉成 「ウヅラナス」なり。鶉の如くにあるの意にして、この鳥の草原に這ひ廻はる如きさまを以て、下の「いはひ」とほりの枕詞とせるなり。

○伊波比廻 「イハヒモトホリ」とよめり。これと同じ語を用ゐたるは上にひける古事記神武卷の歌あり、又卷三「二三九」の歌は「鶉成伊波比毛等保理恐等仕奉而」とありて全く同じ語なり。又

續日本紀卷十天平元年八月の改元の詔には、我皇太上天皇大前爾恐古士物進退、匍匐廻保、理白賜比受被賜久者」とあるにて、廻をモトホル」とよむをうるを知るべし。「モトホル」といふ語は新撰字鏡には、廻字に轉也、信也、移也、毛止保留と注し、又廻字に注して、輪轉也、信也、廻字同、毛止保留」といひ、又縁字に、毛止保利の訓を注せり。この廻は文選謝靈運の詩に、廻廻とも見ゆるにて、廻即ちもとほるなるを知るべし。同じ所をぐるゝまはる事と見えたり。されば、縁をもとほり」とよむも、その意より出でたりと見ゆ。

以上十句はその宮の舍人などの日夜御門に伺候して這ひ伏し、御宮を振りさけ見て、這ひ廻るといふ事を言をかざりていへるにて、晝は這ひ伏し、夜は這ひ回るといふ事にはあらず。かくて次の句に直ちにつづくなり。

○雖侍候佐母良比不得者「サモラヘド、サモラヒエネバ」とよむ。童蒙抄は、者は煮の誤として、サモラヒエヌニ」とよみ、玉の小琴は、者は天の誤とし古義は、豆の誤として共に「サモラヒカネテ」とよめり。されど、さる誤字ある本一もなければ従ふべからず。「侍候をサモラフ」とよむは下の「佐母良比」の語に照してよむを得るなるが、なほ上の歌一八四に「雖伺候をサモラヘド」とよむべしといへる條にいへり。皇太子の御宮に伺候してあれど、伺候する詮もなき事なればといふなり。「カネテ」とする諸家の説、解釋としても無理なり。この句のつづき方は次に至りていふべし。

○春鳥之 舊訓「ウクヒスノ」とよめり。考は字のまま「ハルトリノ」とよみ、攷證は「モトトリノ」とよ

めり。按ずるに、春鳥を「ウグヒス」と限りてよむも無理にして、「モトトリ」とよむも無理なり。考の説を穩なりとす。曰はく「集中には、はる花、はるくさ、はるやなぎなどの略きていへる多し」と。さて「春鳥」を「さまよふ」の枕詞とせるは如何といふに、春の鳥のあちこち囀りわたるをかりて、下の「さまよふ」といふ語にかけていへるなり。卷九一八〇四に「葦垣之思亂而春鳥能鳴耳鳴乍」又卷二十四四〇八に「春鳥乃己惠乃佐麻欲比」とあり。

○佐麻欲比奴禮者「サマヨヒヌレバ」とよむ。「サマヨフ」といふ語は「マヨフ」に接頭辭「サ」の加はりてなれる語の如くなれど、その意は單なる「マヨフ」の意にあらずして、嘆くに似たる意あり、又嘆聲を發するにまでもいへりといふ。新撰字鏡を見るに「サマヨフ」の訓をあてたる字あり。一は「喉」にしてこれに注して「出氣息也、呻吟也、惠奈久、又佐萬與不、又奈介久」といひ、一は「呻」にしてこれに注して「吟也、歎也、佐萬與不、又奈介久」とあり。この二字を通じて見れば、「サマヨフ」は「呻吟」の熟字に相當するものと考へらる。類聚名義抄には「往還」の熟字又「吟呻」、「喉」の各字に「サマヨフ」の訓あり。本集の例を見れば、卷二十四四〇八に「若草之都麻母古騰母毛乎知己知爾左波爾可久美爲春鳥乃己惠乃佐麻欲比之路多倍乃蘇渥奈伎奴良之多豆佐波里云々」とあり。これも「春鳥」にかけたが、しかも聲にかけたり。されば、このも春鳥の鳴く聲にかけていへるにて、呻吟の意即ち懊惱して思はず聲を發するをば、「さまよふ」といへるなるべし。ここは上にいへる舍人等の在るにかひなくなくことをいへるなり。さて上に「サモラヒエネバ」といひて、ここに又「サマヨヒヌレバ」とあれば、詞のつづき如何といふ論あり。されど、こは別に不審のある

べきにあらず。「サモラヒエネバ」は下の「サマヨフ」といふ事を導く事情にして、その前提となれるものにして、その「サモラヒエネバサマヨフ」といふ事を一括して更に下の前提として「サマヨヒヌレバ」といへるなり。即ち

前提

歸結

サモラヒエネバ……サマヨヒヌレバ……

前提

歸結

の如き關係となるなり。かくの如き語遣は今も多きことなり。されば何の不審もなく、従ひて本居宣長の「サモラヒエネバ」を誤といへる説も不必要なりと知る。

○嘆毛 古來「ナゲキモ」と四音により來りて異論なし。此の嘆は皇太子薨去の嘆なり。

○未過爾 「イマダスギヌニ」とよむ。「未だすぎぬ」とはその事の過去とならぬにといふ語なるが、その意はその事實がなほ生々しく眼前の事實なりと思はれてあるをいふ。卷八「一四三四」に「霜雪毛未過者不思爾春日里爾梅花見都」とあるなどその例なり。

○憶毛 「オモヒモ」とよむ。上の「ナゲキモ」に對して對句となれり。この思ひは所謂物思ひにして同じく皇太子薨去の悲をさせり。

○未盡者 「イマダツキネバ」とよむ。童蒙抄には「者は煮の誤にして「ツキヌニ」といへり。されど、さる本一もなく「ツキネバ」にて不可なければ「従ふべからず」。かゝる場合の「ねばはぬ」と略同じきさまに用ゐて、殆ど同時に引つづき起る事を、次に合せいふ際に用ゐる、古の一の語格なり。その例は古事記卷上の歌に「於須比遠母伊麻陀登加泥婆遠登賣能那須夜伊多斗遠日本

紀天智卷の童謡に「比騰陸多爾伊麻陀藤柯爾波美古能比母騰矩」又本集卷四「五七九」に「奉見而未時太爾不更者如年月所念君卷八「一四三四」の例(上)に見ゆ「一四七七」に「宇能花毛未開者霍公鳥佐保乃山邊來鳴令響」など例少からず。

○言左敝久 流布本左を右につくり、多くの古寫本また然れど、誤なること著し。金澤本に「左とあるが、正しきによりて改めつ。「コトサヘグ」とよむ。この語は上の歌「一三五」にも「言佐敝久辛乃崎有」とあり。その意はそこにいへるが、ここはそのからの一種なる百濟の枕詞とせるなり。

○百濟之原從 舊本「クタラノハラニ」とよみたれど、從は「ニ」とよむべき字にあらず。考に「ユ」とよめるに従ふべし。この「ユ」は「より」の古言にしてその「ユ」はその經過し行く地點を示すに用ゐたり。百濟といふ地は大和國廣瀨郡(今は北葛城郡)の地にして今百濟村大字百濟といふ。飛鳥地方より城上の殯宮に至るに經過する地にして平野なれば、原とはいへるなり。卷八「一四三一」に「百濟野乃芽古枝爾待春跡居之瞿鳴爾鷄鷓鴨」とある百濟野も同じかるべし。この地には舒明天皇の御世に百濟宮を置かれ、又百濟大寺など設けられて、古來史上に著しき地なり。

○神葬 舊訓「タマハフリ」とよめり。代匠記は「カムハフリ」とよめり。「神」を「タマ」とよまむは精神の意ならば、或はよまれざるにあらざるべけれど、ここは「カミ」としての事なれば、代匠記の説によるべし。卷十三の挽歌「三三四」にも「神葬葬奉者」と見ゆ。この詞遣は上の「一六七」に「神集集座而神分分之時爾神上座奴」など集中に例多く、又古事記仲哀卷歌に「加牟菩岐本岐玖流本斯」などにも見る如く、その事が神業なる事をいふ爲に「神何」といひてその語の修飾とせるもの

なり。「葬」を「ハフル」といふは、故の語に本づくこと本居宣長の説の如くなるべし。古事記傳卷廿九に曰はく「さて此の葬は波夫理と訓べし。次なる大御葬も同じ。此は御屍を送遣奉る儀を云へればなり。凡て波夫理とは其儀を云り。さて然云意は遠飛鳥宮段歌に意富岐美袁斯麻爾波夫良婆續紀卅一の詔に彌麻之大臣之家内子等乎母波布理不賜失不賜慈賜波牟云々などある波夫流と本同言にて放るなり。葬は住なれたる家より出して野山へ送りやるは放し遣る意より云るなり」とあり。誠にその言の如し。「葬」字に「ハフル」の訓を注したるは未だ發見せねど、新撰字鏡に「貯」字に注して「充覆棺也。帙同皮不利帷也」といひ、又「帙」字に注して「皮不利加太比良」といへり。字鏡の「貯」の字注は誤ありと見ゆるが、この字は玉篇に「棺衣也亦楮」と見え、禮記檀弓に「楮」あり、注に「楮覆棺之物似幕形以布爲之」と見ゆれば、「ハフリカタビラ」の義にあへり。即ちこれ葬儀に棺を覆ふに用ゐる帷の義なること明かなり。ここに「ハフリ」を葬儀の意に用ゐたり。これは體言たるが、かゝる體言はもと用言の連用形よりするものなれば、「ハフル」といふ用言に基づくこと明かなりとす。

○葬伊座而 古來「ハフリイマシテ」とよめるが、近時「イマセテ」とよむべしといふ説起れり。その「イマシテ」といふ語の意につきては考に「いにましての略也。此下に朝立伊麻之行而」云、伊越往座君乎者とも有」といひ、略解これに従ひ、攷證美夫君志又これに従へり。古義はよみ方に異論なけれど、これを釋して「伊はそへ言にて葬座而」と云に同じ。さて座は行ことにも來事にも居事にもいへり。伊の辭はあるもなきも一ツ意なり」といひ、なほ「しかるを岡部氏考に

伊座は去ましのにを略けるなりと云るは例のいみじきひがごとなり。」と注せり。新考は聞宮永好の犬雞隨筆に「伊座而を諸本イマシテと訓り。此訓惡し。イマセテと訓べし。令座テの意なればなり」とあるをひきて「イマセテ」とよむべきかといひ、又伊座而は奉而の誤にて「ハフリマツリテ」なるかといひ、又新講は「イマセテ」の説に質して委しく説明せり。按ずるに、この所古來異字なければ、誤字といふ説は從ひがたく、本のまゝにてよみ方を考ふべきが、先づ考の説の如く、卷十三、三一八六の「陰夜之田時毛不知山越而往座君乎者何時將待」の例によりて「伊座而」を「往座而」の義とすとしても、又「イ」を發語にして「マス」と同じ語なりとして、その意は古義の如くなりとしても、その差は五十歩百歩に止まりて、上の「葬り」といふ語とうちあはざるは一なるにあらずや。「イニマス」としても、ただの「イマス」としてもいづれも敬稱の語にして、尊敬すべき第二者を主格にせる語法なるべきなり。然るときはこの場合の主格は高市皇子たりとすべきに似たるが、上の「葬り」は高市皇子に對し奉りて申す語なれば、高市の皇子が自己を葬りたまふ事とならざるべからず。若し然らずとして「イマス」といふ語をいかさむとせば、はふられまして「ななどいふべき事なり。若し又「葬り」と「イマス」とを生かさむとせば、高市皇子が他の人を葬りいます事とすべきが、さる事はこの事實にあはず。「葬り」はいづこまでも他より高市皇子を葬り奉ることなるは、動かすべからず。然らば「イマシ」は他に尊敬すべき方のありて高市皇子を葬り奉らるる意にとらざるべからず。次に別の「イマセテ」とよむ説は如何といふに、かくいふはもとより道理一貫すべきが故に、理論上よく聞えたるのみならず、卷十二、三〇〇五に「十五

日出之月乃高爾君乎座而何物乎加將念又卷十四三七四九に「比等久爾爾伎美乎伊麻勢豆」とあるが如き例あれば、不可なるにはあらず。されど、なほよく考ふるに、かくいませるといふ場合にはその敬語は屬性的實質をも含みて、形式的の敬語にあらず。而して形式的の敬語に「イマセテ」といへる例あるを知らず。然るに、ここは上に「葬」といふ用言あれば形式的の敬語となりたるものなり。然らば、「ハフリイマセテ」とよむべしといふ説も確定してよしといふべからず。按ずるに、ここはなほ舊來の説の如く、「ハフリイマシテ」とよむべく、その「イマス」といふ語は「イニマス」にあらずして、ただの敬稱語なるべきなり。かくいふ理由は、こは「葬」といふ語が根本なれば、その「葬」の主格即ち葬儀を営む者は何人かを考へざるべからず。而してこは皇太子としての公の御葬儀なるべければ、朝廷のとり行はせたまふものなる事を考ふべし。柿本人麿又は春宮舍人が主となりてこの皇太子を葬り奉る事にてあらば、奉りてにても「イマセテ」にてもよかるべけれど、かかる身分の卑き人々が主となりて皇太子を葬り奉るべき事、古今に通じてあるべくもあらぬ事なり。皇太子の葬儀の如きはもとより朝廷より、それ〴〵の所役を仰せてとり行はるべきものなれば、下々のものよりいへば、葬奉りてとはいひうべきものにあらずして必ず「葬座」といふべきなり。即ちその「葬」は高市皇太子を葬ることにして、座而は朝廷にしてその葬儀を行はせたまふによりていへる敬語なりと知られたり。この道理を思へば、この語遣は決して無理ならずといふべし。即ち皇太子薨ぜられしが、朝廷よりこの皇太子を葬りましたといふ事なり。而してかく解するが最もよく事實にあへるにあら

すや。

○朝毛吉 舊訓「アサモヨヒ」とよみたれど、「アサモヨシ」とよむべきこと卷一「五五の朝毛吉」の下にいへり。その「キ」の枕詞なることも同じ條にいへり。

○木上宮乎 舊訓「キノウヘノミヤヲ」とよめり。代匠記に「キノヘカ」といへり。これは詞書に「城上殯宮」とかける所をさせること著しきが「キノヘノミヤ」とよむべきこと既にいへり。

○常宮等 「トコミヤト」とよむ。上一九六にいへるにおなじ。

○高之奉而 舊板本「タカクシタテ」とよみたるが、神田本には「タカクマツリテ」とよめり。又童蒙抄は「之を久」の誤なりといへり。考には「高知座而」の誤にして「タカシリマシテ」とよみ、玉の小琴は「高之」の二字は「定」一字の誤なりといひ、略解は童蒙抄の説によりて「タカクマツリテ」とよみ、或は又玉の小琴の説によりて「サダメマツリテ」といへり。攷證は「之をシリ」とよみ、奉を「タテ」とよみて「タカシリタテ」とよめり。美夫君志は又「タカクシタテ」とよみたり。按ずるに、この所いかによみかねたるやうなれど、古來異字あるをきかず。されば、誤字ありといふ證の出づるまでは誤字なきものとしてその訓を考へざるべからず。さてはそのよみ方につきては先づ「タカクシタテ」、「タカクマツリテ」、「タカシリタテ」、「タカクシタテ」の四様の訓案出せられたるが、そのうちにとるべきものありや如何と考ふべし。「奉而」を「タテテ」とよむことは攷證に説あれど、強言なれば従ひ難し。然する時はただ「タカクマツリテ」といふ神田本の訓のみ残ることとなる。然るに、この訓にては「之を如何によむべきか」之を全く衍なりとすべきか。然

れどもかかる事は無理なり。又之は支那にては助辭なればよまずとすべきか。然れども、かかる場合は文句の終にある時にあるが普通なることにて、しかも純漢文ならぬには無理なりと考へらる。さては之は必ず讀まざるべからず。よむとして、この場合には「シ」とよむ外あらず。次に「奉而はマツリテ」とよむが通例にして、集中に例多し。かくて文字のままによまば、タカクシマツリテといふより外なき筈なり。かくいはば、八音となりて調は雅ならぬやうに聞ゆれど、意味はとのほれり。即ちこの場合の「シ」はサ行三段の「シ」にて汎く動詞の代用をなすものなれば、高く作り奉りてといふことに同じ。されば誤字ありといふ確證出づるまでは吾人は、タカクシマツリテ」とよむべきものと認む。意は城上の地に殯宮を高く作り奉りてといふなること著し。

○神隨 「カムナガラなること卷一以來屢いへり。その意も既にいへり。

○安定座奴 舊板本「シヅマリマシヌ」とよみたるが、神田本には「サダマリマシヌ」とよめり。又考には「シヅモリマシヌ」とせり。按ずるに、安定は「サダマル」とよまばよまれざるにあらざるべけれど、その意よく通らず。「シヅモリ」は玉の小琴に「古言めきては聞ゆれど證例なきこと也」といへる如く従ふべからず。「安定」の字を按ずるに、説文には「安靜也」と見え、「定安也」と見ゆ。又増韻に「定」に「靜也」と注したれば、いづれも「シヅマル」の意あるを二字を合してその意を確に示したるなり。「シヅマリマシヌ」とは、鎮座の文字にて慣用せらるる如く、神の他にうつる事なく、其所に永く留り給ふことをいふなるが、ここはこの所に殯宮を營み奉れることを、容をかへて、いへるなり。

以上語の上にては第一段にして高市皇子の御功績をたたへ、その薨去ありしことなどをいひたるが、一括していへば、高市皇子の御事につきて客觀的にいへる段なり。而して以下は主觀的の記述なり。

○雖然 「シカレドモ」とよむ。この語の假名書の例は卷十五、三五八八に「波呂波呂爾於毛保由流可母之可禮杼毛異情乎安我毛波奈久爾卷十八、四〇九四に「多呂麻豆流御調寶波可蘇倍衣受都久之毛可爾都之加禮騰母吾大王能毛呂比登乎伊射奈比多麻比善事乎波自米多麻比呂云々」などあり。上の「薨去りまして御墓所に葬り奉りし事をうけて、それにも拘らずといひて、自己の感想を述べむ爲の起語とせるなり。

○吾大王之 「ワガオホキミノ」とよむ。この事は卷一、三、五等の下にいへり。ここは高市皇子をさし奉れるなり。

○萬代跡 「ヨロヅヨト」とよむ。萬代までも動きなくかはらじといふ意なり。かかる時はむしろ「永久」といふ程の意に解すべし。

○所念食而 「オモホシメシテ」とよむ。「所念」の二字は「念フ」の敬語「オモホス」をあらはすに用ゐたるものにして、「所念食」の三字はそれに更に「メス」を加へたる「オモホシメス」といふ敬語をあらはすに用ゐたり。「所念」を「オモホス」とよめるは卷一、五〇に「所念奈戸二」あり。又卷一、二九に「御念食可」とあるを「或云所念計米可」とあるにても知るべく、食を加へたるはその卷一、二九の例にて

も知るべし。かくの如きかきざま集中に例多し。「オモホシメス」といふ語の例及び意義は卷一「二九」の條にいへるを見よ。後世のおほしめすといふ語の源なり。

○作良志之「ツクラシシ」とよむ。「作ラス」は卷一「一一」にいへる如く作りたまふの義なり。高市皇子の萬代に動きなくかはらじと思ほしめして作りたまひしといひて次の「かぐ山の宮に對しての連體格とせるなり」。

○香來山之宮「カガヤマノミヤ」とよむ。この宮の事他の書に見えねど、實際高市皇子の宮として營まれしものなるべし。これは上にいへる埴安の御門の原と引きつづきたる所にして香來山の中腹か麓か若くはその麓に近くありしよりいでし名なるべし。而して下の反歌を見れば埴安の池その附近にありしなるべし。

○萬代爾過牟登念哉 古來ヨロヅヨニスギムトオモヘヤとよめるを考に「モヘヤ」とよめり。いづれにてもあるべし。「ヨロヅヨ」は上にいへる如く永久といふ程の意にとるべし。「念哉」を「オモヘヤ」とよむこと卷一「六八」の「忘而念哉」の下にいへり。この「過ぐ」といふは如何なる意かといふに、考には「過去めやてふ也」。萬代とほぎ作りし宮なれば、失る代あらじ。是をたに御形見とあふぎ見つつあらんと也」といひ、略解以下大抵これによれり。然るに攷證には「過はたゞ過ゆくの意にはあらで、いたづらにすぎんと思へや、いたづらに過んとは思はざりしを」と也」といへり。されど、攷證のいふ所何の意なるか明かならず。しかも考のいふ所も不十分なり。その「すぐ」は卷一「四七」の「過去君」の下にいへる如く人の死去するを「イノチスグ」といへる「スグ」と源は

同じ意なるものにして攷證にひける例、卷三「三二五」に「明日香河川余杼不去立霧乃念應過孤悲爾不有國」卷四「六九三」の「如此耳戀哉將度秋津野爾多奈引雲能過跡者無二又六九六」の「家人爾戀過目八方川津鳴泉之里爾年之經去者」なども徒にすぐるの意にはあらで、その事の空しくなりて、今は過去の事と思はるるをいふ。されば、これも考の如く、失する意にして、その宮のありし事が昔語となりはつる如きことあらむとは思はむや決して思はじとなり。而してその宮の永く存せむことはただ物質的にいへるにあらで、契沖の代匠記の初稿に「萬代ふとも此宮昔がたりにならんとおもはねば、皇子の御かたみと天を仰ごとくあふぎみてつねにしのびたてまつらん云々」といひ、又清撰本に「後代まで御名の朽失ずして慕ひ參らせむことを云て云々御子孫相續して香久山の宮の萬代に残べければ、仰見むとなり」といへる如き意ありと知るべし。さて「すぐ」を上如く解してもなほこの二句につきて考ふべきあり。終の「ヤ」はもとより諸家のいふ如く反語をなせるものなるが、これを「ヨロヅヨ」よりつづけて、ここに至りて反語となれりとするときは何の意かわからぬ事となるべし。されば、これは「萬代」はそれにて、句をきりて、萬代に存續しての意にとりて、そのままにおき、次に「ヤ」の關する所は「過ぎむより下にして、過ぎむと思はむや決して過ぎじ、即ちこの香久山宮は永久に存續すべく思ふと釋せざるべからず。前後のつづき、言たらずしてかた言のやうに見え、無理なるやうなれど、古はかかるいひざまもせしならむ。而してこの句はこれにて切れたれど、意下につづきて、その中間に、この故」といふ如き意味を含みてありと考へらる。

○天之如「アメノゴト」とよむ。「如はゴトシ」と活用してもよみ、又語幹として「ゴト」とのみもよむべきが、こは音の數より見て「ゴト」とよむべきものと知らる。「ゴト」の用例は集中に多きが、一二をあけむに、卷五八九二に「綿毛奈伎布可多衣乃美留乃其等气和氣佐我禮流可布能尾肩爾打懸卷十五三六九四」に「伊米能其等美知能蘇良治爾和可禮須流伎美」などなり。これは大殿を振り仰ぎて見るを天を仰ぐにたとへていへるなり。卷十三三二三四に「君之御門乎如天仰而見乍雖畏思憑而云々」とあるは、この語遣の例なり。

○振放見乍「フリサケミツツ」とよむ。「フリサケミル」といふ語の事上にいへると同じ意なり。

○玉手次「タマダスキ」とよむ。この字面は卷一三九にありて、そこにいへり。又「タマダスキ」の事は卷一五の「珠手次」の下にいへり。而してこれを「カケ」といふ語の枕詞とする由もその下にいへり。

○懸而將偲 舊訓「カケテシノバム」とあり。考には「カケテシヌバナ」とよめり。意は甚しくかはらねど、「ナ」は希望をいふ助詞なれば、將の字の意に十分になはず。「將」は「ム」にあつるが普通なり。又「偲」字の事は卷一六六の「家之所偲」の下にいへるが、「シヌバ」にても、「シノバ」にても語は元來同じものなり。されど、この頃は「シヌバ」といひたること卷一六六にていへる如くなれば、こは「カケテシヌバム」とよむべきなり。さて「カケテ」とは如何なる意ぞといふに、古義に「心に懸て偲慕む」と云るなりといひ、攷證美夫君志以下近頃の諸家皆かくいへり。「カケテ」の語例は卷一六の歌にあり。

○恐有騰文 舊板本「カシコケレドモ」とよめるが、考には「カシコカレドモ」とよみたり。いづれにてもあしとにあらねど、「カレドモ」の方、語の本形なるべければ、然よめり。この一句は顛倒しておかれたるにて、本來「カケテシヌバム」の上にあるべきものなり。ここの意は恐れあれどもといふなるが、何が恐れあるにかといはゞ、賤しきわが身の心に懸けて偲び奉らむことの恐きなり。

○一首の意 此の歌長篇にして且つ組織頗る巧みなれば、單に語を逐ひて通解せむには脈絡不明瞭になるべければ、次に文脈をただして解説すべし。

先づこの篇は前後の二大段落に分つべし。第一大段は「神隨安定座奴」までにして、それより下を第二大段とす。この段落はその長さに於いて大なる懸隔あり。全篇百四十九句中第一大段は百三十六句、第二大段は十三句なり。

この第一大段はかくの如く長きが、いづこにも句の終りとすべき所なく、文法學上の見地よりすれば、ただ一箇の複文たるなり。かくの如き長き文法學上の一箇の文はかの冗長なる源氏物語にも稀なるべし。而して、その間に一の心を休むべき所もなく、所謂「一氣呵成」の文なるに於いて見れば、實に驚くべき大手腕といふべきなり。然るにこの歌を三段落とすべしといふ説あるは如何なる故ぞ。この第一大段は既にいひしが如く、高市皇子の御功績より薨去ありしことに及びたるものにして、主として高市皇子の御事に關する客觀的の記述にして所謂叙事なり。第二大段は人麿の皇子に對し奉る感想をのべたる主觀の所謂抒情なり。かく

の如き明かなる内容上の差あるをば、顧みずして漫然長さの如何によりて三段に分つといふことは如何なる理由によるか、全然考ふべからず。かゝる説は余はこの歌を解せざるものなりといふに躊躇せざるなり。

第一中段
第二中段

さて第一大段は頗る長けれどその間に句切りといふものなく、嚴密の意にて段落と名づくべきものなきが故に、その叙事の内容の方向轉換如何に注目してそのうちの分け方を考ふべし。かかる注意を以て考ふる時は、定めてし瑞穂の國を神ながら太敷きまして、八隅知之わが大君の天の下申したまへばまでが高市皇子御在世の時の事にして、わが大君皇子の御門を神宮に装ひ奉りて以下が薨去したまひし事にかゝる。さればこの間にて叙事の方面轉換せり。今かりにこれを段落と見なして、以上を第一中段といひ、以下を第二中段といふ。而してこれはもとより眞の段落にあらねば、その間のつなぎあり。そのつなぎは、萬代に然しもあらむと木綿花の榮ゆる時になり。これは上の第一中段につづきては御在世を謳歌する語なるが、最後の時により急轉直下して形勢を一變せしめたるなり。

第一小段
第二小段

次にその第一中段を見るに、これは御在世中の功績をいへるなるが、その中更に如何に方面の轉回が行はれてあるかを考ふるに、天雲を日の目もみせず、常闇に覆ひ賜ひて定めてし瑞穂國までが、壬申の亂戡定の大功をいひたるものにして、瑞穂國を神隨太しきまして以下は太平の世の太政參與の事をいへるなれば、ここにも又その方面の一轉回せるを見る。これら亦かりに段落と見なして、その上なるを第一小段と名づけ、下なるを第二小段と名づく。これら

第一、第二小段のつなぎ

も亦もとより段落にあらねば、その間のつなぎあり。そのつなぎは、瑞穂國なり。この瑞穂國は上の小段の部分にして同時に下の小段の部分たるなり。

第一分段

第二分段

第一、第二分段のつなぎ

次にその第一小段は壬申の亂を叙せるものなるが、その中に又區分を立つべき點ありやと見るに、行く鳥のあらそふはしにまでは人々の相闘ひて未だ勝負の決せぬ間のことを叙したるものにして、渡會のいつきの宮の以下は神の力の加はりて、最後の決定を與へたるにて、叙事の方面異なれば、ここにて二に分つべし。上を假に第一分段と名づけ、下を第二分段と名づく。ここにもつなぎあり。争ふはしにといふ句が二者のつなぎとなれるなり。

第一節
第二節

なほ次に、その第一分段は人々の相闘ふ事を叙せるが、そのうちにて又方向の差違ありやと見るに、大雪のみだりてきたれまでは主として高市皇子の軍の事にして、その以下は主として近江軍の事なれば、ここにて二に分つを得べく、ここには、みだりて來れといふ條件形あればみわけ易し。今この上なるを第一節といひ、下なるを第二節といふ。

第一小節
第二小節

その第一節は専ら高市皇子の軍の事を叙せるが、その始の部分、皇子ながら任せ賜へばまでは主として天武天皇の御上よりいひて、その終に高市皇子の大任を受けたまへるをいひ、大御身に大刀取りはかし、以下は専ら高市皇子の軍事上の行動をいへり。而してその關節は、まけたまへばといふ接續にあり。今、上を第一小節とし、次を第二小節とす。

これより大意を上分け方によりていふべし。第一小節は壬申の亂の起りて天武天皇の兵を起して高市皇子に軍事行動の全權を委任せられしことをいひ、第二小節は高市皇子が大

任を受けて軍務に鞅掌せられたる結果、その軍威の盛大にして、敵を壓倒せしことをいひたるが、以上合して第一節として、天武天皇の軍をいへるなり。第二節に於いてこれに對して近江朝の軍士も決死の覺悟にて奮闘せしことをいへるなり。以上二の節を合せて第一分段とす。この分段中、天武天皇の軍の事は七十二句にわたりて力説し、近江軍の事は殊死して奮闘すといひたれど、僅に六句にてこれに對立せしめたり。これは主客の別を失はぬ巧みなる叙事法といふべし。

さて第一分段に天武の軍近江の軍相互に争ひたる事をいひたれど、その決著をいはずして最後に「争ふはし」といひ第二段に入りて伊勢の皇大神の神助によりて天武軍の勝利となりて天下平定せしことをいへるが、これは暗に天武天皇の皇位につかれしは神助あるによることを匂はせたるなること既にいへる如し。以上を合せて第一小段とするがこの小段は壬申の亂とその裁定とを主としていへるものにして、ここにも又人力を以ての争ひは七十八句にわたりて説き、神助をいへるは十句に止まる。これは人事をつくせる事を主としていへるに似たるが、その主たる功勞の高市皇子にある事を明かにせむ爲の筆法と見らる。

さて第一小段に壬申亂を叙し、その裁定せるは高市皇子の大功績たるの由を明かにせるが、第二小段は亂後太平の世に高市皇子の太政に參與せられしことをいひ、これを一括して第一中段とす。この中段は主として高市皇子御在世の間の事、主としてその功績の偉大なるを述べたるが、そのうちにも壬申の亂に關するものは八十八句にして、亂後の事は六句に止まる。

これこの皇子の大功績は何としても壬申の亂の裁定に存するを物語れるものなり。

第二中段は二に分つべし。即ち思ひも未だつきねばまでは皇子の薨去ありて、悲めるさまを叙し、言さへぐ百濟の原ゆ以下は御葬儀を叙したり。而して第一中段は全然叙事といふべく、第二中段は叙事に參ふるに抒情を以てせることも注意すべし。これ第二大段が全然抒情となるべき下地を豫めつくれるものにしてまた巧みなりといふべし。しかしてその第一中段と第二中段とはかく内容の性質に於いて著しく相違せるに、その間に文句のきれめといふもの全くなくして、段落の名をつくべきにあらざるさまなるに、他の小段、分段、小節と余が名づけたる部分の間はかへりて、辨へ易きなり。これを考ふるに、その内容に於いて密接なるはかへりて外形に於いて方向の轉換せることを示し、内容に於いて甚しく異なる方面に轉換せるものはかへりて、外形に於いて、きれめをあらはさず。そのさま實に人の目を驚かしむるものあり。これこの人麿の文才の偉大にして常人の及ぶべからざる點の存する所にして、古來この歌の段落如何を明かにいふを得ざりし點實にここに存す。

さて既にいひたる如く、第一大段に於いて百三十六句を以て主として皇子の御事を叙し、第二大段に於いて僅に十三句を以て、自己の敬慕の情を抒べ、しかも兩者相待ち、相持して、力の上にて於いては相對して譲らざる概あり。されば代匠記に「人麿の獨歩の英才を以て皇子の大功を述べて薨去を慟奉らるれば、誠に不朽を日月に懸たる歌なり」と評せるも宜なりといふべし。

短歌二首

○ この短歌の文字を考は改めて反歌とし、攷證またこれに倣へり。然れども短歌はその歌の體につきていへる名目にして、反歌はその歌の性質によりていへる名目なれば、必ずしも改むるに及ばず。かくの如き例は上にも多きことなれば改むるはかへりて強事となるべし。

久堅之天所知流君故爾日月毛不知戀渡鴨

○ 久堅之「ヒサカタノ」なり。「天」の枕詞に用ゐたり。その意は卷一「八二」にいへり。

○ 天所知流 舊訓「アメニシラル」とよめり。童蒙抄に「アメヲシラスル」とよみ、考に「アメシラシヌル」とよみたり。契沖は「天に知らるるとは神と成て天へ歸り給ふ意なり」といひたれど、さる意味は無き筈なれば、從ひがたし。ここは天を知らずといふ意にとるべきは疑なきが、童蒙抄のよみ方は語格にあはず。かかる意の「シラス」は四段活用なるべきに、下二段活用とせるは俗に知らせるといふ告知の意にして、領知の意にあらず。さればここは考の如くによむべきか。されど「流」一字を「ヌル」とよむも如何なれば或は「天ヲ知ラセル」とよむにあらざるか。しかも考の如くよみて誤にはあらじと思ふが故に姑くこれに従ふ。卷三「四七五」安積皇子薨時歌に「和豆香山御興立之而久堅乃天所知奴禮」ともあり。さて天を知らずといふは字義のままにいへば天を領したまへると云ふ事なるが、事實は薨去即ち神去りまして、天に止まり給ふといふ事なるべし。

事なるべし。

○ 君故爾 舊訓「キミユエニ」とよみしが童蒙抄には「キミカラニ」とよめり。これは舊訓のままなるをよしとす。例は卷一「二一」以來屢あり。さてこの「故爾」は本居宣長は「君なるものをといふ意なり」といひ、略解以下これに従へり。即ち卷一「人婦故」の場合もかくいへるが、既にいへる如くこの解釋は從ふべからぬものにして、いづこまでも「ユエ」といふ語の本義に基づきて解すべし。即ちここは「によりて」の意に解すべきこと、人ツマユエニの場合に異ならず。

○ 日月毛不知 舊訓「ヒツキシモシラズ」とよみ、代匠記の初稿には「ヒツキシモシラニ」とよみ、考は「ツキシモシラズ」とよみ、略解は「ツキシモシラニ」とよめり。按ずるに「日月」といふ熟字は支那の字面なるが、國語にては「古來「ツキヒ」といひ來ればなほ「ツキヒ」とよむをよしとすべし。「不知は「シラズ」に「いづれにてもよき筈なり。今姑く舊來の訓に従ふ。月日の幾日經たるかといふことをも知らずしての意なり。」（注）「日月毛」は「月」と「日」と「毛」とに分ち、毛は「毛」の意なり。月日は「月」と「日」とに分ち、毛は「毛」の意なり。月日は「月」と「日」とに分ち、毛は「毛」の意なり。

○ 戀渡鴨 「コヒワタルカモ」なり。戀ひて多くの月日を渡り經るかなといふ意なり。「カモ」は歎息の意をあらはせり。卷四「五九九」に「朝霧之鬱相見人故爾命可死戀渡鴨」卷十一「一九一」に「左丹頼經妹乎念登霞立春日毛晚爾戀渡可母」卷十一「二六四五」に「宮材引泉之追馬喚犬二立民之息時無戀渡可聞」など似たる詞遣なり。されどこの「戀フ」といふは所謂男女間の戀愛にあらずして、こひしたふなり。「渡る」は上の諸歌にもある如く、多くの時間を経過してその事をつづくるをいふ。

○一首の意 神去りて天に上りましましぬる君によりてわれらは月日の経過することをも知らず、ひたすら慕ひ戀ひ奉ることよとなり。これ天しらしぬる君といふことと、月日も知らずといふこととをとりあはせ詞のあやをなせるものと見ゆるが、これのみにては意足らずして長歌の意切なるには應ぜざる如き感あり。或は思ふ。こは次の歌と相待ち、二首にて意を完くせるものならむ。然らば、これ一首をとりて論ずるは不可なりとすべし。

(二〇二) 埴安乃池之堤之隱沼乃去方乎不知舍人者迷惑

○埴安乃池之堤之「ハニヤスノイケノツツミノ」なり。この池の堤の事は卷一、五二の藤原御井歌に見えたり。

○隱沼乃 舊訓「カクレヌノ」とよみ、代匠記には「コモリヌノ」とよむべき按を出せり。かくて考以下それによれり。「隱」は「カクレ」とよむこともとよりなるが、本集には又「コモル」とよみたる例あり。この卷一三五に「婦隱有屋上乃山又卷十一、二五一に「隱口乃豊泊瀬道者卷十三、三三三〇」に「隱來之長谷之川之上瀬爾」など例多し。さて「コモリヌ」といへる例は卷十四、三五四七に「阿知之須牟須沙能伊利江乃許母理沼乃安奈伊伎豆加思」卷十七、三九三五に「許母利奴能之多由孤悲安麻利」など假名書のものあるによりて立證せらるれど、「カクレヌ」といへる語の證なし。されば「コモリヌノ」とよみてよきなり。「沼」は「今ヌマ」といふものなれど、古語はたゞ「ヌ」なりしたり。和名抄に「唐韻云沼之少反和名奴池沼也」とあり。さてこの「コモリヌ」とは如何なるものぞといふに、考に「こは堤にこもりて水の流れ行ぬを舍人の行方をしらぬ譬にいへればこもりぬとよむ也」といひ、又「後世あし蔣などの生しげりて水を見えぬをかくれぬといふと心得てここを訓づるはひがごと也」といへり。略解攷證美夫君志などこれに従へり。古義には又「隱沼とは草などの多く生茂りて隠れて、水の流るる沼なり。九十一、十四、十七の卷卷などにも見えたり。古事記仁徳天皇條に「許母理豆能志多用波閉都々隱水の下從延つなり」とある許母理豆の類なり。さてその隱沼は流れ行するの表にしられねば、去方乎不知といはむ料の序とせるなり」といひたり。註疏新考などこれに従へり。檜婦手は二説を共に存して、こは考の如く解せり。今二者のいづれに従ふべきかを知らむが爲に、この語の用例を按ずるに、

隱沼乃下延置而(卷九、一八〇九)

隱沼從裏戀者(卷十一、二四四二)

隱沼乃下爾戀者(卷十一、二七一九)

絶沼乃下從者將戀(卷十二、三〇二二)

隱沼乃下從戀餘(卷十二、三〇二三)

許母利奴能之多由孤悲安麻利(卷十七、三九三五)

の如く主として「シタ」といふ語を導く料に用ゐられてあれば、いかにも古義の説の如く、茂れる草にうづもりて隠れてある沼をさすに似たり。然るにここに又

許母理沼乃安奈伊伎豆加思(卷十四、三五四七)

ははし、まては、行方て、
少ためらふ意あれば、シラニとよむかたよかるべし。去を、ユク」とよむべきことは本卷一〇六
二人行跡去過難寸秋山乎の下にいへる如く、玉篇に「去行也」とあるにて知るべし。卷十五、三六
七二に「左欲布氣豆由久敝乎之良爾」卷十三、三三四四に「立而居而去方毛不知朝霧乃思惑而」など
あるこの語の例なり。「コモリヌノ」よりこの語を導く理由は上の句の下にいへる如くなるが、
卷十二の「去方無隠有小沼」といへる語最もよくその意を明かに示せり。さてこの語は上の「一
六七の長歌の末に「皇子之宮人行方不知毛」とよめるに同じき意なるが、これはただ行く方もな
しといふにあらで、前途を失へるさまをいへるにて今の語にていへば途方にくれてゐるとい
ふ程のことなるべし。

○舍人者迷惑「トネリハマドフ」とよむ。「迷惑共に「マドフ」といふ語にあてたるなるが、例の二字
にてその意を確にせるなり。

○一首の意 先にもいへる如く、この歌は上の歌と相待ちて、意を完うせるものと思しくて、この
一首のみにては意足らず。先づこれを釋せむに「われらの仰ぎ奉りし君は神去りましぬれば、
われらは月日の経過するをも知らずに戀ひ渡り奉るが、前の歌の意さてもさても、これより後
は如何にしてよき事なるか。恰もこの御門のほとりの埴安の池にこもれる水の如く去方を
知らぬによりてわれら一同に途方にくれてあるよとなり。
従來の諸家、この二首にして一の意を完くするものなることをいはずは如何。かく説か

ずば、前の歌も後の歌も意不十分にして人磨ともある人の歌とも思はれざるさまに見ゆるに
あらずや。

或書反歌一首

○ この題詞につきては、考は之を改めて、
檜隈女王作歌

となし、さて曰はく「今本右の反歌の次に、或書反歌一首とて此歌あれど、こは必人萬呂の歌の體
ならず。されど捨べからぬ歌也。左に類聚歌林日檜隈女王怨泣澤神社之哥也と註したるぞ
實なるべくおほゆ。仍てかくしるしつ」といへり。檜隈手もかく改めたり。略解は改めざれ
ど、それをよしとせり。されどこれは攷證に例の古書を改るの僻なればとらず」といへるが如
く従ふべからず。若し、はじめより考の如きことならば、この題詞も左注も不要なる筈なり。
或書にかくあり、又類聚歌林には左注の如くなりてありたればこそかくは記せるなりしなれ。
今にして漫りに古書を改むるは心なきわざなり。さてここは或書に上の長歌の「反歌一首」と
して次の歌ありとて参考として編者の載せたるなり。

(二〇二) 哭澤之神社爾三輪須惠雖禱祈我王者高日所知奴。

○ 哭澤之神社爾「ナキサハノモリニ」とよむ。哭澤の神とは古事記上卷に「故爾伊邪那岐命詔之、

愛我那邇妹命乎謂易子之一木乎乃匍匐御枕方匍匐御足方而哭時於御淚所成神坐香山之畝尾木本名泣澤女神。」と見え、又日本紀卷一に「于時伊奘諾尊恨之日唯以一兒替我愛之妹者乎則匍匐頭邊匍匐脚邊而哭泣流涕焉。其淚墮而爲神是即畝丘樹下所居之神號啼澤女命矣」と見えたる神なるべし。次に神社を「モリ」とよむことは、本集に稀ならぬことにして、卷七一三四四に「眞鳥住卯名手之神社之菅根乎衣爾書付令服兒欲得」とあると卷十二三一一〇〇に「不想乎想常云者眞鳥住卯名乎之杜之神思將所知」とあるとを比較しても知るべし。このウナデノモリは高市郡雲梯村に坐せし高市御縣坐鴨事代主神社にして、延喜式の祝詞に御子事代主命の御魂を字奈提の神奈備に坐せて皇御孫命の近き守神とせられし由見えたる神なり。「杜」字は新撰字鏡に「毛利又佐加木」と注せり。又卷九一七三一に「山科乃石田社爾布靡越者云々」卷十一二八五六に「山代石田杜心鈍手向爲在妹相難卷十三三二三六に「山科之石田之森之須馬神爾奴佐取向而吾者越往相坂山遠」とある、石田社「石田杜」「石田之森」なるにて「社」神「社」みなりとよむべきを見るべし。神社を「もり」といふことは代匠記に「木の繁き所には多く神のいはれたまへばなるべし。又森をば神のまし〜て守たまへばもとより云にやあらむ」といへり。大體かゝる意なるべく、又美夫君志には「社には樹木あるものなれば、或は木に从ひてかけるにて皇國古人の造字也」といへり。されど、新撰字鏡にも「毛利」と注せるにより、その源の遠きを知るべく、果して本邦人の造字なりや否やなほ考ふべきことなり。さてこの「哭澤之神社」とある神社は何處なるか。古事記には香山之畝尾木本にますといひ、日本紀には畝丘樹下所居といへるが、畢竟同一の所なるべし。かくて延喜式には十市郡の條に「畝尾坐健土安神社」畝尾都多本神社」といふあり。これらの畝尾はいづれも一の所にして、蓋し香山の畝尾なるべし。古事記傳に曰はく「師云此山の畝尾は西へも引ことに東へは長く曳渡りけむ。今はその畝尾の形いさゝか残り」といへり。大和志によればその健土安神社は今下八釣村にありといひ、都多本神社は木本村啼澤森にありといへり。而して下八釣北木本南相つゞきたる地にして共に香山の西麓の畝尾にあたりとす。而してその都多本神社といふが在る所は世俗に啼澤森といへば本歌にいへるはここのなるべし。

○三輪須惠「ミワスエ」とよむ。「ミワ」を「すゑ」といふ義なるが、「ミワ」とは何かといふに、卷一一七の歌の下にいへる如く、古語に神酒を「ミワ」といへるなり。本集卷十三三二二九に「五十串立神酒座奉神主部之雲聚玉蔭見者乏文」とある、神酒即ち「みわ」なり。「みわをすう」とは神酒を満てたる甕をば神にそなへ供するなるが、ことに「すゑ」といへるは如何といふに、攷證には「甕は長高く、大きなものと見ゆれば、ことさらに居とはいへるにて、たゞ供する事のみにはあらず」といへり。この「ことさらに居」といへる「たゞ供する事のみにはあらず」といへるはさる事なれど、その理由が高く大きなものみにてはあるべからず。普通に「すゑ」といふことはそをして安定の位置をえしむることをいふなるが、何故にかくいふかといふに、古の甕の類の今土中より發掘せらるるものを見るに、多くは底部丸くしてすわりのわるきものなれば、これを特に安定におくに心を用ゐたること想像せらる。これ特に「すゑ」といへる所以ならむ。卷三四二〇に「吾

屋戸爾御諸乎立而枕邊爾齊戸乎居云々といひ、同卷三七九に、奥山乃賢木之枝爾白香付木綿取付而齊戸乎忌穿居卷十三三二八四齊戸乎石相穿居竹珠乎無間貫垂天地之神祇乎曾吾祈三八八八忌戸乎齊穿居玄黃之神祇二衣吾祈などいへる齊戸は即ちその神酒を盛れる甕なるべし。これにほりするといへるにてその地上を穿ちて底の安定なる位置をつくりしことを知るべし。すると特にいへるは蓋しこれが爲なり。

○雖禱祈 舊訓イノレドモとよみたるを代匠記に「クミノメド」と讀むべきかといひ、玉の小琴に「コヒノメド」とし、古義に「ノマメドモ」といへり。今按ずるに「クミノム」といふ語は日本紀の訓によれりといへども「クム」といふ語はその證もなく、又古今にわたりてありたりとも考へられねば従ひがたし。「ノマメドモ」とよむことはよまれざるにあらねど、かくよみては、未だ祈らざる前の事と聞ゆれば、歌の意にかなはず。「コヒノメド」は悪しきにあらねど、禱も祈も「イノル」といふ語に當る文字にして「コフ」といふ義にはあたらす。恐らくは本居翁は二字なれば「二語にてよむべし」と考へられたるなるべきが、同義の字を二字重ね用るる場合の精神は卷一六四の「暮夕の下にいへる如くなれば、この禱祈二字にて「イノル」とよまむこそこの文字を用るるもの」の本旨にかなふといふべきなれ。「イノル」といふ語の例は卷二十四三九二に「阿米都之乃以都例乃可美乎以乃良波加有都久之波波爾麻多己等刀波牟四三七〇に「阿良例布理可志麻能可美乎伊能利都須米良美久佐爾和例波伎爾之乎卷十三三三〇八に「天地之神尾母吾者禱而寸戀云物者都不止來卷二十四四〇八に「須美乃延能安我須賣可未爾奴佐麻都利伊能里麻字之互な

とあり。

○我王者 「ワガオホキミハ」とよむ。「王をオホキミ」とよむことは卷一二三の詞書なる麻績王にてもしるべきが、本集の歌の中なるには、この外の卷二〇五に「王者神西座者云々卷三二四五」
 「王者千歲爾麻佐武卷十六乞食者詠三八八五のうち」に「王爾吾仕牟卷十六三八六〇」に「王之不遣爾情進爾行之荒雄良奧爾袖振等あり。わがおほきみ」といふ語は上に屢見ゆ。

○高日所知奴 舊訓「タカヒシラヌ」とよみたるが、童蒙抄には「タカヒシラシヌ」とよみ、考以下多く之に従へり。檜媼手はもと不知奴とありしが「不」字を脱せりといひ、椛齋本に「不」字ありといひて「タカヒシラサヌ」とよみたり。然れどもここに誤字ある本一も見ざるが、故に誤字説は容易に従ふべからざるのみならず、かくて守部の説く所は「常に高光日之御子と稱す高日なれば、此世に在高照しませと祈れども天々御座しらすぬよと歎き給ふなり」といへるなれど、高光日の御子といふ語は守部が自ら「天照す日の神の御子と云ふ意の古語也」といへる如くなれば、守部の説既に自家撞着せり。されば守部のこの説は斷じて取るべからず。かくて殘る所は「シラヌ」と「シラシヌ」との二なるが、いづれにても、知りたまひぬといふ義なるべきが、その意にて「シラヌ」といふ如き語法をとれることこの時代になき所なれば「しらしぬ」とよむべきなり。「所知をシラス」とよむは卷一二九に「所知食之乎」所知食兼などあるそれらの例なり。「シラス」は「シル」を敬語として「サ行四段活用」に再び活用せしめしものなり。「高日の高は卷一の高照日之御子四五五〇五二」又「高知也五二」の高の下にいへる如く「天」といふに同じ意の體言にして「高日

は天日といふにおなじ語なり。即ち高日しらしぬは天の日を知りたまひぬといふ語にしてその意は皇子の神となりて高天原に上りまして天を領しませりといひてその薨去の事をいひかへたるなり。

○一首の意 この歌を解するに先づ人の命を泣澤の神に祈る習慣ありし事を考へおくべき必要あり。古事記傳に曰はく昔かく人命を此神に祈けむ由は伊邪那美神の崩坐るを哀みたまへる御涙より成り坐せる神なればかと。ここにこの神の名を出せるは、一はその心もあるべく、一はその香山の宮に近きが故にありしならむ。歌の心は皇子の御命長かれと哭澤の神社に神酒を奉りなどさまぐして祈り奉りしかど、その甲斐もなく神去りましぬることよとなり。

此神は高天原に坐る神なり。高天原に坐る神は伊邪那美神なり。昔は伊邪那美神の崩坐るを哀みたまへる御涙より成り坐せる神なればかと。ここにこの神の名を出せるは、一はその心もあるべく、一はその香山の宮に近きが故にありしならむ。歌の心は皇子の御命長かれと哭澤の神社に神酒を奉りなどさまぐして祈り奉りしかど、その甲斐もなく神去りましぬることよとなり。

右一首類聚歌林曰檜隈女王怨泣澤神社之歌也。案日本紀曰持統天皇十年丙申秋七月辛丑朔庚戌後皇子尊薨。

○この左注は二段よりなれり。第一段は上の一首に對しての類聚歌林の所傳をあげたるなり。この檜隈女王とは如何なる人なるか。契沖は皇太子の妃なるべしといへり。その女王の事史に見えずして父祖も詳かならず。ただ續紀天平九年二月の叙位に従四位下檜前王を從四位上に叙せらるる記事あり。この時の叙位には男女共に在りしが、この檜前王は女子の叙位の列中にあるれば女王なること著し。而して檜前即ち檜隈なれば、この檜前王即ちこの歌

の女王ならむも知れず。若し然る時は高市皇子薨ずる時より天平九年まで四十二年なれば當時二十歳として天平九年には六十二歳となればありうべからざる事にあらず。されど確證なければ斷言しうべからず。「怨泣澤神社之歌也」とは高市皇子の事を祈申されしかどその效あらざりしかば怨み奉られし折の歌といふ事なるが、これは山上憶良の類聚歌林に出でたる由なり。以上左注の第一段なり。左注の第二段は上の長歌よりここまでの注にして、高市皇子薨去の時を日本紀によりて注したるなり。然るに、ここに「持統天皇」とあるは、この巻の例と違ひ又編述當時の記事と考へられず。金澤本、神田本、大矢本、西本願寺本、京都大學本等にはこの四字なし。恐らくはこれ後人の記入にして原本にはなかりしなるべし、古義に衍とせるはさることなり。美夫君志には元朱鳥とありしを後人の改めたるなりといへり。されど朱鳥ならば、十一年とあるべきなればこの説も従ふべからず。

但馬皇女薨後穗積皇子冬日雪落遙望御墓悲傷流涕御作歌一首

○但馬皇女 この皇女を類聚古集に「皇子」とせり。されど、但馬皇子といふ方この頃に所見なく、他の諸本みな皇女とあるのみならず上にもこの皇女と穗積皇子との事見えたれば、皇女とあるを正しとすべし。この皇女は上相聞の部に「但馬皇女在高市皇子宮時思穗積皇子御歌」一一四一首又「穗積皇子遣近江志賀山寺時但馬皇女御作歌」一一五一首ありて、そこにいへる如く、天武天皇の皇女にして御母は藤原氷上娘なり。

○薨後 「スギタマヘルノチ」とよめり。但馬皇女の薨は續日本紀卷四和銅元年の條に「六月丙戌(十三日)三品但馬内親王薨。天武天皇之皇女也。」とあれば、この六月十三日以後御葬儀もすみ御墓をも營まれての後の事なるべきが、こは契沖のいへる如く、その元年の冬によませたまへるものなるべし。

○穗積皇子 この皇子も天武天皇の皇子にして、但馬皇女と異母の兄妹にましまし事は既にいへる如くなるが、又、上に「但馬皇女在高市皇子宮時竊接穗積皇子、事既形而後御作歌」(一六)とある如く、妹背のかたらひましまししなり。而して穗積皇子は靈龜元年に薨去ありしにて、この時には知太政官事の任にまししなり。

○冬日雪落 考に「フユノユキフルヒ」とよめり。このよみ方はさまで問題にあらざるべきが、冬日「はたゞ」フユとのみよみてよかるべく、雪落は雪のふれる時をいへるなり。

○遙望御墓 考に「ミハカノカタチミサケテ」とよめり。されど、「ミハカ」と「ミハカノ方」とは必ずしも一ならざるのみならず、御墓の方ならば、御墓とのみは書くべからず。されば、こは註疏によめる如く、「ミハカヲミサケテ」とよむ方まされりとす。而してこの御墓は今知られねど、この詞書と歌の趣によれば、「ヨナバリ」の岡の上に在りしこと疑ふべからず。なほ又穗積皇子の宮は何所にありしか、これも詳かならねど、當時知太政官事として劇務に執掌せられしものなれば、宮城の所在地即ち藤原都にまししことならむ。その地より、吉隠の地を望みたまひての御歌なりと考へらる。

○悲傷流涕作歌 考は「ナゲキカナシミテ云々」とよめり。悲傷は「カナシム」なり流涕は「ナク」なり。されば「カナシミナキテヨミマセルウタ」とよむべきに似たり。

○さて萬葉考はこの題詞の前に後なる「和銅四年」の歌の上にある「寧樂宮」の三字を移せり。されど、攷證美夫君志は流布本のままなるをよしとせり。げにも、ここの歌は寧樂宮遷都以前の歌なれば、考の如くせばかへりて不合理とならむ。

(二〇三) 零雪者、安幡爾勿落吉隱之猪養乃岡之塞爲卷爾。

○零雪者 「フルユキハ」とよむ。「零」を「フル」とよむことは卷一「二五」の「雨者零計類」の下にいへり。意明かなり。

○安幡爾勿落 「アハニナフリソ」とよめり。考には「安」を「佐」と改めて「サハニナフリソ」とよめり。然るに如何なる本にもさる字を用たるものなければ、この誤字説は従ふべからず。さて「アハ」として研究すべきが、契沖は沫雪の義として、「ワハ」通ぜりといへれど、これは従べからず。拾穂抄には「淡」に也。消安き淡雪にはなふりそ。降つもれといふ意なりといへり。然るに略解に本居宣長の説をあげては「又宣長云近江の淺井郡の人の云く、其あたりにては淺き雪をゆきといひ、深く一丈もつもる雪をばあはといふと也。こゝによくかなへり。古今集の雲のあはだつも雲の深く立意なるべしといへり。古言はる中に残れる事もあればさる事にやあらむ。猶考べし」といへり。この宣長の説は古義註疏美夫君志等之に贊せり。而してこの「アハ」

といふものにつきては、萬葉集の注ならぬ他の隨筆にもあり。たとへば伴蒿蹊の閑田耕筆に近江彦根の陪臣大菅中養父、其主の領地を検する時、或山家にて不納を責るにつきて其家の後山に林繁茂せるを見付、是を伐剪て、代なさば、かく未納にも及ぶまじきをと咎む。農夫いな、これなくてはあわのふせぎいかにとすべからずといふ。それは何の事ぞと問しに、雪はつもる物なり。あわはつみて崩るゝものなれば、林をもて防がざれば、家をうちたふすなりと答へけるに、中養父は古義を好む人なれば、はじめてさとりぬ。萬葉集に「ふる雪はあわになふりそ吉隠ヨシカクレのるかひの岡の塞サキならまくに」とあるも、正しく是にてあわはふりて崩るる故に塞となりたければ、あわにはふるることなかれといふなりけりとなり。

又村田春海の織錦舎隨筆に曰はく

又あふみよりあたりには、雪のあはにふるといふ事ありと、さきに村田泰足がいひ侍りしが、まことにさることありやと問しかば、海量いへらく、近江にてはさはいはねどちかき國にていふ事に侍り。われは美濃國廣瀬の山中にてさいふ事を聞きはべりぬ。雪のふりてこほりたる上に、又あらたに降たる雪のいまだもとの雪ととちあはぬ程に北風にさそはれてしづれ落つることあり。そはあたゝかなるけにさそはるるにはあらず。こをあはとぞいふなる。又そよともいふとぞ。

さきに泰足がかたりけるは、越前と近江の境に樅居村中の河内村などいふ所あり。山多き所なり。ひとゝせ其あたりに宿りしに、山あひの家の上に大木ともあまたおひしげりた

るを、こはなどきらざると問つれば、所の人の曰く、冬にいたりて雪あはにふる時、この木どもなければ、家をうづめ、そのふ事あれば、きらであるなりといへり。あはにふるとはいかなる事ぞといへば、雪のおほくふる事をこゝにてはしかいふといへり。萬葉にふる雪はあはになふりそと有は、またくこれと同じ詞とみゆ。こは古言のおのづからに傳はりしなるべし。安幡を淡字の意とするも、左幡の誤とするもみなひがごとなるべしといへり。泰足も近江の國の人なり。

といへり。而して、橘南谿の東遊記鈴木牧之の北越雪譜には、越後にもかくいへることありと見え、田中大秀の荏野册子によれば、飛驒にてもかくいへる由なるが、今もしかいふなり。さて又攷證には、「この安幡は必ず地名なるべし」といひて曰はく、安幡は穂積皇子のおはします藤原の京より但馬皇女の御墓のある猪養の岡のほとりを望給ふ間にてこの御墓へ往來する道のほどの地名なるべし」といひ、書紀皇極紀の謠歌に「阿波努とある所、又は大和志十市郡に粟原てふ地などをこれに擬せり。又新考には「アハはサハの誤にあらで、アハ即サハなるべし」といひて「古今集墨滅歌の中なるクモノアハダツ山ノフモトニのアハダツもサハニタツなるべし」といへり。かく四説あるが、拾穂抄にいへる淡雪の説によれば、深くふりつもれといふ義となるべし。されど、あは雪を單に「あは」といふ事ありや否や、ここに一の疑問ありといふべし。次に、本居説以下の「あは」といふ方言と同じとする説は、頗る興味ある説なるが、かく解してこの歌の意とほるべきか如何。その事はなほ下に論すべし。攷證の地名説も、根據ある事ならば、こ

の歌の意を解するに便なる如く思はるれど、この説は全く根據なき事にして従ふべからず。粟原といふ地名は今も確に存するが、これを假にここにいふアハに宛てたりとすとも、藤原京よりいへば、吉隱(長谷よ)と粟原(忍坂より)とは頗る方向異なれば、かく歌はるべき理由なきなり。加之粟原即、アハなりといふこともとより證なきことなればなり。次に「アハ即ちサハ」といふ説も根據もなきことなるが、故に「アハタツ」はおのづから別なり、従ひがたし。結局は淡雪をアハといへるか若くは本居説の如きかの二者を出でざるべし。而してこの二説は趣略相反すれば、解釋の結果は或は反對となるべし。しかも、この歌は下句にも難解の點あれば、今はこのままにして進み、そこに至りてここに照して、眞意を知りうべきか否かを回顧せむとす。

○吉隱之 舊訓「ヨコモリノ」とよみたり。されどかくては意明かならねば、契沖は「ヨナバリノ」とよむべしといへるが、それより後この説に一定せり。契沖曰はく「是はよなはりといひて地の名なり。持統紀云、九年十月乙亥朔、乙酉幸菟田吉隱。丙戌至自吉隱。和州の者に尋侍しかば、宇陀郡によなはり」と云村あり。今も吉隱と書侍り。長谷のけはひ阪を越て十町餘もや過侍らむと申きといへりこの村は、大體古の東海道の要點にあたる地にして、藤原京より長谷を経て、伊賀の名張に出づる街道にあたれり。而その地名は今も吉隱とかき、日本紀には宇陀とあれど、古く城上郡に屬せるが今は初瀬町のうちにあり。契沖が宇陀郡とかきしは傳ふる人の誤にして、古より郡域は變更なかりしならむ。たゞ吉隱は今も宇陀郡と接したる地なれば、古はひろく宇陀吉隱といひしが郡を定められし時に磯城郡に入りしならむ。隱を「ナバリ」の

語にあつることは卷一四三の「隱乃山」六〇の「隱爾加」の下に既にいへり。

○猪養乃岡之 「キカヒノチカノ」とよむ。これは吉隱のうちの一の地名なりしなるべし。さてこの地の事は卷八、大伴坂上郎女跡見田庄作歌二首の「一五六二」吉名張乃猪養山爾伏鹿之婦呼音乎聞之登聞思佐とあると同じ所なるべきが、そのるかひの岡又山といふ所吉隱村のうち山地なるべきことはいふをまたずして大和志に「猪飼山有吉隱村上方山多楓樹」と見えたれど、今その名をもてる地ありや否や詳かならず。この猪養の名を有せるを以て考ふるに、或は實際家猪(即ちぶた)を飼ひてありし地か、若くは猪養部の住める地若くはその部に屬する地なりしならむ。しかも今にしては詳にしるべからず。さてこの猪養の岡と但馬皇女の御墓とは如何なる關係になるかと考ふるに、その岡に御墓の有りしならむと考へらる。

○塞爲卷爾 この句舊來訓を加へず。金澤本には「塞を寒とせり。されど他本はすべて「塞にして寒」字としてもよむ方法明かならねば、なほ本のままにてよみ方を考ふべし。さて代匠記及拾穂抄には之を「セキニセマクニ」とよみ、童蒙抄は「セキニナラマクニ」とよみ、考は「セキナラマクニ」とよみ、諸家之に従へり。古義は「セキナサマクニ」とよみ、新考は「セキトナラマクニ」とよみたり。檜孺手は又「寒有卷爾」の誤として「サムカラマクニ」とよみたり。されど、此の誤字説は従ひがたし。「塞」は金澤本に「寒」とあれど、その訓は「セキ」とあれば、誤寫なること明かなり。又「爲」は「一」も誤字たることを證すべきものなし。されば、これは「セキニセマクニ」か「セキナラマクニ」か「セキナラマクニ」か「セキナサマクニ」か「セキトセマクニ」かの五様のうちいづれかよきと見るに、

大體この難點は爲卷爾のよみ方にあるが如し。即ち塞は「セク」といふ國語にあたる漢字にして古事記上卷に「逆塞」上天安河之水而とあるなどこれなるがこれを名詞にしたるが「セキ」にして關を「セキ」といふも同じ意たるなり。支那にても廣雅釋詁三に「關塞也」ともいへり。本集にては卷三四六八「妹乎將留塞毛置末思乎」とあり。さて次は爲卷爾のよみ方なるがこれは上の諸説を綜合すれば「セマクニ」「ナラマクニ」「ナサマクニ」の三様に攝すべきが如くなれど「ナラマクニ」とよめるうちには「考」の如く「セキナラマクニ」とよむときはその「ナラマクニ」は「アラマクニ」の約まれるものといふべきが元來爲を「ナラ」とよむはラ行四段の「ナル」化(成)の意の語としての事なればかくよむことは無理なりといふべし。次に「セマクニ」「ナサマクニ」の二はよみ方異なれど意は一なればこれは畢竟一意とすべし。さればこの訓は「關にせむ」といふことか「關になる」といふことかの二意を先決問題とせざるべからず。而して若し「關にせむ」との意にとらばその雪を以て皇女の御墓への通路を塞かむと欲する意となるべきを以て題詞と正反對の意となる。さればこの訓は結局「ナラマクニ」の訓即ち童蒙抄及び新考の説の二者以外のものは成立すべき餘地なき筈なり。而して童蒙抄と新考との説の差は「セキニナラマクニ」「セキトナラマクニ」の差即ち「ニ」を添へてよむか「ト」を添へてよむかの別に止まれり。而して後世ならばかかるところは「ニ」「ト」いづれにてもよき事と見ゆれど古語にては「成る」の補格は「ニ」を伴ふを常とせり。その例卷一五〇に「常世爾成牟卷十一八五〇」に「朝且吾見柳鷺之來居而應鳴森爾早奈禮」の如きこれなり。而して又「ト」にしても「ニ」にしても之を加へてよむべきなるがかく加へてよ

まむにも從來卷一以來「ニ」を加へてよむべき例は「暮相而」六〇「東野炎立所見而」四八「夷者雖有」二九「荒野者雖有」四七など多くあれども「ト」を加へてよむべきものは殆どなし。「一」の歌の「背齒告日」は特別の場合なりこの故に「セキニナラマクニ」とよむべし。さてこの「セキ」が上の猪養の岡に對して如何なる關係に立てるかといふに猪養の岡の關といふことは恐らくは猪養の岡の墓所への通路を遮る關といふことなるべし。かく考へ來るときにはその關となるものは雪なるべきことは疑ふべからず。而して通路を妨ぐる程の雪は相當の量あるべき筈なれば上の「あは」は本居説の如くに考ふるを穩なりとすべし。されど當時の古語として果して之を信すべきか否か未だ旁證を得ざればそれまでは従ふべき一説としておき定説とすることは躊躇すべきなり。

○一首の意 今ここより吉隱の猪飼の岡の御墓を望むに今は恰も雪ふれるがこの雪が「あは」にふり積りたらば猪養岡の御墓地にかよふ道の塞ともなりなむと氣づかはしく思はる。雪よもし心あらば「あは」にふることなかなれとなり。われ大正九年の十一月暴雨を冒して吉隱の陵(光仁天皇の御生母皇太后紀椽姫の御陵を拜せしがこの陵は吉隱村角柄にありて急峻なる山の頂にありて晴れたる時は國中地方を詠め又宇陀郡内を見るべしといへりしが御陵を拜したる後少しく雲はれしそのたえまより櫻井今井の方面を見得たり。猪養の岡とはこの邊の事なるべきかさらば藤原京のあたりより遙に望みうることは少しも疑なくしてこの詞書のうきたることにあらざるを知れり。

弓削皇子薨時置始東人歌一首并短歌

○弓削皇子薨時 弓削皇子は上に既に(一一一)見えたるが、そこにいへる如く、天武天皇第六の皇子にして、文武天皇三年七月癸丑朔癸酉二十一日薨ぜし由續日本紀に見えたり。この時の歌なり。

○置始東人歌 この人の名は卷一に見え、太上天皇幸于難波宮時歌の作者の一人なるが、その傳詳かならぬこと既にいへり。代匠記には、連の字脱せるかといへれど、卷一にもかくあれば、姓なき人なりしならむ。さて金澤本、神田本には、歌の上に、作字あり。目錄も亦然り。

○短歌 多くの古寫本小字とせり。

モ

(二〇四)

安見知之^{ヤスミシ}吾王^{ワガオホキミ}高光^{タカヒカル}日之皇子^{ヒノミコ}久堅乃^{ヒサカタノ}天宮爾^{アマツノミヤニ}神隨^{カミトイマセバ}神等座者^{イサセバ}其乎霜^{シモ}文爾恐^{アヤニカシコ}
美晝波毛^{ミヒルハモ}日之盡^{ヒノゴト}夜羽毛^{ヨルハモ}夜之盡^{ヨトゴト}臥居^{フシキ}雖嘆^{ナクヤドノキタラ}飽不足^{ウラナク}香裳^{カモ}

○安見知之 「ヤスミシシ」とよむ。卷一以來、八隅知之とかけるにおなじ。卷一三八にはこのこと同じ文字にてかけり。この語の事は屢いへり。

○吾王 上二〇二に「我王」とかけるにおなじく「ワガオホキミ」なり。舊訓「ワガオホキミノ」とよみたれど、「ノ」を加へず、下と同格として重ぬべきこと、卷一四五の「八隅知之吾大王、高照日之皇子」以下に例多し。

下に例多し。

○高光 舊訓「タカテラス」とよみたれど、文字のままに「タカヒカル」とよむべきこと本卷一七一の「高光我日皇子乃萬代爾國所知麻之島宮婆母」の條に既にいへるが、その語例は古事記に少からざることもいへり。意は天に光るの義にして、「日」の枕詞なり。

○日之皇子 舊訓「ヒノワカミコハ」とよみたるが、卷一四五以後屢いへる如く、「ヒノミコ」とよむべきなり。その意は日の神の御子の義にして、天皇をも皇子をもさし奉れるが、ここは弓削皇子をさせり。

○久堅乃 「ヒサカタノ」既にいへる如く、天の枕詞なり。

○天宮爾 舊訓「アミノミヤニ」とよめり。神田本には「アマツノミヤニ」とよみたるが、童蒙抄は「ミソラノミヤニ」とよみ、考に「アマツミヤニ」とよめり。これは「安麻都美豆」卷十八、四一二二「阿麻豆可未」續紀十五、聖武御製等の例によりて考の説の如くよむをよしとす。

○神隨 「カムナガラ」とよむ。かくよむことは卷一五〇の「神隨爾有之」の下にいへり。この語の意は卷一三八の神長柄の下にいへる如く、神そのまゝの意にして、神にましますまゝに、又はもとより神とましますが故にといふ意なり。皇子は神孫にましますが故にかくいへり。

○神等座者 「カミトイマセバ」とよむ。この「ト」といふ助詞は資格を示すものとして神として座せばといふことなり。これ弓削皇子の薨去まししを神さりたまひしといへるなり。

○其乎霜 舊訓「ソレチシモ」とよめるを考に「ソコチシモ」と改めよめり。按ずるに萬葉集中には

「ソナ」ソコチの例は見ゆれど「ソレヲ」といへる假名書の例は見えねばこの頃にかゝる詞遣ありしか否か疑ふべし。されば五音なるにたよりて「ソコチシモ」とよむべきか。この詞遣の例は本卷一九六の歌のうちに「一云所己乎之毛」といふあり、又卷十七三九九三に「曾己乎之母字良胡非之美等」四〇〇六に「曾己乎之毛安夜爾登母志美」などあるが、いづれも趣似たれば、このよみ方をよしとすべし。さてその「そこ」といふ語はソノ點といふ程の事なりとす。「シモ」は強く指定していふ助詞なり。その神上りまししことをさしていへるなり。

○文爾恐美 「アヤニカシコミ」とよむ。考には恐は悲の誤かといひ、檜婦手には之を可として「アヤニカナシミ」とよめり。然れども、かくかける本一もなきのみならず、恐みにて意よく通れば、改むるに及ばざるなり。「アヤ」に云々の語は上「一五九」に「綾哀」二六二に「味凝文爾之寸」又「一九九」に「言久母綾爾畏伎」などの例にある如く、讚嘆の意をあらはす副詞にして、今いふ言語道断といふほどの意なること既に屢いへり。「カシコミ」は恐れ多く思ふことなり。

○晝波毛 「ヒルハモ」とよむ。童蒙抄に「アクレバモ」とよめるは五音にせむとての案なるべけれども、晝を用言によむべき例も理由もなく、又かく四音を一句とせるは例多きのみならず、既に「上」一五五に「晝者母日之晝」といへるあり、又下「二一〇」にも「晝羽裳浦不樂晚之」卷三三七二卷五八九七などにおなじ趣の語あるが、いづれも古來四音によみ來れり。この「ハモ」は係助詞は「の下」に更に係助詞「も」の添へるにて、その場合には下の「も」は上の「は」を重くあらはさむ料として軽く添へたるなり。

○日之晝 舊訓「ヒノツキ」とよみたるが、代匠記には「ヒノコトゴト」とよみ、童蒙抄には「ヒノクル、マデ」とよみたり。童蒙抄の説の起る所は諒解しうれど、晝を「クル、マデ」といふ語にあてたりとは考へられず。又「ヒノツキ」とよみては語をなさず。契沖の説をよしとす。卷三に「國之晝」(三二二)人乃晝(四六〇)などかけるみなこの例によむべきなり。「コトゴト」の意はいふまでもなく、ことごとくの意なるが、ここにては日數の限り、又ことごとくの日といふ程の意に解すべし。

○夜羽毛 「ヨルハモ」とよむ。童蒙抄又「クルレバモ」とよみたれど、隨ふべからぬことは「晝波毛」の場合におなじ。その意も亦「ヒルハモ」に准じて知るべし。

○夜之晝 舊訓「ヨノツキ」とよみ、代匠記に「ヨノコトゴト」とよみ、童蒙抄「ヨノアクルマデ」とよみ、萬葉考に「ヨノアクルキハミ」とよみたれど、代匠記の説をよしとすること上におなじ。

○臥居雖嘆 「フシキナゲケド」とよむ。臥居は或は臥し或は居て、さまざまに心をなやますさまをいへるなり。卷十一九二四に「大夫之伏居嘆而造有四垂柳之纏爲吾妹」とあるも同じ趣なり。さまざまにして嘆けどもなり。

○飽不足香裳 「アキタラムカモ」とよむ。「アキタル」といふ語は新撰字鏡に「嫺字の訓に阿支太留」と注せり。これは今もいふ語にして心に満足することをいふなるが、萬葉にての他の例を少しくあげむか、卷五八三六に「烏梅能波奈多乎利加射志豆阿蘇倍等母阿岐太良奴比波家布爾志阿利家利卷六九三一」に「今耳二秋足目八方」卷十九四二九九に「年月波安多良安多良爾安比美禮騰安我毛布伎美波安伎太良奴可母」などあり。即ちここはその心を十分に満足しえぬとなり。

「カモ」は嘆息の意を寓せる助詞なり。

○一首の意　すなほに明かなり。わが親しみ仰ぎ奉りし弓削皇子が神上りまして天つ宮に神として鎮まりませば、その事をば深く恐しと思ひ奉りて、晝は終日夜はよもすがら毎日毎夜臥しつ居つ立居も安からぬほどに心をなやまし嘆き奉れど、この悲しみの心を十分にはらすことなきよとなり。考に「これは古語をもていひつゞけしのみにして、我歌なるべきことも見えず。そのつゞけに略きたるところは皆ことたらずして拙し」と評せるが、かく悪評を受くべき歌のさまにも見えざるなり。眞淵翁の如何に思ひてかくいはれけむ、いぶかし。われはこの歌詞あさはかなる如くにして意はこまやかなりと見たるはひがめか。識者の教を俟つ。但この歌の在り所は古來多くの學者の論ずる如く正しからずといふべし。そは如何といふに、弓削皇子の薨去は、上の但馬皇女の薨去より九年前の事なればなり。これによりて、古義の如く置き所を改むる如き學者もいでたるが、考の悪評も大かたかゝる事に根ざせるが如くに思はる。されど、歌の位置の不合理が、歌の實質の批評にまでも影響すべきものにあらざるべし。さてこの藤原宮のあたりは年次の亂れ多くしてこゝにのみ限るべからず。この事は、卷一にても見たることなればなり。按ずるに萬葉集中この二卷は最も整へる如くなれど、なほ嚴撰せるものにあらねばこそかゝる錯亂もあるなれ。これによりて歌の意の上にも、かくの批評を下し、又は歌をおきかふるが如きことは角を矯めて牛を殺すの諺にも似たらむ。ただ、その事實を明かにして讀者の注意を喚起しおくに止むべきのみ。

反歌一首

(二〇五)

王者、神西座者、天雲之、五百重之下、爾隱賜奴。

○王者「オホキミハ」とよむ。「王」を「オホキミ」とよむこと上にいへり。而して「オホキミ」は天皇をさすを本體とする語にして、轉じて皇族をもさし奉れるなるが、こゝは弓削皇子をさし奉れり。

卷三卷頭の歌(二三五)に「王者神西座者、天雲之、雷之上、爾廬爲流鴨」とあるを参考とすべし。

○神西座者「カミニマシマセバ」とよむ。「西」は「ニシ」といふ助詞をあらはすにかれり。「シ」は強めの爲に加へし助詞にして「神ニマセバ」といふ事なり。「神ニマセバ」の「マス」は「アリ」に代ふる敬稱語なれば「神ニアレバ」の義なり。而してその「ニ」助詞は賓格を示すものなれば「神ナレバ」といふにおなじ。これは皇子は今や神にましませばといふなり。

○天雲之「アマグモノ」とよむ。この語は上にもありて例多きが假名書のものにては卷十四「三

四〇九」に「伊香保呂爾安麻久母伊都藝卷十九、四二九六」に「安麻久母爾可里曾奈久奈流等」なり。

○五百重之下爾　舊訓「イホヘノシタニ」とよめり。萬葉考は「下」は「上」の誤とせるが、本居宣長はもとのままなるをよしとせり。その説に曰はく「考に下を上と改められたるは僻事也。下は裏にてうちと云に同じ。うへは表なれば違へり。表に隠るゝと云ことやはあるべき。上下の字にのみなづみて表裏の意をわすれられし也」といへり。「玉の小琴」この説もやゝ極端なるが、上といふも下といふも心のおき處の差にていづれを誤ともいひがたし。これにつきては

攷證に例をあげて曰はく、本集十一丁七に吾裏紐云々(二四一三)また八從裏戀者云々(二四四一)十二丁に裏服矣云々(二八五二)など裏をもしたとよめるにてもこゝの下は裏の意なるをしるべしといへり。五百重は八重といへるよりも甚しく無數に重なりたるをいへるなり。

○隱賜奴 舊訓「カクレタマヒヌ」とよみたるが、略解の如く「カクリタマヒヌ」とよむをよしとす。

「カクル」は今専ら下二段活用にも用ゐるれど、古は四段活用にも用ゐるしにて四段活用の方古語たるべきことは上の「一六九」の「隱良久惜毛」「一九九」の「磐隱座」の下にいへるが如し。

○一首の意 皇子は神にたまはせまれば、天雲の五百重重なれるうちにかくれ給へりとなり。このうちに現身をもてるわれらの隨ひ奉ることを得ぬ嘆を含めたり。

又短歌一首

○これにつきて考には別の書の歌なるべしといひ、古義にはこの五字削るべしとせり。その理由とする所は「右の反歌の一本ならば或本歌と載べし、又と書たることいかゞ」といふにあり。然れどもこれは攷證に「又」とはまへの端辭の弓削皇子薨時置始連東人作歌とあるをうけて又そのをりのといへる意、短歌はまへの長歌にむかへいへるによりて短歌とはしるせるにて、たゞの歌といふ意なればこゝを前の長歌の反歌といふにあらで、かの弓削皇子の薨給へる時別によめるたゞの歌といふ也といへるが本意を得たるものといふべし。さてこの歌作者誰人が明記せず。されど、その「又」とあるを上如く釋するときは同人の作なる由なることは殆ど疑ふべからざるが如し。

神樂波之、志賀左射禮浪敷布爾、常丹跡君之、所念有計類。

○神樂波之 「ササナミノ」とよむ。「神樂をササ」の語にあつる事は卷二二九の「樂浪の下にいへる如く神樂を古佐々」といひしによる。釋日本紀卷二十四)なほ委しくはば「佐々」は神樂の囃詞なれば卷七一三九八に「神樂聲浪」とかけるを最も委しとす。而して卷二二五四には「神樂浪」とかけるが、ここはその「浪」と「波」とのかはれるのみなり。さて「ササナミ」は枕詞にはあらで地名にして近江の滋賀郡より高島郡にかけての一帶の地を含めりと見ゆること卷二二九の下にいへるが如し。

○志賀左射禮浪 「シガサザレナミ」とよむ。「ササレナミ」とよむ人あれど、射は元來濁音なれば「ザ」とよみて不當なるにあらず。「さざれ石」などの例に同じくよむべきものなり。この「志賀」は卷一三二の「左散難彌乃志我能大和太」といへる、かの湖をさせるものにして「さざれ浪」とは卷十二三〇一二に「登能雲入雨零河之左射禮浪」、卷十三三二二六に「沙邪禮浪浮而流長谷河」、卷十七三九九三に「佐射禮奈美多知底毛爲底母」とあるものにおなじく、細かなる浪なり。こまかきものに「さざれ何」といふは卷十四三四二に「佐射禮伊思爾古馬乎波左世氏」とある、「サザレイシ」は類聚名義抄に「磔」の訓としたるにても知るべし。「志賀さざれ浪」とは志賀の湖に立つさざれ浪といふ義なるが、面白きいひざまにして、古語の妙かくの如き所にも存すといふべく、卷三人麿の歌

(二六六)に「淡海乃海夕浪千鳥」といへるにも趣通へり。さてこの「サザレ浪」は「シクシクニ」を導く序とせるなり。

○敷布爾 舊訓「シクシクニ」とよむ。古寫本「シキシクニ」とよめるものあり、童蒙抄には「シキシクニ」又「ウツタヘニ」とよみたり。さてこの文字を「ウツタヘニ」とよまむは根據なき所なれば從ひ難し。「敷」も「布」も「シク」といふ動詞にあたるものなれば、文字のままならば「シキシク」とも「シキシク」とも「シクシク」ともよまれざるにあらず。されど、そのいづれにしても當時行はれし語をあらはせるものなるべければ、他に確證あるものによりてそのいづれによるべきかを決すべきなり。かくて考ふれば、卷十七「三九八六」に「之夫多爾能佐伎能安里蘇爾與須流奈美伊夜思久爾伊爾之弊於毛保由」又「三九八九」に「奈吳能宇美能意吉都之良奈美志苦思苦爾於毛保要武可母多知和可禮奈波」とあるはこれ浪の縁によりて、下に「シクシクニ」といへるにて趣似たり。而して「ニ」なくして「シクシク」といへる語は例甚だ多くして、その假名書の例は卷十七「三九七四」に「宇流波之等安我毛布伎美波思久思久於毛保由」卷二十四「四四七六」に「之久之久伎美爾故非和多利奈無」などあり。しかるに「シキシクニ」又は「シキシクニ」と假名書にせるもの一も見えねば、「シクシクニ」とよむをよしとすべし。さてこの語は如何なる構造にして如何なる意を示すかといふに、これは「シク」といふ動詞の終止形を重ねて、情態の副詞の如き用をなすに用ゐたるものなり。かかる例は古語に多く「比可婆奴流奴流和爾奈多要曾爾」卷十四「三三八八」可久須酒曾宿奈莫那里爾思於久乎可奴加奴」卷十四「三四八七」などみなぬる「すかぬ」といふ動詞の終止形を重ね用ゐたるものにして、この形式によれるものは「かへすかへす」「ますます」「なくなく」「はふはふ」「みすみす」「みるみる」「ゆくゆく」など今日の語にも多きなり。かくしてその語に更に往々に「助詞」を添へて用ゐることあるは、ますますに「なごいふ語」にても知るべし。さてこの「シクシク」は如何なる義なるかといふに、この語はこの例の如く多く浪の縁にいへることは上にあげたる他の場合にも見るべくなほ集中に例多し。而して卷十一「二七三五」に「住吉之城師乃浦箕爾布浪之」二四二七「是川瀬瀬敷浪布布」など見えたるが、布「敷」はよみをかりたるまでの字にして又日本紀垂仁卷に「重浪」とかけるをも古來「シキナミ」とよみ來れるが、この語は新撰字鏡に「沓沓」文選海賦に「沓沓」とあるものの顛倒か。に注して「波浪相重之貞之支奈美」と見ゆるにて明かなる如く、浪の相重り至るを「シク」とはいへるなり。されば「シクシク」は引きつづき重なり至ることにして、上に「さざれ浪」をおきてその縁にかくいへるも道理あることといふべし。さてかく引きつづき波の重なり至る意よりして「常」といふ語を導く形容の語の如くに誤解せられ易けれど、これは下の「思ふ」といふに「かかりてその修飾格とせるものなり」。

○常爾跡君之 「ツネニトキミガ」とよむ。考には「トコニト」とよみたれど「トコニ」といふ語は古今に例なきものなれば、從ひ難し。「ツネニ」の例は集中に少からず。卷五「八〇四」に「余乃奈迦野都爾爾阿利家留」卷二十四「四九八」に「伊蘇麻都能都爾爾伊麻佐爾」などそれなり。その語の意は不「斷」といふに近し。「常ニト」とある「ニ」と「ト」の間には然るべき語を略せる筈なり。その略せるは歌全體の意によりて推すべきなり。「君が」はここにては主格なること疑なければ「君が常

に……と所念有計類といふ意なるべきが、下句に異説あれば、それを決するまでは「に」との間の略語の意は計りがたし。

○所念有計類 舊訓「オボシタリケル」とよみたり。意義はそれにてよみたるが「オボス」といふ語は「オモホス」を約めたるものにして、平安朝の形と認めらるるものなれば、このよみ方に用ゐるはよからず。代匠記は「オモホエタリケル」とよみたるが、玉の小琴は「オモホセリケル」とよみたり。代匠記のかくよめりしは「東人がみづからの心を述たるなり」といふ解釋より出でたるものなるが、かくする時は上の「君が」はこの句に對しての主格にあらずして、常に主格となるべくして「常に」との解釋にも差を生ずべし。然るにかく、常に「君が」といふ形を以て「君が常に」といふ形の置きかへとするが如き語法は未だかつて例なきことなれば、従ふべからず。かくして「君が」はこの句の主格とする時は「オモホエタリケル」とよまむ時に、その「オモホエ」は敬意と見るより外に解釋の方法なかるべし。而して、この頃に「オモホユ」といふ形を敬語としたる例を見ず。これを敬語とする時は「オモホス」の外あるべからず。而して本集中「所思」所念を「オモホス」にあてたること例多ければ、ここは「オモホセリケル」といふ玉の小琴のよみ方に従ふべきなり。かく考ふるときに、君が常に「おはしまさむ」と思ひ給ひしことよといふ如き意になりてはじめて略語の意を推すを得し。さて又ここに、この句は明かに「ケル」といふ連體形を以て終止せるに、上にそれを導くべき特別の係助詞なし。されば、これ尋常の終止の法にあらず。これは所謂餘情の終止にして、詠嘆の意をこれによりて寓しあらはしたるなり。

○一首の意 初二句は第三句「シクシクニ」の序にして、わが君は常に斷えずこの世に御座しまさむとしくしくに、屢おもほしましけむものを。今はその御志も違ひて薨じ給へるくちをしさよとなり。

柿本朝臣人麿妻死之後泣血哀慟作歌二首并短歌

○柿本朝臣人麿 この人の事卷一二九の歌以下に屢見えたり。

○妻死之後 古義に「メノミマカリシノチ」とよめり。これも悪しきにあらねど「メノスギニシノチ」ともよむべし。意は明かなり。然るに考はこの「妻死之後」以下を削り、その傍に加へて「所竊通娘子死之時悲傷作歌」とし、さて曰はく、

ここに今本には柿本朝臣人麻呂妻死之後泣血哀慟作歌二首并短歌とのみ有は端詞どもの亂れ失たるを後人のころもて書しものぞ。仍て今此一二卷の例に依て、傍の言をなしつ。其のゆるはここの二首の長歌の意、前一首は忍びて通ふ女の死たるをいたみ、次なるは兒さへありしむかひ妻の死せるをなげける也。然れば、前なるをも妻とかきて同じ端詞の下に載べきにあらず。又益なく泣血云々の言をいへること、此卷どもの例にたがへり。なまなまなる人のさかしら也。

といへり。かくて檜孀手は全くこれに従ひて端詞を改めて次の如き論を爲せり。

此端書本に……(原本の端書とて並べ出したれども、此二首の長歌によみたるにはあらず。

此一首は人麿主年弱き時、京に在ししほど、忍びて通ひし女の死けるを悼めるうた也。次なるは石見より歸京の後、嫡妻の死けるを悲める歌也。故にこたび端書を正し改めて別にせり。

といへり。これは、まさしく考の説に基づきてしかも更にその説を進めてそのよみたる時に前後ありとまでにいへるなり。略解は、さすがに端詞を改むることなけれども、なほその意につきては、

此二首の長歌の意前一首は忍びて通ふ女の死たるをいたみ、次なるは子さへなしたる嫡妻の死たるをなけくと見ゆ。

といひて、考の説に従へるなり。攷證も亦

人麿の妻の上攷證二にあげたる考別記の説のごとく、前後四人の中に二人は嫡妻、二人は妾とおほしき也。ここなる二首の歌の前一首は妾のちの一首は妻の失たるをかなしまれし歌と見えたり。さて考に、この端詞を柿本人麿所竊通娘死之時悲傷作歌と改られしは誤り也。いにしへは、おほどかにして、妻をも妾をも、おしなべてつまとはいひしなれば、ここに妻をも妾ともに、妻と書て二首の端詞を一つにてもたしめしなり。

といへり。その趣旨は略解と一なるが、委しく論ぜるを異なりとす。古義の説もながけれど、大體攷證と趣同じきものといふべし。註疏、美夫君志また簡單なるが、攷證、古義の説と歸を一にせり。按ずるに、考の端詞を改めたるは武斷に過ぎて後の諸家一も賛成するものなきが如

く従ふべからぬは當然の事なり。然れども、ここに長歌一首短歌二首の各二重になりをるによりて、二人の妻妾ありしが爲なりとする事は以上の諸家のすべて一致する所なるは頗るいぶかしき事といふべし。この詞書のままならば、二人の妻又は妾を吊へりといふ事は考ふべからず。又前の歌には忍びて通ふ女のさまにいひ、後の歌には子をもてる女のさまにいひたりといふことは二人の妻妾を別々にうたへりといふ事の證になるべきことなりや。かかる事は全然無稽の論にして、決して従ふべきものにあらず。今先づ卷一卷二を通じて人麿の作歌の傾向を見るに、その短歌又長歌に於いて、一首のものよりも、二首以上の連作のもの多きを見る。即ちその短歌一首のものは、この卷の柿本朝臣人麿在石見國臨死之時自傷作歌三三三一首のみにして、他は反歌を伴へる長歌若くは短歌の連作なり。而してその短歌の連作も卷一の幸伊勢國之時留京柿本朝臣人麿作歌三四〇、四一、四二の一團のみにして、他は長歌なり。而してその長歌も一首なるものと二首の集團なるものとあり。さて又その長歌一首なるものも反歌を伴はざるはなく、しかも、その伴はれたる反歌の一首に止まれるは卷二の柿本朝臣人麿献泊瀬部皇女忍坂部皇子歌一首并短歌一九四、一九五の一團のみにして、他は二首若くは四首の反歌を伴へるものなり。その反歌二首を伴へるは卷一の過近江荒都時柿本朝臣人麿歌三一九、三〇、三一の一團、卷二の日並皇子尊殯宮之時柿本朝臣人麿作歌并短歌二六七、二六八、二六九の一團、明日香皇女木庭殯宮之時柿本朝臣人麿作歌一首并短歌一九六、一九七、一九八の一團、高市皇子尊城上殯宮之時柿本朝臣人麿作歌一首并短歌一九九、二〇〇。

「二〇一」の一團、「吉備津采女死後柿本朝臣人麿作歌一首并短歌」(二一七)「二一八」「二一九」の一團、「讃岐狹岑鳥視石中死人柿本朝臣人麿作歌一首並短歌」(二二〇)「二二一」「二二二」の一團にして、卷一の輕皇子宿于安騎野時柿本朝臣人麿作歌一首並短歌四首(四五)「四六」「四七」「四八」「四九」は長歌一首に反歌四首あるものなり。次に長歌二首の集團なるものにも二の種類あり。一は各の長歌が各一首づつの反歌を伴へるものにして、卷二幸于吉野宮之時柿本朝臣人麿作歌にして「三六」「三七」「三八」「三九」これはその詞書に明かにかかる形式なるを示せり。而して目錄はこれの下に「二首并短歌二首」と記してそが一團たることを明かに示せり。而して左注も亦これを一團として取扱へるなり。次に、他の一類は各の長歌が各二首づつの反歌を伴へるものにして、これはこの卷相聞中なる柿本朝臣人麿從石見別妻上來時歌二首并短歌」と端詞を置けるものこれなり。即ち「三一」「三二」「三三」「三四」「三五」「三六」「三七」の一團これなり。而してその間なる「三四」は、「三三」に對する或本の説にして、「三八」「三九」は、「三一」「三二」「三三」の一團に對する或本の説たるなり。これによりて考ふるときは、今のこの歌は端書に二首并短歌」と記せる如くまさしく「二〇七」長「二〇八」反「二〇九」長「二一〇」長「二一一」反「二一二」反の形式にしてかの卷二の「三一」乃至「三七」の集團と同一形式のものにして決してここにはじめて特別の例を見るものにあらずして、人麿の長歌に存する著しき傾向たること明かなるにあらずや。今なほ念の爲に、その統計表を次に示すべし。

卷一二所載柿本人麿作歌一覽表

短歌一首のみもの	短歌三首連作のもの	長歌一首反歌一首のもの	長歌一首反歌二首のもの	長歌一首反歌四首のもの	長歌一首反歌一首を二つ合せたるもの	長歌一首反歌二首を二つ合せたるもの
<p>卷二 臨死時 一一三三</p>	<p>卷二 四四四〇 二</p>	<p>卷二 長一九四 反九五</p>	<p>卷二 長六六六 反六六六 長九九九 反九九九 長七七八 反七七八 長八七八 反八七八</p>	<p>卷二 長四五 反四五 長四六 反四六 長四七 反四七 長四八 反四八 長四九 反四九</p>	<p>卷二 長六 反六 長七 反七 長八 反八 長九 反九</p>	<p>卷二 長三三三三三三 反三三三三三三 長二二二二二二 反二二二二二二 長一一一 反一一一 長〇〇〇 反〇〇〇</p>

以上の如くなれば一の事項に對して二個の長歌(各反歌を伴へる)の集團を以て詠ぜしことは人麿の歌の著しき傾向なることは疑ふべからざるものなり。然るに從來の學者何が故にかかる視易き事實を見ずして、二個の長歌あるが故に二人の死をうたへりとせしにか。若しこの論法を以てせば、かの石見國より上りし時も二回ありしものとせざるべからず、吉野離宮にてよみしも二回ありしものとせざるべからざる道理なるにあらずや。然るに、上の如き説をとれる學者は、その所には何事もなく経過し來りてここにてかく論ずるものは、條理一貫せざるものといふべし。而してかくの如き誤れる觀察を基として、或は同時に妻と妾とありといひ、或は妻四人ありと論じ、はては古來正しくつたはれる端詞を「なま〜」なる人のさかしらなり」と罵るが如きは古人を誣ふるものといふべし。ただここに多少問題となることは前には「輕の道」といひ、後に「羽買の山」といへる地名の相違なるが、これはその妻の生地と葬地との別なればこれ亦問題なかるべし。この故に余は、これは一人の妻の死を傷める一回の詠なりと信ず。その二首の長歌を以てせるものは、かの短歌の連作、又反歌の連作と同一の傾向にして、その二首にて一の意を完くするものなりといふを憚らざるなり。而してこの後に依羅娘子の歌あればこの死せしは前妻なりしことはいふまでもなし。

○泣血哀慟作歌　これをも考に此巻どもの例にたがへりと批難せれど、この前の歌の詞書に「悲傷流涕御作歌」といひ、この巻の最後の歌の詞書に「悲嘆作歌」といひ、この巻(二七一以下)の皇子尊舍人奪動作歌その前(一六五)に「哀傷御作歌」又見結松哀咽歌(一四三)など大同小異といふべきも

のにして、これを批難せば、それらも又議せらるべき筈のものなり。而していづれの古寫本もかくあれば、之を改むるには及ばざるべきなり。さて之は契沖はいさちいたみて」とよめるが、古義はただ「かなしみよめるうた」とよめり。さて「泣血」の熟字は詩小雅、雨無正章に「鼠思泣血」と見え、易の屯卦に「上六乘馬班如泣血漣如」と見えたるが、その義は韓非子、下和篇に「和乃抱其璞而哭於楚山之下三日三夜泣盡而繼之以血」とあるによりて知るべし。古今集などに「血の涙といへるはこの事をいへるなるが、ここは如何によむべきか、なくことの甚しきをいへるなれど、これにあたる國語なければ、たゞ「なく」にてよかるべしと思ふ。若し契沖の如くいはいはむとならば「なきいさち」といふべし。この語は古事記にのみ見ゆる語なるが、たゞ「いさち」とはなくて必ず「なき」とつづけ用ゐるたればなり。「哀」は「アハレム」「カナシム」「慟」は「ナグク」「イタム」「カナシム」などの訓あるその二字を以て「カナシム」の訓にあてたるものなるべし。卷十六卷初の歌の詞書にも「其兩壯士不堪敢哀慟血泣漣襟各陳心緒」とあり。

○短歌　古寫本多く小字にせり。

(二〇七)

天飛也、輕路者、吾妹兒之、里爾思有者、懃欲見騰、不止行者、人目乎多見、眞根久往者、人應知見、狹根葛後毛、將相等、大船之思、憑而、玉蜻磐垣淵之、隱耳、戀管在爾、度日乃晚去之、如照月之、雲隱如、奧津藻之、名引之、妹者、黃葉乃過伊

去等玉梓之使乃言者梓弓聲爾聞而一耳聞而將言爲便世武爲便不知爾聲耳乎聞而有不得者吾戀之千重之一隔毛遣悶流情毛有八等吾妹子之不止出見之輕市爾吾立聞者玉手次畝火乃山爾喧鳥之音母不所聞玉梓道行人毛獨谷似之不去者爲便乎無見妹之名喚而袖曾振鶴

或本有謂之名耳聞而有不得句上

○天飛也「アマトブヤ」とよむ。この語は卷四五四二に「天翔哉輕路從卷十一」二六五六に「天飛也輕乃社之齋槻」の如く「かる」の枕詞とせるものなるが、そは元來「かり」の枕詞なるものにして卷十「二二三八」に「天飛也鷹之翅乃覆羽之」とあるを正しとすべきなるが、その「カリ」を轉じて「かる」といふ地名にかけてその枕詞としたるものなり。也は「たかゆくや」はやふさわけ「たかしかるや」ひのみかけ「いはみのや」「あふみのや」などの「や」におなじき間投助詞なり。

○輕路者 舊本「カルノミチヲハ」とよめり。玉の小琴に「カルノミチハ」と六言によむべしといへり。「者」一字を「ヲバ」とよむことは無理なる上「ハ」のみにても「ヲバ」の意に用ゐること古今例多きことなるが故に本居の説に従ふべし。この「輕」の路は上にひける卷四の歌に「天翔哉輕路從玉田次畝火乎見管」とあり、又古事記に懿德天皇の宮城を「輕之境岡宮應神天皇の宮城を「輕島之明宮應神天皇卷に「輕之酒折池又垂仁天皇卷に「倭之市師池輕池」といふあり。日本紀にも又屢見

ゆる地名にして、推古天皇の卷には皇夫人鹽媛を檜隈大陵に改め葬りし時輕街に誅しまつりしことをいひ、又天武天皇の卷には輕寺の名見ゆ。本集にては上にあげたる「輕路」「輕乃社」の外に卷三三九〇に「輕池あるのみならず、この歌に「輕市」とも見ゆ。これらによりてこの地は社あり、寺あり、市あり、大路あり、又池ありし地にして、畝傍山に遠からず、又檜隈に接せし地なりしことは疑ふべからず。さてその輕寺といふはもと大輕村にありしが今は廢寺となれりといへり。その大輕村は今の白檀村の地内にあるが、ここを大輕といふに照して考ふれば、輕といふ總名をもてよばれし地はなほ廣くしてこの附近をも含みしならむ。辰巳利文氏は今の大字五條野、石川、見瀬ありにまで延びてありしならむといはれたるが、恐らくは然らむ。「カルノミチ」とは、輕の地内の道路をも、又輕に行く道路をもいふべし。諸家必ず一方にかたよせむとするはいかゞなり。ここは理窟上よりいへば、輕は「吾妹兒之里」にしてその道を「不止行者云々」とあるべきを約めていへるなること新考の説の如し。

○吾妹兒之「ワギモコガ」とよむ。この語卷二四四七三などにいへり。ここはその死せる妻をさせり。

○里爾思有者「サトニシアレバ」なり。「シ」は強めて指したる助詞なり。この里はその妻の本つ家のある里をいふなり。今も嫁又鞆のその生家を里といふは古の名殘なり。この卷一〇三に「吾里爾大雪落有、大原乃古爾之鄉爾落卷者後」又卷三二六八に「吾背子我古家乃里之明日香庭」などあり。

あげたるはこれによりて「子モコロ」といふ語の意義を知らむと欲するが故なり。按ずるにこれが語源には多少の説なきにあらねど、首肯すべきものを見ず、又今の「ねんごろ」といふ語の基たるは明かなれど、今の義と必ずしも一ならねば、結局は實例によりて考ふる外あるまじきなり。今上の諸例を通じてその用ゐる場合を概括して見るに、

- ニオモヒムスボレ (十八、四一一六)
 - ワレモアヒオモハズアレヤ (四、七九二)
 - オモヒテムスビテシ (七、一三二四)
 - ニカタモヒスレカ (十一、二五二五)
 - ニヤマズオモハバ (十二、三〇五三)
 - ニオモフワギモテ (十二、三一〇九)
 - ニワガモフキミハ (十三、三二九二)
 - ワレハオモヒタルラム (十二、三〇五四)
 - ワレハカタモヒニシテ (十一、二四七二)
 - ゴロニワガモヘル妹ニヨリテハ (十三、三二八四)
- の如く「オモフ」といふ語に關するもの最も多く、次は
- ニコヒヤワタラム (十一、二四八六或本歌)
 - ニナコヒソヨトヅ (十七、四〇一七)

- ココロツクシテコフルワレカモ (四、六八二)
- イモニコヒニシ? (十一、二七五八)
- ニワレハゾコフル (十二、三〇五一)

の如く「コフ」といふ語に關するものあり。又

- ミレドアカヌキミカモ (九、一七二三)
- ミマクホシキミカモ (四、五八〇)

の如く「ミル」といふ語に關するものあり。又

- ニキミガキシチ (四、六一九)

の如く「キク」といふ語に關するものあり。又

- ニワレヲタノメテアハザラメカモ (四、七四〇)
- ニオクヲナカネソ (十四、三四一一)

の如く「約束スル」意の語に關するものあり。又

- カカル戀ニハアハジ (十一、二三九三)

の如く、特別にかゝる語なく、下の句全體に關するものあり。以上は心情に關せる意をあらはせるものなるが、必ずしも然らざるなり。即ち

- 君ガ結ビテシ我ガ紐ノ緒 (十一、二四七三)
- ゴロニフリオク白雪 (二十、四四五四)

の如く紐を結ぶこと「雪のふること」「日の照ること」にもいふを見れば、吾人の今日いふ「ねんごろ」といふ語とは異なる意味を有してありしものならむ。然れども、又その「思ふ」「戀ふ」又約束する意のものにては今の「ねんごろ」に似たる點もありしことは想像に堪へたり。されば、この頃の「ねもころは以上すべてに通じうる意のものなりしならむか。然れども、その意を捕ふるは容易ならざるを以て、更に古「ねもころ」とよまれたりしならむと考へらるゝ「ねんごろ」といふ語を以てあてられたる漢字を見るに、上來あげしものの外に、色葉字類抄には

苦。寧。切。恩。丁。寧。鄭。重。懇。切。一。心

を見、類聚名義抄には

僧。丁。寧。渴。鄭。恩。思。恰。寧。困。苦。辱。剋。欽。酸。投。闕。藺。力。甘

等あり。されば、古の「子モコロ」といひしには今いふ「鄭重」「丁寧」などの意もありしならむ。又されば、「子モコロ」は「懇切」「丁寧」「鄭重」「懇切」のすべてに通ずる意あるものなるべく、又「困」「苦」「酸」「力」などの字をよめるを見れば、力を盡し「身心を苦むる」意もありと見らるべく思はる。而してそは、主觀的のみならず、客觀的にも通じていへるものなれば、主觀的には「力を盡し、身を苦め、心を盡し、至らざる所なく十分なる意にして又かの字典に注せる、委曲文選の注の、忠款詩經の注の、篤厚の意を共通してもてるものなれば、客觀的には徹底的「普遍的」といふ程の意ありと見るべき

ものなり。ひきくるめていへば、十分に……といふ語を基として主觀客觀兩界に之をあてて前のいづれかの意に照して釋すべきなり。

○欲見騰 舊訓「ミマクホリスト」とよみたるが、童蒙抄には「ミマホシケレド」とよみ、考に「ミマクホシケド」とよめり。さて「ミマクホリスト」とよむときは、勲に見たしとての意となれば、意味通らぬにはあらねど、不十分なり。されば「ミマホシケレド」「ミマクホシケド」の二者のうちなるべし。この二者意は同じけれど、語に新古あり。「ミマホシ」といふ語は「ミマクホシ」と同じ意なれど、その約まれるものなるべくして平安朝以後に例多く、萬葉集時代の文献に例を見ざれば、從ひがたし。されば考の說に従ふべきが、この語の例は卷六、九四六に「深見流乃見卷欲跡」など書けるが、「ホシケド」といふ語の例は、古事記下、仁徳卷に「波斯多豆能久良波斯夜麻波佐賀斯」本集卷五、八〇四に「多摩枳波流伊能知遠志家騰世武周弊母奈斯」卷十七、三九六二に「多麻伎波流伊乃知乎之家騰」三九六九に「多麻伎波流伊能知乎之家登」などにて推すべし。即ち、これは「ミマクホシケレド」の約まれるなり。「ミマクホシ」とはみむことのほしきなり。

○不止行者 舊來「ヤマズユカバ」とよみたるを、考に「ツ子ニユカバ」と改めたるが、玉小琴は舊訓をよしとせり。按ずるに「不止行」を三字一團として「ツ子ニユク」と義訓し得ることあらむも、「不止」を「ツ子ニ」とよまむは無理なり、其の上に卷十四、三三八七に「可都思加乃麻末乃都藝波思夜麻受可欲波牟」三七六六に「之多婢毛爾由比都氣毛知豆夜麻受之努波世」といふ假名書の例あり、又卷十二、三〇五五に「山菅之不止而公平念可母」三〇六六に「山菅之不止八將戀命不死者」とあるはそ

の枕詞の關係よりして「ヤマズ」とよむべきものなるを確定的に示せるものなり。「やむ時なく」の意にして不斷の字あつべく、今の俗語に「たえずゆくなどいふたえずにおなじ」。

○人目乎多見 「ヒトメヲオホミ」とよむ。卷十二「二九一〇」に「心者千重百重思有杼人目乎多見妹爾不相可母」とあるを以てその心を知るべし。人目は上「一七〇」にいへり。人目を多しと思ふによりてなり。多くの人の目にかかるが厭はしきによりてといふ意なり。

○眞根久往者 「マチクユカバ」なり。「マチク」といふ語の例は卷一「八二」の「うらさぶる心さまねし」の下にもいへるが、なほ卷四「七八七」に「如夢所念鴨愛八師君之使乃麻禰久通者」卷十七「四〇一二」に「矢形尾能多加乎手爾須惠美之麻野爾可良奴日麻禰久都奇曾倍爾家流」などの例あり。この語は卷一に既にいへる如く、くしきの活用をなす形容詞にして、物事のしげく多きをいふ意のものなるが、具體的にはその所々にあてて釋すべく、ここはその事の度々あるをいふ意のものにしてしげく度々その里に行かばの意なり。

○人應知見 「ヒトシリヌベミ」とよむ。「應はべし」なるが、「べミ」とよむ爲に下に「見を加へたるなり。この語を全く假名書にせる例はなけれど、卷十九「四一九三」の「霍公鳥鳴羽觸爾毛落爾家利盛過良志藤奈美能花」に對して「一云、落奴倍美袖爾古伎禮都藤浪乃花」といひ、又卷十二「二九〇」に「秋芽子乎落過沼蛇手折持雖見不恰君西不有者」卷十四「三四六八」に「夜麻杼里乃乎呂能波都乎爾可賀美可氣刀奈布倍美許曾奈爾與曾利鷄米」などあるによりて推して知るべし。「べみ」は「べし」の幹より麻行四段活用連用形のみ、の如きにうつり行きしものにして、べきによりてといふ程の意

をあらはせり。「知りぬべし」は俗語にては「知りてしまふべし」の意なり。

○狭根葛 「サネカツラ」とよむ。これは木狀蔓草の名にして、本草和名に「五味」に和名佐禰加都良」とあり。これは上「九四」に「狭名葛」とあると同じものなれど、ここには明かに「根」字をかきたれば「サネカツラ」とよむべきなり。卷十一「二四七九」に「核葛後相夢耳受日度年經乍」とあるは、このこと同じ用例なり。さて葛は長く延びわたりて、末またはひあひからまるものなれば、後には「あはむ」といふ事の枕詞にせるなり。

○後毛將相等 「ノチモハムト」なり。「後」にも「あはむ」といふなり。この詞の例は卷四「七三九」に「後湍山後毛將相常念社可死物乎至今日毛生有卷十七「三九三三」に「阿里佐利底能知毛相牟等於母倍許曾都由能伊乃知毛都藝都追和多禮」など少からず。

○大船之思憑而 「オホブ子ノオモヒタノミテ」なり。この語の例は上の「一六七」の歌にありて、そこにいへり。

○玉蜻 舊訓「カケロフノ」とよみ、童蒙抄は「蜻」字は限、又は「晴」の誤か、この時には「たまきはる」とよむとするなりといひ、萬葉考にはこのまゝにて「カギロヒノ」とよみ、美夫君志にはこのまゝにて「タマガキル」とよめり。さてこの「蜻」は類聚古集に「情」とかけるが、それは誤なること著しくして、他の諸本すべて「蜻」なれば、それを基として論ずべし。さてこれは伴信友が玉蜻考をかきて「タマカギロ」とよむべしといひ、鹿持雅澄も別に玉蜻考を著して「タマカギル」とよむべしとせるが、鹿持の説によりて「タマカギル」とよむべきことは疑ふべからず。古義は未だ玉蜻考の出來ぬ前

の著なれば、舊説に従へるなり。而してその鹿持の玉蜻考は木村正辭によりて補正せられたるなり。委しくは各本書を見るべし。さてその「タマガキル」の意は卷一四五の歌の中の「玉限」の下に説けるが、その意は玉は麗しきをたたふる詞、カギルはかがやくをいふなるが、さてこれを以て「イハガキフチ」の枕詞とせりと見ゆれど、その枕詞とせる理由は未だ明かならず。鹿持の玉蜻考には「おほよそ深き淵は青く透徹るやうなれば玉炫といへりとすべきか」といひたれど、玉蜻考補正には「玉はもと石また磐などの中に交りてあるものなれば、玉炫磐とつづけたるか、または……玉はすべて水中にあるよしなれば淵とはつづけたるにもあるべし」といひ、さて又允恭紀の男狭磯が赤石の海底に眞珠を得し話を引き、「これ珠の淵にありて耀けるよし也、かかれば、玉炫淵とつづけたるなるべし」といへり。このうち後説最も近かるべきが、然るときは、この場合には「玉は實際の珠をさせる詞なりとすべきに似たり。さて「玉カギル」を「イハガキフチ」の枕詞に用ゐたる例は卷十一「二五〇九」に「眞祖鏡雖見言哉玉限石淵垣乃隠而在隠」二七〇〇に「玉蜻石垣淵之隠庭伏以死汝名羽不謂」などあり。

○磐垣淵之「イハガキフチノ」とよむ。この語につきて契沖は「いはほの立めくりて垣の如くなる中の山川の淵なり」といへり。大體さることなるべし。この語の例は上にあげたり。これを以て、次の語の形容に用ゐたるによりて「ノ」といふ助詞を加へたり。

○隠耳 舊訓「カクレノミ」とよめるが、代匠記は「コモリノミ」とよみ、後諸家之に従へり。この「隠字」は「カクレ」とも「コモル」ともよみうることは上の「二〇一」の「隠沼」の下にいへるが、こゝは「カクレ」に

あらずしてそこにいへると同じく、こゝも「コモリノミ」とよむべきものなり。これは上の「不止行者、人目乎多見、眞根久往者、人應知見」をうけて下の「戀管在」につづくものにして、之を「家に隠り居る義」とすること普通なるが、果して然るか。今集中にこゝと同様の詞遣をせるを見るに、卷八「一四七九」に「隠耳居者鬱悒奈具左武登出立聞者來鳴日晩」とあるは家に隠りてある事なるべきが、その他の卷六「九九七」に「住吉乃粉濱之四時美開藻不見隠耳哉戀度南」卷十一「九九二」に「隠耳戀者苦瞿麥之花爾開出與朝旦將見卷十五「三八〇三」に「隠耳戀者辛苦山葉從出來月之顯者如何」の諸例は心の中にこの事のこめられてあることをいへること明かなり。而してそれらはいづれも下に直に「戀フル」といふ語あるが、こゝもそれと趣同じければ、これは心にこめてある事をいへるものにして家に隠りてある事にはあらざるべし。

○戀管在爾 「コヒツ、アルニ」とよむ。下に思ひこめて戀つつ時日を経たりしにといふ意なり。「コヒツ、アリ」といふ詞の事はこの巻のはじめ「八六」の下にあり。

○度日乃 「日」の字流布本に「目」とあり。されど他のすべての本に「日」とあれば、流布本の誤なること著し。「ワタルヒノ」とよむこと論なし。卷三「三一七」にも「度日之陰毛隠比照月之光毛不見」又卷二十「四四六九」に「和多流日能加氣爾伎保比豆多豆禰豆奈」などあり。日月に對してわたるといふはその空を行くことをいへることなりといふことは、この巻「一三五」の「渡相月」の下にいへり。

○晚去之如 舊訓「クレヌクガコト」とよみたるが考に「クレヌルガコト」とよめり。「去」字は「行ク」と

よむこと上に屢例あり、又「ヌル」に用ゐることも本集に例あることなれば、その點のみにてはいづれとも決しかぬるなり。されど「クレヌル」といへば、通常既にくれば、て後の事の如くに用ゐる、さなくとも「くるる」ことを明かに示せる詞となるが、「くれゆく」といふ時は、徐に晚れつつ時の進行するをいふ事となる。これを以て考ふるに、「くれゆく」といふ方歌の意に適せりといふべし。さて「之如」は「ガコト」とよめるが、かくの如く用言の連體形をうけてよむことは、卷五、八九七「伊等能伎且痛伎瘡爾波鹹鹽遠灌知布何其等久」卷十五、三六二五「吹風能美延奴我其等久」卷九、一八〇七「昨日霜將見我其登毛」などあり。

○照月乃「テルツキノ」とよむ。意明かなり。

○雲隠如「クモガクルゴト」とよむ。神田本には「クモコモルゴト」とよみたれど、ここは「カクル」とよむべきなり。「クモコモル」といへることは古來例なければなり。「クモガクル」は古今に通じて用ゐらるるが、假名書の例をあぐれば、卷十七、四〇一一「久母我久理可氣理伊爾伎等」などあり。さてこの「かくる」は當時四段活用なりしものなれば、その連體形より「ゴト」につづけて「クモガクルゴト」といへるなり。後世の如く下二段活用ならば「クモガクルルゴト」とあるべき所なりとす。

○奥津藻之「オキツモノ」とよむ。「海川の底奥に生ずる藻の」といひて「ナビク」の枕詞とせり。藻は水の流又浪のまになびくものなればなり。卷十一、二七八二「左寐蟹齒孰共宿常奥藻之名延之君之言待吾乎」とあるその例なり。

○名延之妹者「ナビヤシイモハ」とよむ。この語の例は上の條に引けり。「ナビク」といふ語は卷一、四七の「打靡の下にいへる如く臥したるさまをいふものなること、卷五、七九四の「字知那比根許夜斯努禮」卷十四、三五六二「字知奈婢伎比登里夜宿良牟」卷十一、二四八三「敷榜之衣手離而玉藻成靡可宿濫和乎待難爾」卷十二、三〇七九の「海若之奥津玉藻之靡將寢早來座君待者苦毛」などの例を見て知るべきが、それもただの寢ぬるにはあらずして、上の卷十二の例又この卷の「一三八」の「玉藻成靡吾宿之敷妙之妹之手本乎」の場合の如く、我と共に宿しといふなり。さて又その「宿ぬる」をただになびくといへることは上の「一九四」「二九六」の「ナビカヒシ」の例によりて推すを得べし。「かく我に従ひ寐し妻は」といふなり。

○黄葉乃「モミチハノ」とよむ。「黄葉」の文字の事は卷一の「一六」「三八」等の下にいへり。ここは「モミチハノ」にて「スグ」の枕詞とせるものなるが、その事は卷一、四七の「葉過去君之形見跡曾來師」の「葉」字の下にいへるが、その例は卷四、六二二「松之葉爾月者由移去黄葉乃過哉君之不相夜多焉」卷十二、二九七「黄葉之過不勝兒乎人妻跡見乍哉將有戀敷物乎」卷十三、三三四四「黄葉之過行跡玉梓之使之云者」などあり。

○過伊去等 舊訓「スギテイユクト」とよみたるが、童蒙抄に「チリテイユクト」とよみ、考に「スギテイニシト」とよみ、攷證に「スギテイニキト」とよめり。童蒙抄は上の黄葉の縁によりて義訓に「チリ」とよみたるなれど、過字は「チル」とよむべき文字にあらねば従ひがたし。「伊去」は「イユク」「イニシ」「イニキ」の三訓あるが、これは「イユク」「イニキ」か、いづれにも讀まるる字なれど、恐らくは「去」の一

字にて「イヌ」といふ語にあてたるをば、なほその「イヌ」といふ訓み方を確に知らせむとて上に「イ」を加へたるにて「イヌ」そのものは發語の「イ」にあらずして、ただ「去」を「イヌ」とよまむことを指導する爲の假名なるべし。かかることをせし、理由は過去は普通には「スギニシ」といふやうによまれ易ければ、その「去」が、用言の「イヌ」にして復語尾の「ヌ」にあらぬことを示す必要ありしが爲なるべし。又之を受くるに「と」といふ助詞を以てせるによりて上は終止形にて「キ」といふべきものなりとす。「すぐ」はここにては黄葉のちるをいふにあらずして人の死去するをいふことなるが、その事は卷二四七の「過去君之」の下にいへるが如し。

○玉梓之「タマヅサ」とよむ。「玉アヅサ」をつづめて「タマヅサ」とよむなり。この詞は後世「玉章」とかけども、その本語は恐らくはこの文字にて示されたる通のものなるべし。而してここには「使」の枕詞とせりと見ゆ。代匠記には「使は文をもてくるものなればかくつづく」といへるが、之は「玉章」の文字によりて「タマヅサ」を消息の文と見たるものならむ。考には玉津佐てふ事は意得ず。強ておもふに、玉はほむることば、つは助の辭、佐は章の字音にや。といへるが、これも「玉章」の二字を「タマヅサ」の本字と考へたる故なるべし。玉の小琴には之を否定してきて曰はく「今按上代には梓の木に玉を着たるを使の印に持てあるきしなるべし。そは思ひかけたる人の門に錦木を多くたてしと心ばへの似たることにて、凡て使を遣る音信の志を顯す印に玉付たる梓を持て行くなるべし。さて後に文字渡り來て書を通はす世になりて消息文は使のものなるものなる故にかの玉梓に準へてそれを同じ玉づさと云るなるべし。」といへり。攷證は

「枕詞なり、玉はほむる詞ときこゆれど、梓の字解しがたし。代匠記考などに説あれどよしとも思はれず。後人よく考へてよ。」といへり。註疏は大體本居説に賛すれど、なほ疑を存して「この説さもやと思はるれど、木も多かるることに梓と定めたるはいかなるよしならん。なほよく考ふべし」といへり。この外なほ多少の説なきにあらねど、いづれも首肯せられず。按ずるに集中のこの語の例を見るに、卷二二〇九に「玉梓之使乎見者」卷四六一に「玉梓之使母不所見成奴禮婆」卷十一二五八六の「玉梓之使不遣」卷十二三一〇三に「玉梓之使乎谷毛待八金手六」卷十三二二五八に「玉梓之使之不來者」卷三三四四に「玉梓之使之云者」卷十六三八一一に「玉梓乃使毛不來者」卷十七三九五七に「多麻豆佐能使乃家禮婆」卷三九七三に「多麻豆佐能都可比多要米也」の例は「玉梓」とかく外は假名書なるがいづれも「使」の枕詞なり。又卷十二二一一に「玉梓公之使乃手折來有此秋茅子者雖見不飽鹿裳」卷十一二五四八に「玉梓之君之使乎待也金手武」卷十二二九四五に「玉梓之君之使乎待之夜」とあるも「玉梓」とのみかき下は「君が使」といへるが、なほ「使」の枕詞と見えたり。次に卷三四二〇の「玉梓乃人曾言鶴」とあるは「玉梓」の使の人即ち使なりと見え、四四五の「玉梓乃事太爾不告往公鴨」とあるは「玉梓」を以て直ちに使の義にせりと見えたり。されば、これらは「使」の枕詞たりしものより轉位せしこと明かなり。次に卷七の「一四一五」に「玉梓能妹者珠氈」又「一四一六」の「玉梓之妹者花可毛」とあるはその意如何にか知り難けれど、「玉梓」とかけること上に一致せり。而してこれらの外に「タマヅサ」とかける例萬葉集になし。されば、「玉章」の字を以て「タマヅサ」を解かむとするは萬葉集に於いてはあるべからざるものなるを知る。かく

て假名書以外のものは一の例外なく玉梓とかければ、その詞は梓をさすに相違なく、玉はただ美稱にすぎざるべし。さてかく梓を以て使の枕詞とする所以は蓋し、その使たるものは古梓の杖を携へしならむ。かくいふ由は古ハセツカベといふものありしが、それは馳使部の意なるべきに文字に丈部とかけり。而して丈は即杖なることは些の疑なければ、馳使部は必杖を用ゐしなるべく、この杖は通常梓にてつくりしなるべし。今もステツキにつくるに多く「ツサ」と名づくる木を用ゐるはその道の人のいふ所なり。(卷二一の梓弓の條参照)その「づさ」をほめて「玉づさ」といへるなるべし。然らば、これ何のむづかしき事もなかるべきなり。

○使乃言者 「ツカヒノイヘバ」なり。その妻の死せし事を使の知らせたるなり。以上の語あるによりて隠し嬌なりといふ説あれど、この頃の妻といふは必ず己が家に迎へたりといふ事もあるまじく、又何かの事によりてその里に歸り居りて病氣などにて死せしを報道せしにてもあるべし。

○梓弓 「アツサユミ」なり。「オト」の枕詞とせり、下(二一七)にも「梓弓音聞吾母」とあり。蓋しこれは卷一、三に「御執乃梓弓之奈加弭乃音爲奈利」とあるが如く弓を引きて放つ弦音より音にかけて枕詞とせしならむ。

○聲爾聞而 舊訓「オトニキ、ツ」とよめるが、略解は「オトニキキテ」とよみ、攷證も亦集中に而をつつと訓る例なければしばらくてと六言によめり」といひ、考は下の一説の「聲耳聞而」とりて本文とし、「オトノミキキテ」とよみ、攷證もこの方いたくまされりといへり。さてこゑを「オト」といへることは、卷五、八四一に「于遇比須能於登金久奈倍爾」などの例あり。また「聲」の字を「オト」とよむ事は類聚名義鈔に「聲字にオト」の訓を加へたるのみならず、普通の字書之を示し、又卷四、七九〇「春風之聲爾四出名者」卷十二、三〇九〇に「葦邊往鴨之羽音之聲耳聞管本名戀渡鴨」などの用例もあり。次に「而」を「ツツ」とよむ事は攷證にいへる如く本集に例なきことなるに、訓義辨證には「而」を「ツツ」とよむべき由を力説せり。然れども、一も證をあげるることなし。従ふべからず。加之、これを「オトニキキツツ」とよむときは、これが下の言はむすべし知らにの修飾格又は交互作用の如くなりて意味不明瞭となるべし。されば、ここは略解の如く六言によむべし。その意は、その死を使の來りていへば、その言をききて、さて次の句にいへる感想を生じたるなり。

○一云聲耳聞而 これは一本の傳を注したるなるが、考は之を「オトノミキ、テ」とよみて、之をよしとせれど、しかある時は下の「オトノミ」といへるに、重複するのみならず、ここに先づ單純に「音をき」といひてきて悲嘆の後に聲のみにては覺束なく思ふ心を起したりとする方まされば、寧ろ本文の方まされるにあらずや。

○將言爲便 「イハムスベ」とよむ。かくかける例は卷三、三四二、四六〇、卷十九、四二、三六あり。又卷九、一六、二九に「將言爲便將爲爲便毛奈之」と云ふもあり。この語の假名書の例は卷五、七、九四に「伊波牟須弊世武須弊斯良爾」などあり。

○世武爲便不知爾 「セムスベシラニ」とよむ。「不知爾」は上の「不」は打消の意を示し、下の「爾」はその

發音を示したるものなるが、この頃にといふ打消の複語尾の連用形ありしなり。この語の例は上にあげし卷五七九四に假名書のものあり。上二句の意は妻の身まかりし由を使の來りて告げしをききて、驚き嘆きていはむかたもなく、何とせむとも判断つかず、ひたすらあきれば、てたるさまをいへるなり。

○聲耳乎聞而不得者　この二句、オトノミヲキキテアリエネバとよむ。似たる例は卷十一二二八
一〇に「音耳乎聞而哉戀犬馬鏡目相而戀卷裳太口」などあるが、のみをといへる例は上一五五に「哭耳呼泣乍在而哉あり、又卷十四三三九〇に筑波爾爾可加奈久和之能爾乃未乎可奈岐和多里南牟安布登波奈思爾あり。さてこの句の上に「されど」といふ如き意を含めて解すべし。されど、その通知だけをききて、それにて事實いかにも最もなりと信じてある譯にはゆかねばとなり。即ち、この通信を受けてより立ちても坐りても居られねばとなり。

○吾戀　舊本「ワカコヒノ」とよみ、考に「ワカコフル」とよみたり。ここには戀の下に文字なきが故に、このままならば、いづれにても不可といふを得ず。さて本集中の例を見るに、卷六九〇三に「吾戀之千重之一重裳云々」とあるは明かに「ワカコヒノチヘモヒトヘモ」とよむべきものなるが、かく明かなる證は少し。又卷四五〇九の「吾戀流千重之一隔母」卷十三三二七二「吾戀流千重乃一重母」はいづれも「ワカコフルチヘノヒトヘモ」とよむべきものなるが、かく明かにかけるも例多からず。元來「戀」といふ字は用言を本體とするが故にここにも動詞としてよむを主とすべし。されば「ワカコフル」とよむべく、その意はここにては準體言にして「わが戀ふること」の意にとるべきなり。

○千重之一隔母　「チヘノヒトヘモ」とよむ。この語の例は上にいくつもあげたり。「隔はへだて」なればその意を以て「へ」にあてたるなり。語の意は千重ある中の一重といふ事なるが、これは今の語にていへば「千分の一」といふことなり。「三が一」とか「十の一」とかいふと同じいひざまなり。

○遣悶流　舊訓「オモヒヤル」とよみ、異論も無かりしが、玉の小琴に「ナグサモル」とよみてより諸家往々之に従へり。本居のこの説は、蓋し、卷四五〇九の「吾戀流千重乃一隔裳名草漏情毛有哉跡」卷六一九六三の「吾戀之千重之一重裳奈具佐末七國」卷七一三の「吾戀千重一重名草目名國」とあるよりいでて、これらによりたるものなるべし。しかるに、この字面は上の「明日香皇女木庭殯宮之時柿本朝臣人麿作歌」にも「遣悶流情毛不在」とありて、そこには玉の小琴に説なきなり。而して、それらは古來「オモヒヤル」とよみ來りて異論もなかりしなり。然るに、本居はここに到りて遽に「思ひやる」を否定して「ナグサモル」といふ語を主張せるなり。「思ひやる」といふ語は卷一五に「思遣鶴寸乎白土」とあり、又卷十七四〇〇八に「和賀勢故乎見都追志乎禮婆於毛比夜流許等母安利之乎」とありて物思ひを消しやりはるくる意にて「遣悶」の字に該當すること既に屢いひたる所なり。されば、ここを思ひやるとよみて何等の差支なき筈なり。然るに、他の所をば「オモヒヤル」とよみて、異論も唱へざる人々が、本居のみにあらず、ここにのみ異なるよみ方をするは如何なる理由ありての事か。「遣悶」の熟字は「ナグサム」といふより「オモヒヤル」といふ意に

適し、又上にいふ如く「思ひやる」といふ語當時に屢例あるにあらずや。

○情毛有八等 舊板本「コ、ロモアレヤト」とよみたり。古寫本には「アリヤ」とよみたるもあり。考は「アルヤ」とよみ、玉小琴は「アレヤ」をよしとし、古義は「アリヤ」とよめり。先づこの「ヤ」は疑問をあらはすか感動をあらはすかが問題なれど、いづれにしても「アルヤ」とはつづくべきものにあらず。疑問の意なるときには「アレ」が条件を示す場合に「アレヤ」となり、ただの疑問のときに「アリヤ」となる。感動をあらはすときにもまた「アレヤ」となる。さて「アレヤ」となるには二の意あるが、疑問のときには「アレ」が条件たる場合なるに、しかせばこの歌の意明かならず、従ふべからず。今一つの「アレヤ」は如何といふに、本居はその意を釋せず。これに賛成せる攷證は「吾戀わたるところの千が一つもなぐさむる方もやあるとて輕の市にて立きくぞとなり」なり。されど、かくては疑問の意にて本居の説にはあはず。又美夫君志も攷證によれるが、これは「吾戀わたるころの千重が一つだになぐさむる方もやあれとて」といへり。「もやあれなど語は古今になき所なれば、あるの誤植にてもあるべきが、誤植とせばこれ亦同じ。いづれにしても本居説は成立せずしてここは疑問なること著しければ、古義の如く「ありや」とよむべきなり。

○吾妹子之 舊板本「ワキモコシ」とよみたるが、古寫本中には「ワキモコガ」とよめるもの少からず、代匠記にもしかよめり。「之は、シ」とも「ガ」ともよみうけれど、ここは「ガ」とよむべき所なり。意は明かなり。

○不止出見之 舊本「ヤマズイデミシ」とよみたるが、考に「ツネニデテミシ」とよめり。「不止は上に

いへる如く「ヤマズ」とよむべきなり。次に「デテミシ」とよむべきか「イデミシ」とよむべきかといふに、集中に「デテ」といへる例卷十四三五六〇に「伊呂爾低氏伊波奈久能未曾」三五〇三に「宇家良我波奈乃伊呂爾氏米也」母などあれば、本集の語として不當なるにはあらねど、この卷のかき方として、かゝる際に必ず「デテ」とよますべきものならば、出の下に「テ」にあたる文字を加へてありしならむ。さてはここは、普通の如く「いで見」とよむべきなり。これにつきては攷證に「ては出而の略にていかにも古言にはあれど、ここには而もじもなく、またいで、いづなどいふ言、古言になくばしらず、いでも、いづも皆古言なれば、同じ古言の中にも略語をばおきて本語をとるべき也。こはいでゆくいであつたなどいふ出なれば、必ずいであと本語によむべき所なるをや」といへるが正しき見といふべし。「いでみる」とつづける例は卷十五三六九一に「伊低見都追麻都良牟母能乎」又卷十八四一一三に「開花乎移低見流其等爾」などあり。ここはその妻が、たえず出でて見し輕市といへるなるが、その市には人々の多く出で見るものなるが、人麿の妻もまた屢出でて見しなるをいへるなり。

○輕市爾 「カルノイチニ」なり。この市は當時宮城附近の大なる市にてありしものと見え、日本紀、天武十年十月の條に「是月天皇將蒐於廣瀨野而行宮構訖裝束既備。然車駕遂不幸矣。唯親王以下及群卿皆居于輕市而檢校裝束鞍馬小錄以上大夫皆列坐於樹下、天山位以下者皆親乘之。共隨大路自此南行北」とあり。この市を通して南北に通じたる大路ありしを見るべし。これ上に輕路といへるものなるべし。市は物品を交易賣買する爲に設けたる一定の地域をいふ。

關市令に「凡市恒以午時集日入前擊鼓三度散」とあり。義解謂日中爲市致天下之民是也」とあり。かく多くの人の集まる所たることを先づ注意すべし。

○吾立聞者「ワガタチキケバ」とよむ。上にいへる輕の市にわが出で立ちてきけばといふなり。こは戀しさにたへかねて妹がつねに出でて見たりし輕の市に行きてもしもここにて行きあふこともありやと聞けばとなり。これよりして下の音毛不所聞以下にかかれるなり。

○玉手次「タマタスキなり」。畝火の枕詞とすること、かくよむこと卷一「五」によるべく、「一九」にも例あり。

○畝火乃山爾「ウネビノヤマニ」とよむ。この山の事は卷一「三」の「雲根火」の下にいへり。又「畝火」とかけるは卷一「二九」「五二」にいへり。これは輕の地より遠からずして、北西にありて高からぬど著しく見ゆるによりてかくいへるなるべし。

○喧鳥之「ナクトリノ」とよむ。「喧」字を「ナク」とよむことは卷一「一六」の「不喧有之鳥毛來鳴奴」の下にいへり。さて「玉手次」よりここまで三句は下の「音」といふ語を導き出さむ料の序にいへるにて「ナクトリノ」とつづけたるなり。

○音母不所聞 流布本「オトモキコエズ」とよめるを、古義に「コエモキコエズ」とよめり。鳥に對して「こゑ」とよめる例は卷十七「三九一」に「安之比奇能山谷古延底野豆可佐爾今者鳴良武宇具比須乃許惠三九八七」に「多麻久之氣敷多我美也麻爾鳴鳥能許惠乃孤悲思吉登岐波伎爾家里などあり。又鳥におとといへる例は卷五「八四一」に「于遇比須能於登企久奈倍爾卷十七「三九八八」に

「保登等藝須奈久於登波流氣之」などあり。これによれば「コエ」とも「オト」ともいひうべきなり。かくして「音」字は類聚名義抄などに「コエ」とも「オト」とも訓ずれば、その點よりいふとも、いづれとも定めがたし。されど、卷十一「九五二」に「霍公鳥喧奈流聲之音乃遙左」とあるが如く、「音」は「オト」とよむ方その文字の本性に近きを以て普通には「オト」とよみならはせり。而してここはその妻の聲といふよりも、その妻の聲らしく思はるる音響といふ意にとる方よかるべければ、「オト」とよむをよしとす。

○玉粹「タマホコノ」とよむ。「道」の枕詞なるがその意は卷一「七九」の下にいへり。

○道行人毛 舊板本「ミチユキヒト」とよみたるが、考に「ミチユクヒトモ」とよめり。按ずるにここは「みちゆきび」といふ熟語をなすべき所にあらずして「ゆく人」と連體格にすべき所なり。而して集中の例を見るに「道行人」とかけるは少からずして「いづれ」ともよまらるべきが、假名書のものにては「ミチユキヒト」とあるもの一もみえず、而して日本紀仁徳卷に「瀾致喻區茂能多恐譬氏序豫着」又本集卷十七「四〇〇六」に「多麻保許乃美知由久和禮播」とあるに照せば、「ミチユクヒト」とよむをよしとす。その輕の街を往來する群集の人をいふなり。

○獨谷「ヒトリダニ」とよむ。「谷」は「ダニ」の助詞をあらはすに借り用たるなり。一人なりともいふなり。

○似之不去者 古來「ニテシユカネバ」とよみて異論もなかりしが、檜燻手に「ニシガユカネバ」とよめり。打見る所には檜燻手の説の方わかり易きやうなれど、かくては甚だ拙し。この古來の

よみ方は、それを今のいひ方にせば、似た様な姿して通る者がないからといふ如きものにして、しかも遙に巧妙、簡潔なるいひ方なりとす。かかる詞遣の例は卷一「六八」の「忘而念哉」そこに多くの假名書の例をあげたりなどありて、いづれも今の人のかけても思はぬ詞の遣ひざまなり。

○爲便乎無見「スベヲナミ」なり。せむすべを無く思ひてなり。卷四「五四八」に「今夜之早開者爲便乎無三秋百夜乎願鶴鴨」などの語例少からず。

○妹之名、喚而袖曾振鶴「イモガナヨビテソデゾフリツル」なり。妻の名を呼びて袖をふりつとなり。袖を振ることは、上一五二の人麿石見より京上する時の反歌にもあるが、かれは別れを惜む情をあらはしたるものなり。その所の攷證に曰はく、袖を振は人と別るゝ時又はかなしき時戀しきにたへずしてする古しへのしわざなるべし。集中人にわかるる所に多くよめりといへり。今その用例を見るに卷六の「九六五」「九六六」卷七「一〇八五」卷十二「二〇〇九」卷十一「二四九三」卷十二「三一八四」卷十三「三二四三」卷十四「三三八九」等すべて人に別るる場合のみなり。されば、これも單に悲しさにたへずしてするわざにあらずして、生死の差こそあれ、わかれを惜む情をあらはすわざなるべし。

○或本有謂之名耳聞而有不得者句。これは金澤本、類聚古集、神田本、溫故堂本、大矢本、京都大學本等に小字二行にせり。それをよしとすべし。これは、或本ニ之ヲ名耳聞而有不得者トイヘル句アリ」とよむべきものにして、その之にて、指さるる句ここになかるべからざるなり。然るにこの文にはその句なし。これは上の「聲耳乎聞而有不得者」とある句に對していへるものなるべきこと疑ふべからず。然るにここに之を記せるは不十分なりといふべし。拾穂抄には「一云名耳聞而有不得者」として彼の下にいたり。これは季吟の私案にや、又さる本ありしにやこの注につきて彼是の論あれど、かくある以上今更之を如何ともすべからず。唯上述の如き事なりと心得てあるべし。さてこの句のよみ方なるが、代匠記には「ナノミチキ、テアリエネバ」とよめり。これによるべし。さらば本文の「聲を」とせるが相違の主點とすべきが、ここは「名」といふべき所ならねば、本文の方よきはいふまでもなし。

○一首の意。輕といふ地は吾が妻の里なれば十分に見たく思ひしかど、人目多ければ、頻繁に行かば、人も知るらむと思ひ、後にもゆつくり逢はむと思ひ、憑みて心にしぬびてある時にその妻は此世を去りたりと使の來りて告ぐるに、その音づれを聞きて、われはあきれまどひ、悲しさに堪へずして言ふべき語をも知らず、すべきわざも判断がつかずあり。されど、また思ふに、これは使の言のみにては覺束なき事なれば、自ら行き、實否を知らむ、且は又わが戀ふる心の千分一もはるくる手段もあらむも知られずと思ひて、妻が常に立ち出でて見し、かの輕の市に行き立ちて、ここにて妻にあふこともあらむかと目をすまし、耳を敬て、様子やうかがへど、妻の聲に似たるおともせず、又妻の姿に似たる人も通らねば、さては如何にと考ふれども、如何にも致し方なく、何處とあてもなきに妻の名を呼びて、袖をふりつつ別れを惜みたりとなり。按ずるにこの歌の趣は妻の死去の報を受けて、直ちにその逢ひ初めし昔を回想し、なほ昔はその使が戀しきたよりなどをもたらしたりしことを思ひ、かくてそのたのしき夢より、直ちに現實の悲

哀に移れるさまに歌へるなるべし。これが爲にこれを隠し妻なりといふ説も出でしなるべけれど、古代の婚姻は、始は皆隠妻の形式にてありしことは平安朝の婚姻の式にも三日目に「露顯又は」ところあらはしといへるがありしなどにて、それよりも古き時代の事を思ふべし。

短歌二首

○考に反歌に作れり。されど、必ずかくせではかなはずといふ道理にはあらぬこと屢いへり。本のままして差支なし。

(二〇八)

秋山之黄葉乎茂、迷流、妹乎將求、山道不知母。一云路不知而。

○秋山之「アキヤマノ」なり。下の黄葉せる木のある山なり。

○黄葉乎茂「モミヂラシゲミ」なり。この「シゲミ」といふ詞の意義は卷一「二七の山乎茂」の下にもいへるが、卷六「一〇五七に鹿脊之山樹立矣繁三朝不去」鳴響爲鷺之音」など例多し。黄葉を繁く思ひて、即ち黄葉が多くあるによりてなり。

○迷流 舊板本「マトヒヌル」とよみたるが、考には「マドハセル」とよみ、檜婦手に「サドハセル」とよめり。されど「迷」字を「サドフ」といふ語にあて得べきか否か疑ふべし。又この字今は「マヨフ」とよめども、古は「マヨフ」といふ語は「紕」字にあたるものにして「迷」は専ら「マドフ」といふ語にあたり。その證は類聚名義抄に「マドフ」の訓はありて「マヨフ」の訓なし。されば、ここはなほ「マドフ」の方

秋山の黄葉乎茂、迷流、妹乎將求、山道不知母。
秋山は黄葉の茂る山なり。迷流は流るる水なり。妹乎將求は妹を將に求むるなり。山道不知母は山道に母を不知るなり。

これは、その妻の死して山に葬られて在らぬを山に入りて、さまよひありくならむと譬喩的にいへるなり。

○妹乎將求「イモヲモトメム」なり。その妻を捜し求めむといへるなるが、ここは連體格にて下の「山道」につづけるなり。

○山道不知母「ヤマヂシラズモ」なり。その山道をば知らずとなり。「も」をかく終止につくる時は感動の意を強むる用をなすなり。

○一云路不知而 これは結句に對する一説なるが、契沖は「ミチシラズシテ」とよみたれば、「山道不知母」の代りに之を用ゐるといふ説と考へたること著し。而して諸家大抵かく考へたるに、攷證は「路」の上に山の字あるなれども山の字は本書にあれば略けるにて「山路不知而なり」といへり。されど之は一句をかへたるものと見るべきなり。意を以て推すに、本文の方よかるべし。

○一首の意 契沖曰はく、此は次の長歌によるに、羽易山に葬たるを黄葉をめでて見に入たるが、道まどひして歸らぬさまに云なせり。第七に秋山に黄葉あはれとうらふれて入にし妹はまでどきまさぬ(二四〇九)これ能似たる歌なり。之に依に妻の死去、九月下旬なりけるにや」と。

この言の如し。

(二〇九)

黄葉之落去奈倍爾玉梓之使乎見者相日所念

黄葉之落去奈倍爾玉梓之使乎見者相日所念

○落去奈倍爾「チリユクナベニ」なり。「落去を」チリユク」とよむこと上の長歌の「晚去の場合に同じ」奈倍爾は卷一「五〇」の「神長柄所念奈戸」二の下にいへるが如くと共に」と同時に「につれてな」と譯すべき語なり。

○使乎見者「ツカヒチミレバ」なり。この使は今計報をもたらしたる使なるがその使を見れば昔を想起すとなり。

○相日所念 舊板本「アヒシヒオモホユ」とよめるが童蒙抄に「ミシヒシノバル」とよみ考に「アヘルヒオモホユ」とよみたり。「相は「ミル」とよむを得べき字にして本集中にまましか用ゐてあれど、ここはなほ「アフ」の方なるべし。「相字は今專アヒ」といひて接辭の如きさまにのみ用ゐるれど、元來は用言をあらはせる字なればその方によるべし。かくて「アヘルヒ」といふよりは回想の意を明かにせむ爲に「アヒシヒ」とよむをよしとす。「所念はオモホユなることいふまでもなし。さてこの「アヒシヒ」とはいつなるかといふに、恐らくは長歌にいへる如く逢ひ初めし頃をさせりと思はる。

○一首の意 今黄葉の散り去く時なるがこの時にかの里よりの使を見れば昔彼の人と初めて逢ひし時の事の思ひ出さるるよとなり。以上はすべて過去の追想に耽らむとする情をうた

へりと考へらる。而してその妻の死が黄葉の頃にてありしことは愈著しとす。

(二一〇)

打蟬等念之時爾一云宇都會取持而吾二人見之趨出之堤爾立有槻木之已知碁智乃枝之春葉之茂之如久念有之妹者雖有憑之兒等爾者雖有世間乎背之不得者蜻火之燎流荒野爾白妙之天領巾隱鳥自物朝立伊麻之且入日成隱去之鹿齒吾妹子之形見爾置有若兒乃乞泣每取與物之無者鳥穗自物腋挾持吾妹子與二人吾宿之枕付孀屋之内爾晝羽裳浦不樂晚之夜者裳氣衝明之嘆友世武爲便不知爾戀友相因乎無見大鳥羽易乃山爾吾戀流妹者伊座等人之云者石根左久見手名積來之吉雲曾無寸打蟬跡念之妹之珠蜻髻鬢谷裳不見思者

○この歌の前に考は新に端詞をつくり加へたれどかかる本古來一もなく従ふべからぬこと既にいへり。

○空蟬等念之時爾「ウツセミトオモヒシトキニ」とよむ。「ウツセミ」といふ語の事は卷一「二三」の

「虚蟬」又「二四」の「空蟬」の下にいへり。ここは上の「一九六」の長歌の中間に「宇都會臣跡念之時云々」といへると同じくその亡妻を現身なりと思ひし時といふ意なり。ここに妻の死をいはずして端的にかくいひ起したるを見、これを上の「一九六」の長歌に照して考ふるときは、これは前の「二〇七」と相待ちてはじめて一の意を完うするものにして、「二〇七」は「一九七」にていへば、前半に相當し、この歌はその「宇都會臣跡念之時」以下の後半に相當せること明かなり。諸家多くはこれを閑却して、これらの二首を別時に別人の爲に詠ずとするは果して根據ありや。

○一云「宇都會臣等念之」これは上の二句を一の傳に「ウツソミトオモヒシトキニ」とある由を注せるなるが、下の「時爾」は異ならねば、書かざりしなり。かくて結局は「ウツセミ」と「ウツソミ」との相違なるが、「宇都會臣跡念之時」といふ語は上「一九六」にありて、同語の形のやゝ異なるのみなり。

○取持而 舊本「トリモチテ」とよめるを「童蒙抄」には「タツサヘテ」とよむべしといひ、攷證には「タツサヒテ」とよめり。攷證の説に曰はく、「集中取持」といふこともいと多かれど、皆物を手に持事か、政を取持所にのみいひて、かゝる所にとりもつといひしことなく、こゝをとりもちてと訓ては前後へかけて意聞えがたければ、考に下の或本に「携手」とあるをとりて、こゝをもたづさへてとよまれしにしたがへり。されど、たづさへてとよまれしはいかゞ。たづさへといふ時は自ら妻をたづさへゆく事になれば、ここに當らず。ここはたづさはりてといふ意なれば、たづさへてと訓べし。はりの反ひなれば、たづさはりといふ言になる也といへり。この説一往道理ある如くなれど、「タツサハリ」の「ハリ」の反となれば、「タツサヒテ」とよむべしとする説は用言の活

用の内部に反切を利用して説かむとするものにして、國語の條理を無視したる説なれば従ふべからず。さらば、單に「タツサヒテ」といふ用言にあてたりとする方まされりとせむか、「タツサフ」といふ語は下二段活用にして、當時四段活用の語たりし證なし。諸家多く直ちに「タツサヒテ」として疑はざれど、われはその證を知らぬが故に隨ひ難し。さらば、「タツサヘテ」とよまむか攷證にいへる如く、これ亦不可なり。されば、その意の如くによまむには、「タツサハリテ」と六音によまむ外あるべからず。然れども、「取持」二字を「タツサハル」とよむべき理由を知らず。されば、これ亦従ひがたし。然れば結局舊本の如く、「とりもちて」とよまむ外あるべからず。然るときは又考、攷證などにいへる如く、何をとりもつにかといふ難いでむ。然れども、これは契沖が「とりもちては下にある槻の枝なり」といへることにて明かなるにあらずや。

○吾二人見之 「ワガフタリミシ」とよむ。われら二人にて見しといふなり。他の説にては堤を見る事の如くなれど、わが如くよまむときはこれより下の「槻木」につゞく文勢なり。

○趁出之 舊板本「ワシリイデノ」とよみ、考は「ハシリデノ」とよみ、攷證は「ワシリデノ」とよみたり。「趁」は廣韻に「俗趨字」と注して、類聚名義抄には「ワシル」とも「ハシル」とも注せり。さて「ハ」と「ワ」とは語によりては古くより相通せりと見え、その點よりいへば、いづれにてもよかるべきが、ここは日本紀雄略卷の御製歌に「和斯里底能與廬斯企野磨能……」とあるによりてよむべきなり。本「集卷十三の「三三三」に「隠來之長谷之山青幡之忍坂山者走出之宜山之出立之妙山叙」とあるも同じ趣なる語なり。さてこの語の意は攷證に「走り出るばかり近きをいへる也」といひたれど、

これにては何の事かわからぬなり。寧ろ略解に「門近きを云」といへる方簡にして要を得たりといふべし。これは雄略の御製についての守部の説に「此方より出立向ひを云なり。……されば此山は朝倉宮に真向ひて常に立馳にも出て見たまふ地なれば出立とも走出とも詔ふなり」といへる如く門前近き所にして、一寸走り出づればすぐに見ゆる地點にあるものをいふ爲の語と見えたり。

○堤爾立有「ツツミニタテル」なり。堤は倭名鈔に「陂堤に注して和名都美」とあり。これは池のつゝみにて土を築きて水をつつむより來りし語なるべし。「立有はタテル」なり。「タテルは植ゑ立ちてあるをいふ。日本紀卷二に「植此云多底婁」とあり。入麿の住所か妻の住所かの附近に池ありて隄ありしことこれにて知るべし。

○槻木之「ツキノキノ」とよむ。槻は倭名鈔に「唐韵云槻音規都木名堪作弓者也と見ゆ。この木は樺に似て少しく異なるものにして、古來本邦に多かりしことは古事記下卷雄略卷に「天皇坐長谷之百枝槻下爲豐樂」とあるなどにて知るべし。その槻木がこの堤の上に植ゑ立てられてありしならむ。堤に木を植ゑることは營繕令に「凡堤内外並堤上多殖榆柳雜樹充堤堰用」とあるにて著しきが、槻木の植ゑられし例は卷十三「三二二三」に「神南備乃清三田屋乃垣津田乃池之堤之百不足五十槻枝丹水枝指云々」などを見て知るべし。

○己知若智乃枝之 舊本「コチゴチノエノ」とよめりしを考に「コチゴチノエダノ」とよめり。「枝はエダ」なる事勿論なるが、古語に「エ」ともいへり。されば、この卷「一一三」に「玉松之枝をタママツガ

エ」とよみて「エダ」とはよまざりしなり。ここに至りて遽に「エダ」とよみて字餘りの句とすべき道理何處にあるか。或は彼は上を「ガ」といひたれば「エ」といひ、ここは上を「ノ」といひたれば「エダ」といへるなりといふ如き説もいひ得む。されど、それも亦據なきなり。日本紀雄略卷の歌に「阿理鳴能宇倍能婆利我曳陀阿西鳴」とあり。これによれば「エ」とも「エダ」ともその宜しきに從ひてよむべきなり。この故にここは舊訓によるをよしとす。「コチゴチ」といふ語は古事記雄略卷の歌に「久佐加辨能許知能夜麻登、多多美許母幣具理能夜麻能、許知若智能夜麻能、賀比爾多知邪加由流、波毘呂久麻加斯」といへるをはじめ、本集にはこの外卷二「一一三」に「百兄槻木モモツキノ虚知期知爾枝刺有ニルエリ如ニ卷三「三一九」に「奈麻余美乃甲斐乃國、打緣流駿河能國與己知其智乃國乃三中從出立有不盡能高嶺者ハカネ卷九「一七四九」に「瀧上之櫻花者、開有者落過リスギニケリ祁里舍有者、可開サキツギスベシ繼許智期智乃花之盛爾サカリ」などあり。これにつきて從來は「をちこちにてかなたかなたなり」といふ如き説なりしを槻の落葉に三卷の歌につきて「こちは此方也。ちはいづちの知に同じ。甲斐の國の此方、駿河の國の此方とふたつに分る言なり」といひ、古事記傳はこの説をよしとして「こは彼方此方なるを此方此方分りとしも云は此方より彼方と云處は彼方にては又此方なれば、此方の此方、彼方の此方なり。各と云言の如し」といひ、又曰はく「此説は荒木田久老が萬葉の哥なるにつきて云る説にて、信に然ることなり。然るを昔より誰も許と袁を通ひて直に彼此と云言とのみ心得居るは精しからず。さては彼と此と混つになりて差なし」ともいへり。四十二「守部の山彦册子に本居の説をもひがこととして説を立てて曰はく「許知其知は彼此とは元より別にて其言

の貌上に物二ツを先いひて、其一ツを此と指し、今一ツを此と指ていふ詞なり。今の心にては兩ながら此といはん差別なく、いかゞなるやうなれど、今俗言にも兩方にある物を指して此方もよい、此方もよい、又此等がおもしろい、否此等がおもしろいなど、常にいふと同じいひざまなり」といひ、又「さればかの彼此と云語はうちつけにもよみ出せるを此許知其知は一首の初めにうち出せる例は非ずして必ず先上に物二ツを云て其次にのみいへり。」ともいへり。この語の事實上の説明は守部の説の如くにてあるべく、本居の説の如きはわかりたるやうにて何の事か實は不明瞭に陥るべく思はる。先づこれが「チコチ」といふ語の轉にあらぬ事は、最初の音が「コチ」とあるにて明かなり。凡そ語言の轉ずる多くの場合はそれが複合する際に、下に來る部分に轉音あるものにして最初に轉音あるが如きは極めて特異の場合なりとす。されば「チコチ」と「コチゴチ」とは明かに別の語なるべし。又下の語頭を濁れるは、これ「コチ」といふ語を疊ねたるものたるを示してあまりあり。さればこれは「コチ」といふ語が、基にてそれを二つ疊ねたるものたるは明かなりといふべし。さて何が故に、我等が今「アチコチ」といふべき所を「コチゴチ」といひしか。本居翁の説の如き理由によるが爲か、守部のいひしが如き考へ方に基づくかといふに、その實はさるむづかしき理由によるにあらざして、當時「あち」といふ語未だなかりしが故なるべく思はる。即ちこの頃の文獻をみるに「コチ」といふはあれど、「ソチ」といふは見えざること奈良朝文法史に既にいへる所なり。而して、第三人稱の所謂遠稱の「ああれ」といふ語は全く當時に發生してあらず、同じく遠稱に「かかれ」はあれど、發達十分ならざるなり。又たと

ひ「かかれ」ありとても「かち」といふ語は古來なき所なれば、これを用ゐて方向を示す語は、全く成立せざりしなり。されば第三人稱の方向を指す語としては當時「コチ」の一語のみなれば、これを種々の場合に用ゐるより外に方法なき筈なり。この故に、本居翁の説の如きは架空の説明にしてとるに足らざるなり。又守部の「先物二をいひて云々」といへるも、ただある場合の説明として役立つのみに止まり、この語法の根本義には更に觸れぬ論なり。「コチゴチ」と疊ねいへる以上、それによりて指示せらるるものは、二以上あるべきは理の見易きところなり。畢竟事實を精査せずしての空論は世をあやまるに止まるといふべきのみ。されば、その意は今の語の「あちらやこちら」といふに異ならずと知るべし。「こちごちのえ」とは多くある枝を總じていへるなり。

○春葉之茂之如久「ハルノハノシゲキガゴトク」とよむ。春の若葉の茂きが如くなり。春には若葉の盛りに出で茂るを以て、これによりて葉の數限りなく多きが如くとその思ひのしげきをたとへたるなり。卷十九「四一八七」に「念度知大夫能許能久禮繁思乎」卷十一「一九二〇」に「春草之繁吾戀」など似たるいひざまなり。

○念有之妹者雖有「オモヘリシイモニハアレド」とよむ。「者」を「ニハ」とよむ例は卷一「二九」の「夷者雖有」四七「荒野者雖有」など多きのみならず、本集の例として、上には略し、下には委しくかけること少からず。契沖之を釋して曰はく「されば下に「爾者」とあるに準じて、ここも知るべし。青葉の日を逐て盛なる如く、いよ／＼思ひまさる譬なり」と、まさに然るべし。